

会議録・令和6年12月9日第4回定例会（第1日目）

1. 招集の年月日 令和6年12月3日
2. 招集の場所 明和町議会議場
3. 開 会 12月9日 午前9時00分 議長宣告
4. 応 招 議 員 14名
 - 1番 江 京 子
 - 2番 田 邊 ひとみ
 - 3番 北 岡 泰
 - 4番 中 井 啓 悟
 - 5番 瀬 田 萌
 - 6番 綿 民 和 子
 - 7番 奥 山 幸 洋
 - 8番 新 開 晶 子
 - 9番 松 本 忍
 - 10番 山 本 章
 - 11番 宇 田 雅 行
 - 12番 高 橋 浩 司
 - 13番 下 井 清 史
 - 14番 辻 井 成 人
5. 不 応 招 議 員
なし
6. 出 席 議 員
14名
7. 欠 席 議 員
なし
8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 松 井 友 吾
議 会 書 記 山 本 歩 美 瀬 田 芳 春 小 林 政 則
9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 下 村 由美子 副 町 長 高 木 謙 治
教 育 長 下 村 良 次 総 務 課 長 朝 倉 正 浩
防 災 安 全 課 長 荒 木 隆 伯 税 務 課 長 西 尾 仁 志
ま ち づ くり 戦 略 課 中 井 清 央 斎 宮 跡 ・ 文 化 観 光 課 長 森 下 純

会計管理者(兼)会計課長	西村正樹	産業振興課長	坂口昇
建設課長	西尾直伸	上下水道課長	肥留間誠
こども課長	家城和司	福祉総合支援長	稲浦満
住民ほけん課長	日置加奈子	生活環境課長	丹合信隆
教育課長	青木大輔	小学校区編制 推進室長	中瀬基司

10. 会議録署名議員

1番 江京子

2番 田邊ひとみ

11. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

(午前 9時 00分)

◎開会の宣告

○議長（辻井 成人） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年明和町議会第4回定例会を開会します。

また、新聞社等から撮影許可の依頼がありましたので、許可したいと思います。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願ひします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（辻井 成人） 日程第1 「会議録署名議員の指名」については、会議規則第126条の規定により、議長から指名をいたします。

1 番 江 京 子 議員

2 番 田 邊 ひとみ 議員

の両名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（辻井 成人） 日程第2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの5日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月13日までの5日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（辻井 成人） 日程第3 「諸般の報告」を行います。

監査委員より提出いただいております8月、9月、10月分の例月出納検査結果報告書及び公の施設の指定管理者監査報告書の写しと一部事務組合議会の報告書の写し、各委員会の視察の際の合同調査報告書を配付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、日程第3 諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（辻井 成人） 日程第4 「行政報告」を行います。

町長。

（町長 下村 由美子 登壇）

○町長（下村 由美子） おはようございます。

令和6年第4回定例会開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、公私何かとご多用のところ、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、ただいまは、本定例会の会期を5日間とお決めいただき、諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、10月27日には衆議院議員総選挙が執行され、11月11日には新内閣総理大臣が選出され、閣僚人事が行われ、第2次石破内閣がスタートしました。

今後の優先課題として、1、厳しさを増す安全保障の対応、2、治安・防災への対応、3、経済の活力回復が挙げられています。

特に、治安・防災での対応が挙げられていることは、この地域でいつ起きてもおかしくないと言われる南海トラフ地震への防災対策を進める中でも積極的な国の支援を期待しているところです。

また、経済の活力回復の中では、これまで以上に地方創生を活性化の起爆剤とされ、地域が活性化する地方創生施策がどのように具体化されていくのか注視しているところです。

今後も、国・県の動向を注視しながら町政運営を進めていきたいと考えております。

それでは、9月定例会以降、本定例会までの間の主な動きにつきまして、簡略にご報告させていただきます。

明和町では、今年度から地域の方々に認知症や虐待に対する正しい知識をつけてもらおうと、小学校などで「認知症キッズサポーター養成講座」と「虐待防止講話」を開催しています。9月には斎宮小学校4年生を対象に実施し、以降、順次小学校などを巡回しています。講座を受講した児童は「認知症キッズサポーター」に認定させていただきました。

このような取組を通じ、高齢者や認知症に対する理解が広がり、地域全体で支援していきたいと思っております。

9月21日から10月20日までは、多気町、明和町、大台町、度会町、紀北町の

5町で構成する美村エリアと、NHKアニメ「忍たま乱太郎」とのコラボ企画として、各町を巡るスタンプラリーなどの周遊企画を実施しました。5町全て巡ると忍たま乱太郎の亚克力ジオラマがもらえるなどの特典があって、人気を博しました。多くの方々に5町の魅力を感じてもらおうきっかけになったかと思えます。

10月1日付で、建築士1名、事務職2名の3名を新規に採用しました。明和町では、新たに加わった3名の新規職員を迎え、全職員一丸となって「住みたい 住み続けたいまちづくり」を目指し、今後も取り組んでいきます。

10月1日、大淀小学校、上御糸小学校、下御糸小学校、斎宮小学校の4校の3年生がスポーツを通じて交流しました。当日は、学校の垣根を越えて児童が混合でグループをつくり、子どもたちは協力しながら楽しむ様子が見られました。各学年でこのような交流を行っており、令和8年度からの新生活がよりスムーズにスタートしてほしいと思えます。

10月から、南海トラフ地震に備える訓練「防災サバイバルアクション」を、下御糸地区、上御糸地区、明星地区、斎宮地区の皆さんと連携して実施しました。訓練では、起震車体験や防災アドバイザーの講話、元旦に能登半島地震を体験した大淀小学校教諭の講話を聞くなどして、改めて備えることの重要性を学んでいただきました。いつ起こるか分からない災害に備えて、あらゆる対策を講じていきたいと思えます。

10月25日、多気町と明和町が取り組む「デマンド交通広域連携プロジェクト」の出発式を行いました。このプロジェクトは、多気町が運行するエリア乗合タクシー「でん多」と明和町が運行する「チョイソコめいひめ」が、AI機能を使用し連携することで、これまで公共交通での移動手段がなかった多気町と明和町の区間を、車両を乗り継いで行き来ができるようにしたものです。約3か月間実証運行をし、課題を検証しながら本格運行を目指していきます。

10月30日、子育て関連の行政手続をスマートフォンなどで行う「子育てDX実証プロジェクト」を開始しました。このプロジェクトでは、「行かない・待

たない・書かない」をポイントとしています。このプロジェクトの普及活動を行うアンバサダーに、町内4名の方に就任していただきました。今後、アンバサダーのお力もお借りしながら、地域の皆様に便利に使っていただけるよう情報発信をしていきたいと思えます。

9月から1月まで齋宮文化芸術祭を開催しています。11月には、齋宮平安絵巻プロジェクトマップや、齋宮奉納薪能などのプログラムを実施しました。中には外国人観光客の姿も見られ、より多くの方に齋宮の魅力を感じていただけたかと思えます。

11月16日には、齋宮きららの森で植樹祭を行いました。この植樹祭は、公益財団法人岡田文化財団の「三重県さくらプロジェクト」の一環で、寄贈いただいた桜の苗木100本を地域の皆様と一緒にきららの森に植樹しました。この苗木は5年ほどで花をつけ、20年後には立派な木に成長するという事です。きららの森が桜の名所になるのが楽しみです。

11月23日、県史跡坂本古墳群指定20周年を記念し、講演会を開催しました。講演会では、発掘調査で分かったことや金銅装頭椎大刀が出土した際のエピソード、坂本1号墳の被葬者造などが語られました。会場に訪れた皆さんには、坂本古墳群の文化的価値を改めて知っていただけたかと思えます。今後も、坂本古墳群を地域の大切な文化財として継承していきたいと考えています。

11月24日には、NHK大河ドラマ「光る君へ」の題字の揮毫した書家の根本知さんのトークショーが行われました。根本さんは、仮名文字の魅力や大河ドラマの題字の制作秘話などを語っていただきました。大河ドラマ「光る君へ」の影響で、平安時代や齋宮に注目が集まっています。この絶好の機会を生かし、全国に齋宮の魅力を発信していきたいと思えます。

以上、9月からの主な動きについて、ご報告を終わります。

次に、本定例会の上程議案につきましては、固定資産評価審査委員会委員の選任同意が1件、指定管理者の指定についてが1件、条例の制定が3件、一部改正が2件、令和6年度一般会計補正予算ほか2つの特別会計補正予算と水道

事業会計並びに下水道事業会計の補正予算をお願いすることとしています。

今後とも、町民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力を賜りながら、町内外の多くの皆様から「訪れたい」「住みたい」「住み続けたい」と思っている町の実現に向けて、最大限の努力をしていくことを申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（辻井 成人） 日程第5 「一般質問」を行います。

一般質問は、7名の方より通告されております。

許可したいと思います。

12番 高橋 浩司 議員

○議長（辻井 成人） 1番通告者は、高橋浩司議員であります。

質問項目は、「副町長の役割等について」の1点であります。

高橋浩司議員、登壇願います。

（12番 高橋 浩司議員 登壇）

○12番（高橋 浩司） 皆さん、おはようございます。

議長より登壇の許可をいただきましたので、事前通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

本定例会は今年最後となりますが、議会の役員改選により正副議長が交代し、新体制で臨む初めての一般質問となります。よろしく願いいたします。

今回は、7月に就任された高木副町長に関することを中心に質問いたします。

今年2月に急逝された世古口前町長の後任として、3月25日に下村町長が就任されました。突然の町長の死去、そして、ごく短い期間で行われた町長選挙に対し、町民の皆様は心配や不安を感じられていましたが、結果、適切な判断がなされたと考えております。約5年半にわたり前町長を支えてきた副町長が新町長に就任され、その後の副町長人事は多くの注目を集めてきました。

そうした中、7月1日付で現職の県職員である高木謙治氏が新たに副町長に就任されました。これまで、多くの町民や関係者から、この副町長人事について疑問や意見が多数あったため、9月で質問をさせてもらう考えもありましたが、就任から2か月では十分な回答が得られないと思い、この12月のタイミングでお尋ねすることといたしました。

そこで、副町長の役割等についてをテーマとして質問いたします。

1つ目ですが、町長が求める副町長の役割と、町民や役場組織からの期待について伺います。

今年4月、下村町長は副町長選任に当たり、「財政に明るく、調整能力があり、県と町のパイプ役を担える人材」という条件で一見知事に要請され、高木副町長が就任されました。平成以降、明和町では、助役、副町長はそれぞれ歴代の町長を支え、重要な役割を果たされ、その中で県職員の出身者は3名の方がお見えになりました。

木戸口町政では、助役を務めた明和町出身在住であった山中昇氏は、三重県職員として松阪地域県民局長などを歴任され、退職後も平成7年度から約5年間この職を務められ、在任中はもちろん退任後も地元の住民から厚い信頼を寄せられ、町の歴史や文化を深く理解し町行政の発展に大きく貢献されました。中井町政では、平成19年度から3年間、多気町在住で現職の県職員であった明石典男氏が副町長を務められ、平成22年度からは四日市市在住で同じく県職員の辻善典氏が後任として2年間務められました。その後は、県職員ではない、明和町出身在住の元町職員の寺前和彦氏が、約5年半にわたり町長を支えられました。寺前氏も、退任後は自治会長や関係団体の役職を担い、現在でも職員

の相談に助言をするなど、ふるさとへの貢献を続けられておられます。

世古口前町長が下村副町長を選任した理由として、職員時代の先輩上司であった経験を踏まえ、下村氏が地域に精通し職員から厚い信頼があることを高く評価し、この人以外にいないということを考え要請されたからです。

そこでお伺いします。

中井町政で副町長を務められた町外在住の現職の県職員であった明石氏と辻氏について、在任中に推進された政策や事業及びその成果について、それぞれどのように評価されておられるでしょうか。

また、退任後のお二人が明和町行政にどのような形で関わり、町に貢献されているとお考えでしょうか。

下村町長と高木副町長、それぞれの見解をお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 高橋議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。町長。

○町長（下村 由美子） ただいま高橋議員から質問をいただいた件についてお答えしたいと思います。

平成19年度から平成21年度まで副町長を務められた明石典男氏、そして、平成22年度から23年度まで副町長を務められた辻善典氏のお二人は、それぞれ在任期間中、町政運営に大きく貢献されました。

お二人に共通しているのは、優れた人間性と周囲との丁寧な関わり方です。時には厳しく指導をいただくこともありましたが、それは常に根拠に基づいた確かなものであり、職員をはじめ多くの方々が見習うべき姿勢でした。また、特にメンタル面で休職した職員等に対する対応において、周囲の意見を十分に聞きながら慎重かつ的確な判断をされていた点が印象的でした。

明石氏については、住民に直接接する役場業務において、住民の声をしっかり聞き対応することが重要だとの姿勢を常に貫かれ、公営住宅整備事業上御糸団地建替え工事やみどり保育所の増築、行政チャンネルの放送開始など、住民生活に直結する重要な施策を推進されました。

一方、辻氏においては、第5次明和町総合計画の策定や農漁業、商工業の振興、さらには史跡斎宮跡を中心とした町の活性化に尽力されました。

退任後も、明石氏は、県において介護や文化振興に関わる業務に携わりつつ、町とのパイプ役として尽力され、斎宮歴史博物館の館長として文化・歴史分野で貢献されました。一方、辻氏についても、社会教育文化財保護課や人権センター長を歴任され、町との連携の中で相談や助言をいただいたり、県との協力による町内講座の実施にご尽力いただきました。

このような取組を通して、お二人のご尽力は、町の地域力向上に大きく寄与したものと認識しております。

私自身もお二人には、県へ戻られてから、私が担当しておりました保育所やこども園に関する課題への対応や県との調整において、大変助けていただいた記憶があり、感謝の念を深く抱いております。

○議長（辻井 成人） 副町長。

○副町長（高木謙治） 私からも答弁させていただきます。

町長からの答弁にもありましたように、お二人とも職員の模範となり、職員との対話を大切にされ、かつ的確に職員を指導されるとともに、中井町長を適格に補佐し、中井町長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助期間である職員の担任する事務を監督するという副町長としての任務を成し遂げられたのだと思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

高橋議員。

○12番（高橋 浩司） ありがとうございます。

在任期間中、いろいろこの住民の声、傾けていただいて、人間性であったり姿勢であったり見習う点もたくさんありながら、政策もしっかり進めてもらったと。で、退任後も、県に戻られてからも、副町長、課長時代、そういった形で助言とかパイプ役として町に貢献してもらったというお話です。

で、先ほどの冒頭で、ちょっと町民からの意見とか、私自身も感じるところ

ではあるんですけども、私は高木副町長が適任ではないとかふさわしくないとか、町外の方だから副町長として適任に欠けるというふうに考えているわけではないんです。ただ、仮に、この人しかいない、余人をもって代えがたいという強い確信を持って特定の方を選任依頼をしたのであれば、多くの町民が理解しているのではないか、理解されたのではないかというふうに思います。

県の職員さん、一般行政職員だけでも約4,300人。警察や教育部門を含めると2万3,400人が在職されておると。で、その中には、町長が求める条件を満たす方が明和町内にもお見えになるのではないかというか、お見えになるはずやと僕は思います。

で、一見知事に依頼する際に、あえて明和町出身や在住の方を条件に含めなかった理由に関して、町長の見解をお願いします。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 副町長の人選について、町が直面する課題解決を最優先というふうに考えました。

特に、財政運営について豊富な知見、それから優れた調整能力、そして県との連携を円滑に進める力を兼ね備えた方を起用することが重要だというふうに判断し、町内外を問わず候補者を幅広く検討しました。

その結果、これらの条件を最も満たし、即戦力として町政に貢献していただける方として県職員の方をお願いすることとしたものです。

○議長（辻井 成人） 答弁は終わりました。

高橋議員。

○12番（高橋 浩司） ありがとうございます。

それはよく分かるんです。よく分かるんですけども、先ほど申し上げた助役、副町長を務められた中に、退任した後とかそういったことで、いわゆる定年退職した後とかでも、この町内在住の方であればというような思いもあります。

で、高木副町長にとっては少し先の話で恐縮ですが、退任後も町職員への助

言、県との連携の充実、そしてこの明和町の地域振興に関わっていただけること、町民や職員は期待していると思いますのでよろしくお願いします。で、さらに、退職された後、伊勢市在住であられるということで、側面支援というか、町に関わっていただくようなお気持ちでおられたいというふうに希望します。

下村町長は、3つの条件の中で県とのパイプ役を求めています。しかし、明和町の西場県議、多気町の松浦県議と、多気郡の選挙区にはお二人の県議員がいらっしゃいます。お二人は日々、明和町をはじめ多気郡や三重県全体の地域振興に尽力されており、県との連携やパイプ役としても重要な役割を果たされておると認識しております。

で、そのような中、町長が副町長に期待される県とのパイプ役とは、具体的にどのような役割を求めているのか。また、高木副町長の後任も県職員を要請されるのか。町長の見解をお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 西場県議や松浦県議には、日頃から明和町はじめ多気郡全体の地域振興に多大なるご尽力をいただいております。そのご支援には深く感謝しております。一方で、副町長には、行政実務の細部にわたる調整や進捗管理の役割を担っていただきたいと思っております。

具体的には、県の各部門との直接的な連携を図り、町施策への具体的な支援を確保するとともに、日常的な業務の中で県との調整を円滑に進めることを期待しています。これにより、町全体の行政機能を強化し、政策を確実に推進できるものではないかと期待しているところです。

高木副町長の任期終了後につきましては、その時点での町の課題や状況を踏まえ柔軟に判断していきたいと考えています。引き続き、県からの派遣を要請する可能性も含め、町にとって最適な体制を検討していきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

高橋議員。

○12番（高橋 浩司） ありがとうございます。

そういった県議の役割ではない部分、聞かせていただきました。細部の調整、職員のサポート等、サポートというかいわゆる調整、高い調整能力ということで期待しておりますので、よろしくをお願いします。

で、次に、副町長にお尋ねいたします。

今回の人事について、高木副町長は、突然の内示ではあったが違う世界でこれまでの経験を生かしたいと即答したと話されています。その発言から、新たな町政への意欲と明和町のナンバーツーという重責を担う熱意が強く感じられます。

そこでお尋ねします。

副町長としてこの5か月間、明和町行政の内情をご覧になられ、その評価と感想をお聞かせください。また、町の課題や職場環境の改善に向け、何をどういった形で着手されたか教えてください。そして、副町長の明和町の未来に関わる覚悟と決意をお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 質問が終わりました。

副町長。

○副町長（高木謙治） まず、5か月間で注力した点ということでお答えしたいと思います。

まず、私に与えられた課題の一つである、町の財政の立て直しに向けて着手をしました。なぜ町の財政状況が厳しいのかを分析することから始めまして、令和4年度、5年度の決算状況について、県内市町や類似団体との比較を行いました。

歳出では、人件費や扶助費、公債費等の額や歳出に占める割合、歳入では、住民税、固定資産税等の町税や地方交付税の額の推移について他市町との比較を行い分析するとともに、歳出の削減や歳入の確保に向けて、実現可能で具体的な取組方法の検討を行ってきたところです。

あわせて、町の財政状況について、まずは職員や議員の皆さんにご理解いただき、今後の対応についてご意見やご提案をいただくなど、課題解決に向けて共に考えることが大事であると考えています。このため、9月の決算特別委員会における説明資料にも、例えば、明和町は類似団体よりも公債費の占める割合が大きいですとか、類似団体は公債費の負担が小さくなっている一方で明和町は大きくなっていると、このため、一般財源に余裕がないなどと、従来よりも詳しい内容を盛り込むとともに、広報11月号では、より財政状況を分かりやすく掲載し、先日の全員協議会等でも、令和7年度当初予算要求に当たっての考え方や一般財源の状況についてご説明したところです。

また、財政再建に向けては、歳出については、人件費や公債費といった経常的経費の抑制が不可欠であり、特に人件費については、日曜開庁といった休日出勤や平日の時間外勤務の縮減に向けて、これまでの業務の取組状況を検証し、事業の見直しや廃止を検討するよう職員に求めているところです。

財政健全化の取組については、職員と目的を共有し、職員の理解と協力がなければ実現できないと考えるため、課長会議の場等を使って町の財政状況を説明したり、具体的な取組方法を提案したりもしているところです。

さらに、リーダーシップを発揮するには、職員との信頼関係が欠かせません。県からやってきた私がどういう人間かというのを知ってもらうためでもあります。職員とのコミュニケーションの機会を増やし、少しずつ信頼関係を築けるよう、例えば、書面決裁の内容で疑義がある場合には、担当課へ出向き担当職員に直接尋ねたり、副町長室のドアを日頃から開け放ち、職員が相談に来やすいようにしたりと努めているところです。

次に、副町長としての役割や責任から明和町に対する思いというところですが、県庁生活においては、企画や財政などの総務分野で多くの経験を積んできました。県庁内でも話をしやすい職員が多いのが私の財産の一つであると考えているところです。

これまでに培った知識やスキルに加え、県庁内で築いてきた職員とのネット

ワークを生かしてタイムリーに情報をもらえるようにしたり、こちらからアドバイスを求めたり、町の仕事を進めやすいように調整したりするなど、町の抱える課題解決に向けて取り組んでいきたいと思っています。

副町長としての役割、責任については、町長を補佐し、町長の命を受けて政策や企画の推進を担うとともに、町の各組織が行う事務について適切に監督する職であると認識しており、強い使命感を持って日々の業務に取り組んでいきたいと考えています。

明和町に対する思いとして、私の出身地である伊勢市の隣であり、かつ、斎宮は伊勢神宮との関わりが深いこともあり、かねてより親近感を持っていました。その明和町が、斎宮跡という有数の史跡や、米や松阪牛をはじめとする特産品、伊勢と松阪に挟まれているという地理的条件などを生かして持続的に発展していけるよう、町民や職員との対話を通じて町の抱える課題に一つずつ取り組むとともに、町の目指すべき姿の実現に向けて町長を補佐していきたいと考えています。

それから、町が抱える課題に迅速かつ的確に対応するためには、町長、副町長、教育長と職員が一体となり取組を進める必要があります。そのためにも、まずは職員と町を目指す姿について随時すり合わせを行い、役場としての一体感の醸成に努め、取組の方向性を一致させることが重要であると考えています。

あわせて、職員との対話を通じて信頼関係を築きながら、職員の声を丁寧に聞き取り、職員の働きやすい職場づくりの取組に努め、職員の満足感を高めることで町民サービスの向上につなげられるように取り組みたいと考えています。

最後に、議員から、明和町の未来を担う覚悟と決意をとのことですが、これまで述べていた取組を通じて町の発展につなげられるよう、議員の皆様方からご提案やご意見をいただきながら、町長、教育長、町の職員の皆さんとともに力を合わせて、微力ながら尽力していきたいと考えています。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

高橋議員。

○12番（高橋 浩司） 町長、副町長、ありがとうございます。

いろいろな思い、期待する部分、たくさんあります。

特に副町長おっしゃられた、三重県庁内、県庁内のネットワークを生かして職員のいろいろな事業の潤滑油というか支援をしてもらいたいと思います。

副町長が、2年後、県に戻ることや町外の方であるということについて、否定的に捉えるだけでなく強みとして考える、理解している部分も多くあります。27年間の県職員生活ですかを生かし、県レベルの専門性や町職員にはない視点を取り入れた新しい政策や管理手法の導入、そして、地元のしがらみにとられない政策推進にも期待しています。

次に、2つ目、先ほども副町長もおっしゃられましたが、財政再建及び財政難の中での新庁舎の建設を含む町政運営について質問させていただきます。

副町長は、明和町は県内で最も厳しい財政状況にある、耐震基準を満たしていない役場庁舎の問題に取り組む、住民サービスを落とさず新しいことにも挑戦すると述べられております。この発言に町民は、ある意味不安であったり驚きであったり期待であったりいろいろな声が上がっております。

財政再建や新庁舎建設、新規事業への挑戦など、これらの課題を2年間の任期中にどのように進めていくのか、具体的な戦略についてお聞かせください。

さらに、先ほども申されましたが、財政健全化の一環として、来年度予算で基本的に、基本的にですが20%カットが検討されているとの話を聞きます。これが職員や住民サービスに与える影響について、副町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（辻井 成人） 質問が終わりました。

副町長。

○副町長（高木謙治） 財政再建に加えて新庁舎建設、新規事業への挑戦に当たっては、令和3年3月に策定した明和町財政健全化プランに掲げる基本理念である「持続可能な財政運営」と「歳入確保の推進」や「歳出抑制の推進」といった基本方針に立ち返って、歳入・歳出の両面からの取組を徹底する必要がある

ると考えています。

まずは、本年10月、11月には、令和7年度当初予算の編成に際して、幹部職員をはじめとする職員に対して財政状況を説明し、財政状況の改善に向けた具体的取組について理解を求めるとともに、厳しい予算要求基準に基づき予算要求がなされるよう協力を求めたところです。

具体的には、歳入面では、ふるさと寄附金の確保、受益者負担原則の徹底、社会経済情勢に応じた利用料の引上げなどであり、歳出面では、既存事業の見直し、維持管理コストの節減、総人件費の抑制、起債残高の抑制など、対話を通じて職員からの提案や知恵を引き出しながら、基本的なところから改めて取り組んでいきたいと考えています。

次に、優先順位につきまして、まずは財政再建の道筋をつけることが最優先であり、その先には新庁舎建設や新規事業への挑戦が見えてくるかと思っています。

また、事業の優先順位については、非常に厳しい町の財政状況と職員との協議を踏まえ私の考えを整理しつつも、最終的には町長に判断いただくものと考えています。

それから、議員から来年度予算で全て20%カットが検討されているのはいか、基本的にはというふうなことでありましたけれども、20%カットが検討されているのではないかと指摘がありましたが、令和7年度予算の要求に当たって、職員に対して、義務的経費を除いて原則全ての経費において一般財源で前年度費20%の減額を目標に要求するよう求めたところです。これは、財政調整基金等の基金を取崩しすることなく一般財源ベースで単年度の収支を均衡させるための要求基準として示したのですが、昨今の人件費や物価の上昇を踏まえると達成困難な状況であることは承知しているところです。

あくまでも義務的経費を除く分について、国や県の補助金等の活用や事業の見直しなどにより、一般財源の削減努力を求めたものであり、現時点において、来年度予算の全ての経費、また、その他全てとは言わないまでも経費を20%カ

ットするとかというふうな方針はありません。

なお、予算編成に当たっては、町の財政健全化と住民サービスの確保とのバランスを考慮し、町税や地方交付税等の歳入見込みなどを勘案しながら今後進めていくこととしています。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

高橋議員。

○12番（高橋 浩司） ありがとうございます。

この後も質問でお尋ねするんですけれども、やはりその新庁舎であるとか新しい事業ということに関しては、先ほどの20%って、切れない部分はもちろん切らないんですけれども、全体的にしっかり抑制するよというを指示されたというふうに理解しておりますが、やはりその新庁舎や新しい事業となると、当然、財政再建からというふうな話になるので、その副町長おっしゃられた優先順位、プライオリティとかに関して言うと、さすがに2年間で難しいのではないかというような、その計画的なものというのが今後見せていただくのかなというふうに期待しております。

で、副町長にお尋ねするんですけれども、重複する部分ご容赦ください。

県内29市町の令和5年度決算によると、明和町の経常収支比率は101.4%と、県平均の90.8%を大幅に超え最下位となっていると。で、現在、基金を取り崩して運営する厳しい状況にあり、現在の財政健全化プランが令和7年度で終了することと思います。

これらの状況を踏まえ、新たな財政戦略では、経常収支比率の改善計画の目標を何年で何%に設定するとか、さらに、財政再建には予算の丁寧な精査が不可欠であると考えます。例えば、小中学校教員の経費は、本来、県が負担すべきと考えますが、非常勤講師や養護教諭の経費を町が約2,000万円弱負担していると思います。こうした支出は是正していかなければならないと思います。また、費用対効果が低い事業、根拠が不明確な施設について、どのようにこれから取り組むか、副町長のお考えをお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 質問が終わりました。

副町長。

○副町長（高木謙治） 新たな財政戦略では、経常収支比率をどういうふうな目標を立てていくのかということでご質問いただきました。

ご存じのとおり、経常収支比率とは、人件費や公債費、それから借金返済のための公債費といった義務的経費に加え、庁舎等の維持修繕、町民バスの運行、施設の指定管理、行政サービスのためのシステム使用経費、各団体への補助金等の経常的な経費を、町税や地方交付税等の一般財源でどれだけ賄えているかを示す数値です。令和5年度決算では町の経常収支比率が101.4%となり、経常的な経費を経常的な収入で賄えていないことを示しており、新庁舎建設や新たな事業に着手しづらい状況となっています。

経常的に支出している費用について急激に削減することは非常に困難でありまして、固定費である人件費や公債費の抑制などにより、比率を少しずつ改善するとともに、当面の間は町の貴重な財源であるふるさと寄附金を確保することにより、一般財源の不足を補いながら財政運営に取り組む必要があると考えています。

今後も人件費や公債費等の義務的経費が増加する見込みであり、また、国の税制改正の動きもあり、現状において住民税や地方交付税といった歳入の状況も見通せないため、現時点において経常収支比率の具体的な数値目標を示すことは困難です。

次に、費用対効果が低い事業や根拠が曖昧な支出についてどのように対応されるのかといった問いがありましたが、現在、令和7年度予算編成に向けて各課からのヒアリングに私も同席し、予算見積書を1枚ずつめぐりながら各課の担当者から聞き取りを行っているところです。

まずは、それぞれの事業について、必要性や有効性、他の自治体とのバランスなどの観点などから、内容を精査した上で対応を検討したいと考えています。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

高橋議員。

○12番（高橋 浩司） ありがとうございます。

実際、その数字的なもの、何%を何年に掲げるというのは難しいというふうなことはよく分かります。ただ、その目標値というのも、それは必ず達成できなくともやっぱり数字的なものというのは、この次の財政健全化プランに明記されるのかなというふうに思うんですけれども、こういった厳しい現実を直視し、単にコストカットに走るのではなく、口で言うほど簡単ではないのは十分に承知しておるんですけれども、創意工夫を重ね前向きにやっていく姿勢、ふるさと納税とかもそうなんですけれども、さっき入りと出の話もあったんですけれども、歳入を増やす、で、支出を省く、無駄な支出をカットしていく、そういう慎重に判断していただいて財政健全化を進めていただき、最下位の不名誉を返上するようお願いいたします。

続いて3つ目の、満足度の高いサービス提供のため、働きやすい職場環境についてお伺いします。

高木副町長は、職員がストレスなく余裕を持って働ける環境づくりが町民の満足度向上につながると発言されております。この考えに基づき、町民の満足度をどのように定義し評価するのか。町長と副町長のそれぞれ見解をお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 質問が終わりました。

町長。

○町長（下村 由美子） 職員の働きやすい環境を整えることが町民の満足度の向上に直結するという高木副町長の考え方については、非常に重要な視点であると私は認識しております。職員が心に余裕を持ちながら仕事に取り組める環境を整えることで、業務の質が向上し、また、結果として町民の皆様に対するサービスの提供の質も向上するのではないかと考えております。

町民の皆さんの満足度とは、町民の皆さんが町の行政サービスや施策に対して、安心感や信頼感を持ち、自分たちの暮らしが豊かになっていると実感でき

る状態を指すものと考えています。

その基準は、例えば、窓口で丁寧な、そして迅速な対応をするとか、また、地域の声を反映した政策の実現をするとか、さらには、災害時や緊急時における適切な対応など、多岐にわたるものです。こうした一つ一つの積み重ねが、町民の皆さんの満足度に結びつくと私は認識しておるところでございます。

○議長（辻井 成人） 副町長。

○副町長（高木謙治） 町民の満足度とは何を基準とするかということですが、満足度を客観的に比較しようとするれば、どのように評価するのかについては、仮に私が住民の立場で評価する場合にあっても、非常に難しいことだと思っております。

そのため、必ずしも絶対的な基準というのではなく、総体的に判断するケースが多いのではないかと考えておまして、例えば、明和町では本年12月に第6次明和町総合計画に関する町民アンケートを実施しますが、その回答で寄せられたご意見等に対して、住民の皆さんの目に見える形で町が取組姿勢を示し、少しずつでも課題の解決につなげていく努力をしていくことで住民の理解や協力が得られるとともに、町を取組姿勢に対して共感や納得をしてもらえないかと思っております。

また、本議会でもご説明したマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う対応ですとか、現にお困りの周辺住民の生活環境の改善に向けた管理不全土地管理制度の活用など、住民の日常生活における諸課題に対し住民に寄り添って真摯に対応することで、町民の皆さんの満足度の向上につながるものと考えています。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

高橋議員。

○12番（高橋 浩司） ありがとうございます。

町長おっしゃられた、サービスであるとか、安心安全で暮らしていて不満がないというか心地よいというかそういったものを、地域の声を反映しながら進

めていただきたいと思います。

で、副町長おっしゃられた総合計画に関しての町民アンケートなんですけれども、町民の満足度を高めるためには、このアンケート調査というのの項目の中に、よくインフラ整備、道路であるとか、あと防災対策。で、観光振興など、いろんなハード的なものであるとかソフト面のサービスの項目であったりそういったことも重要かと思うんですけれども、いろんな調査の中に住民さんというか住んでおられる方の満足度を高めるためには、まず公平・公正・平等性を実現することが必要と言われたりしています。

この総合計画、令和2年の調査にはそういった設問がないので、その公平・公正・平等性というのはなかなか漠然としたもので書きにくいとは思うんですけれども、やっぱり他者との比較みたいなものがあるかなと思います。例えば、町内で言えば、公共料金における不平等を解消することは町民の満足度に直結する、満足度向上に直結する重要な課題の一つだと思います。現在、公共下水道と農業集落排水における料金算定の違いによって、そこで不平等というか公正ではないのではないかというようなことがあって、見直しを進められておると承知しております。で、見方を変えて、それは町内、内部の話なんですけれども、町内だけでなく近隣市町と比較して、例えば、明和町の水道料金というのは割安な水準にあるのかなというふうに感じております。しかし、能登半島地震をはじめとする自然災害、地震等により、水道管の耐震性の不足が各地で明らかになってきており、老朽管の更新を今進められておりますが、それをさらに加速するため、その原資となる予算の確保が必要ではないかというふうに考えております。

2年ほど前に水道料金の見直しもされましたが、さらなる検討も必要な時期にきているのかなというふうに思います。もちろん料金の引上げに関しては、町民の理解が不可欠であります。必要性や、近隣市町と比較して公正・適性であることを丁寧に説明することが必要です。

こういったことを踏まえ町長の見解を、町民の満足度の向上と災害対策の充

実という観点からお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 質問が終わりました。

町長。

○町長（下村 由美子） 町民の満足度を高めるためには、インフラ整備や防災対策、観光振興に加え、公平性・公正性・平等性を確保することが極めて重要であるとのこと指摘につきましては、私も同じ認識を持っております。特に公共料金の算定方法について住民間での公平性を確保することは、町民の皆様から信頼を得る上では欠かせない課題であると考えております。

現在、本町においても、先ほど議員がおっしゃられましたように、公共下水道と農業集落排水施設の料金体系に関する課題を認識しておりまして、不公平性の解消に向けた見直し作業を進めております。

また、上下水道料金につきましては、近隣市町と比較して格安な水準にはありますが、一方で、老朽化した水道管の更新や耐震化といった重要な課題が存在しています。

これらの課題に対応するためには、必要な財源を確保する観点から、適正な料金水準の検証と見直しを実施する必要があると考えており、上水道事業においては令和4年度に、下水道事業においては現在、第一段階として料金見直しを進めているところであり、今後も段階的に見直しを行う必要があることも認識しております。

そのためにも、近隣市町との料金比較や上下水道事業の経営状況等をお示した上で、災害対策や老朽施設の更新等の重要性について、丁寧かつ透明性のある説明を行うことが不可欠です。公平性・公正性・平等性の観点を重視しながら、町民の皆様にご納得いただける形で進めてまいりたいと考えております。

また、町民満足度の向上は、公共料金の見直しに限らず、様々な施策を総合的に進めていく中で実現できるものと考えております。そのため、現状や課題に対する丁寧な情報共有を行い、住民の皆様との信頼関係をさらに深めながら、よりよいまちづくりに取り組んでまいります。

引き続き町民の皆様のお声をしっかりと受け止め、公平性と信頼性を確保した行政運営を進めてまいりますので、ご指導、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

高橋議員。

○12番（高橋 浩司） ありがとうございます。

耐震化というか、老朽化更新というか、災害は起こってはならないんですけども、やはりどうしても南海トラフがいつ起こるか分からないというふうな状況、各地でこの被災地、被災者を苦しめているのがインフラ整備、特に水道というところがあるので、明和町もたくさん耐用年数を超えてきている水道管があると承知しております。そこをどういった優先順位、さらに今のペースでやっていくと随分時間がかかると。有利な事業を、交付税であったり、補助事業であったり、いろいろ工夫しながら加速していってほしいなというふうに思います。

満足度に関しては、情報提供と住民の声を丁寧に聞いていただくということで、基本的に、変な言い方ですけども、当たり前のことではあるんですけども、それをしっかり徹底してやっていただくということかと思います。

先ほど町長、副町長もおっしゃられましたけれども、この町民の満足度を高めるためには、職員が働きやすく活気ある職場環境が不可欠であると。しかし、近年、町職員の不祥事、早期退職が相次いでいる状況において、仮にハラスメント問題への対応が不十分である場合、被害者の病休や早期退職を招き、さらには採用辞退につながったりするなど、町行政全体に悪循環をもたらすおそれがあります。現在も何らかのハラスメントに苦しんでいる職員がいるかも分かりません。大きな問題に発展しないよう、具体的にどのような対策を講じているのかお尋ねします。町長、答弁願います。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） ご指摘いただきましたように、町民の満足度を高める

ためには、職員が働きやすく活気ある職場環境を整備することが重要であると認識しております。職員一人一人が安心して業務に専念できる環境を築くことは、町行政への信頼にもつながるものと考えております。

ハラスメント問題への対応については重要な課題として真摯に受け止め、早期発見と適切な対応に努めておりますが、現状において改善の余地があるところのご指摘も踏まえ、さらなる取組を進めてまいりたいと思います。

具体的には相談体制の充実やハラスメントの防止研修の実施を継続するとともに、職場環境に関するアンケートを実施し、課題の把握と解決を図ってまいります。また、職員の声のボックスを活用して、職場環境改善に向けた意見を広く集めるほか、困り事や気づいたことについては、三役や総務課が随時直接の面談や相談に応じる体制を整備しております。これにより、職員が抱える課題に迅速かつ適切に対応できる仕組みをさらに充実させていきたいと考えているところです。

職員一人一人がやりがいを持ち、働き続けられる職場環境を目指し、引き続きサポート体制の充実と環境改善に努めてまいります。このような取組を通じて、町民サービスの向上や町のよりよい未来づくりにつなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

高橋議員。

○12番（高橋 浩司） 続いて、会計年度任用職員についてお伺いします。

現在、早期退職や内定辞退が続く中、人手不足を会計年度任用職員さんがサポートしていると聞いておりますが、これまで一度もなかった人事異動の意向調査と言うんですか、職員は希望調書って毎年取っておられると思うんですけれども、これまでに一度もなかったんやけれども、来年度の異動に向けて、いわゆる役場の正規職員さん同様の異動が行われると。そのことを前提にその調査をされていると。会計年度任用職員さんの中には、変わりたいけれども、ずっと同じところにとか、10数年、長い人でもう20年を超えている方も見えるか

と聞きます。そういった役場の都合で、そういった普通に異動したいなという、違う仕事もしたいなと思うところを、ずっとそこに配置してきたという中で、急に違うところで一からこの勉強して仕事しましょうというふうになったとしても、なかなかついていけるかなというふうに不安の声も聞こえてきます。こういった中で、もうそんなやったら私辞めるわとか、これはもうしゃあないと言うたら、そうなんですけれども、わざわざこういったそういう経験豊富な方が離職というか辞められて、正規職員の業務の負担がまた増えてしまうという。それで住民サービスの低下につながる心配があります。

そこで、お尋ねします。労働契約法における民間企業のいわゆる5年ルールに準じて、地方自治体として同じ業務に5年以上携わった、勤務した会計年度任用職員を正規職員として登用する制度の検討について、町長の見解をお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 会計年度任用職員の皆さんが町の業務を支えていただいていることに対しては本当にありがたいことですし、また大きく貢献していただいているということでは私も十分に認識しております。そして、その力を存分に発揮していただけるよう努めていきたいなというふうには思っております。

一方で、事業の完了であるとか政策の変更、それから正規職員の人事異動の状況や予算編成等により、任用継続ができない場合があることも事実です。その際には経験や能力を最大限に生かせるように、人事異動、配置転換なども含めて総合的に判断し、対応していきたいなというふうに思っているところです。

今回実施した意向調査については、是非があるかとは思いますが、今回それぞれの部署ごとの状況を把握するとともに、会計年度任用職員の皆さんのご意見を伺う目的で行ったものです。「辞めることを促されているように感じた」とか、「辞めるかどうかの選択を感じた」というようなご意見もいただいております。そういう点については今後の改善点として検討していきたい

などというふうには思っております。

また、令和6年度から会計年度任用職員の皆さんには、新たに勤勉手当の支給も開始いたしまして、処遇改善を進めておるところです。こうした取組を通して、皆さんが安心して働ける環境を整えていきたいなというふうには考えております。

ご提案の5年ルールについてですが、一般企業の労働契約法と地方自治体の会計年度任用職員の任用の仕組みは性質がちょっと異なっていると思います。また、国からは正規職員の採用に当たっては競争試験などによる常勤職員としての能力実証を改めて行う必要があるとされております。そのため、正規職員化については、職員構成や財政面を含めて慎重な検討が必要ではないかと思っております。現時点で5年ルールの導入を具体的に検討しておりませんが、全国の自治体の事例等も参考にしながら、町の実情に応じた制度の方向性を模索していきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

高橋議員。

○12番（高橋 浩司） ありがとうございます。

会計年度任用職員さん、突然やったんで不安ということで、もう少し事前にこういった意味でというのがあればよかったのかなというふうに思います。勤勉手当とか、令和6年度から実施されて、処遇の改善とか向上とかもやられておるということを聞かせてもらいました。今後も例えば長期任用枠の設定とか、いわゆる雇用の安定化、安心して働けるように、休暇制度の充実であったりとか、そういう環境づくりを進めて、そういった貴重な経験、技術とか、スキルを持つ会計年度さんが辞めていかないように工夫していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

最後になりますが、いろいろ厳しいとか、嫌な質問もさせてもらったんですけども、財政再建、そしていろんな課題を抱える行政運営、先ほどちょっと触れましたけれども、職場環境に関するいろんな課題、多くの問題が山積

する中、副町長への期待が非常に大きいことをご理解いただければ幸いです。
町長をしっかり支えていただき、町のために尽力いただきたいと思います。今
後の活躍を心より期待しております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で高橋浩司議員の一般質問を終わります。

6 番 綿民 和子 議員

○議長（辻井 成人） 2番通告者は、綿民和子議員であります。

質問項目は、「子どもへの支援体制から里親制度を中心に」「高齢者が生き
活きと安心して暮らせる町に」の2点であります。

綿民和子議員、登壇願います。

（6 番 綿民 和子議員 登壇）

○6番（綿民 和子） 改めましておはようございます。

ただいま議長に登壇のお許しをいただきましたので、今回は子どもへの支援
体制、主に里親制度を中心に、高齢者が生き活きと安心して暮らせる町の2点
について一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、里親制度の周知や広報について質問させていただきます。

私は以前から里親制度には関心がありました。令和2年には、津市にある児
童施設なないろと乳児院まひろに行き、実際の養護施設の状況を聞いてきまし
た。その中で私は、施設で暮らす子どもたちにとって、施設だけではなく家庭
生活も大切ではないかと強く感じました。そして里親は子どもにとって大切な
制度であると考えています。

少し前になりますが、県の里親制度のシンポジウムが玉城町でありました。
町長もお見えになっておりましたよね。私は14年前に明和町議会議員に当選さ

せていただいた頃から、里親制度にとっても関心がありました。社会的に養護が必要な子どもに家庭的な養育を提供する里親制度の普及が進むことをいつも願っています。

シンポジウムでは、次のようなことを学びました。里親とは、様々な事情により保護者から離れて暮らす子どもたちを家庭に迎え入れて養育する方です。そもそも三重県内には虐待や親の貧困または病気など様々な事情で、家庭での養育が困難な子どもたちが500人ほどいるそうです。里親制度はこうした子どもたちを家庭に迎え入れ、家庭的な環境の中で子どもの養育を行っていて、子どもたちは温かな家庭生活を通じて養育者との愛着関係を築き直し、心豊かに育っていくことができるというものです。

そして、さらに子どもたちは養育されるだけの存在ではなく、一人の主体性を持った人としての意思や気持ちを十分聞いてもらう権利があるということ。こういった子どもたちの本音をやり取りの中で確かなものにしていく意見形成支援が今、大切になってきており、このことは全ての子どもたちに保障されるべき権利だということでした。

県は、地域の方々が全ての子どもたちの幸せに思いを馳せてもらうことを願って、この里親シンポジウムを開催していました。私は、このようなシンポジウムが我が町でも開催されるとよいのにと思いました。里親制度を周知していくことは、世間一般の里親について理解してもらい、里親登録へのハードルを低くすることだと思います。

また、里親と子どものマッチングも大切だと思っています。マッチングは児童相談所の担当者が行い、安心して養育していくために養育費が支給され、里親の一時的な休息のために、乳児院や児童養護施設や他の里親に養育をお願いします。相談があれば県の里親支援相談員がいたり、里親同士の交流や情報交換には三重県里親会という組織があったりするそうです。

そこでお尋ねいたします。この里親制度への町内登録や現状などはどのようになっていますか、お聞かせください。

○議長（辻井 成人） 質問が終わりました。

町長。

○町長（下村 由美子） 綿民議員から里親制度についてのご質問をいただきました。

先ほど議員からもお話がありましたように、玉城町で開催された里親シンポジウムに私も参加させていただきました。内容については、「私の本音をきいて！～意見形成支援のための子どもアドボカシーとは～」との題でございまして、子どものためから、子どもとともにして、子どもの心の声を聞く大切な取組について、一般社団法人子どもの声からはじめよう代表理事の川瀬信一さんから講演をいただきました。また、講演に引き続いて、養育里親の方と社会的養護経験者の方とのパネリストによるパネルディスカッションでは、様々な苦労や喜びなどの経験談等を通して、里親制度の重要性や必要性を改めて認識することができました。

議員がお尋ねの明和町の里親制度への町内登録や現状についてでございますが、現在、明和町では里親登録をされてみえる家庭は2世帯でございます。そのうち1世帯で里親の受託に向けて調整を図っているところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

綿民議員。

○6番（綿民 和子） 今、町長から2世帯という答弁をいただきましたが、里親制度があまり普及していないのは、町民の皆さんへの情報不足が要因の一つだと私は考えています。実際に里親さんをされた方にお話を聞いたところ、その方が「里親をしています」とお話ししましたら、「え、どんなことをするのですか」と言われたそうです。この制度の実施機関は三重県ですが、町としてどのような取組を今まで行ってきたのかお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 質問が終わりました。

こども課長。

○こども課長（家城 和司） 里親制度につきまして町としてどのような取組を

今まで行ってきたのかにつきまして、議員のほうからご質問をいただきました。

明和町のこれまでの取組といたしましては、平成28年4月に、伊勢市、鳥羽市、志摩市、それから玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、明和町の3市5町で里親の一層の普及に向けまして、地域一体となって取り組むため、里親制度の普及啓発に関する協定を締結しております。

この協定の一環といたしまして、先ほど議員、町長のほうから話のありました今年10月に開催されました玉城町での里親シンポジウムが三重県との共催で開催され、里親に関心のある方など総勢270名の参加があったとのご報告をいただいております。

また、平成29年には、明和町子ども家庭支援ネットワーク、通称MCネットと申し上げますが、の講演会時に、里親支援専門相談員による里親説明会を実施いたしております。

今年度につきましては、里親月間でもあります10月に町ホームページを通じまして、里親制度の内容について幅広く周知を行ったほか、こども課窓口などにも里親制度の普及啓発のパンフレットを置いて、啓発に努めているところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

綿民議員。

○6番（綿民 和子） この前のシンポジウムに行ったときに、里親制度の出前講座あるということを知りました。町内のボランティアグループおたがいさんでは、県の出前講座を受けました。受けた方々の感想を少しご紹介させていただきます。

経済的には昔と比べ、豊かな現代社会において、児童虐待等で里親制度が重視されている現状の一部を知ることができました。他には貧困が主な要因でないゆえに、様々な背景があるのが確かにということ。また、里親制度の背景の一端を知ることができてよかったというものでしたが、またもう一つは、町として子どもの人権を保護する手だてとして里親制度の推奨についてどのように

考えておられるのかという様々な意見をいただきました。

明和町でも里親制度への正しい理解と周知が行政に求められますが、この制度を町民の皆さんに知っていただくような周知広報、そして今後の制度普及への取組を具体的にお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 質問が終わりました。

こども課長。

○こども課長（家城 和司） 先ほど町長のほうから申し上げましたとおり、明和町での里親登録をされてみえるご家庭は2世帯となっており、里親登録数を増やしていく必要があると認識しております。里親になるためには、議員からも先ほどご説明がございましたとおり、指定の研修を受けたり、家庭環境の調査などがありますが、特別な資格は必要なく、さらに里親には里親手当や生活費、教育費や医療費なども支払われます。少しでも里親に興味を持っていただける方が増え、里親としての登録が増えるよう、引き続き三重県の里親普及啓発事業の一環として行われております里親出前講座や里親説明会等の機会を通じ、児童相談所などと連携する中で周知に努めていきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

綿民議員。

○6番（綿民 和子） いろいろな取組を考えられているということで、町民の皆様はこの制度の理解を進めてもらえることを強く願っております。

玉城町でのシンポジウムでは以下のお話もありました。

里親はチーム養育です。児童相談所やフォスタリング機関、これは里親のサポート機関ということですが、様々な機関・団体が里親養育を支えます。里親になるには、特別な資格は必要ありません。子育ての経験は問われませんが、登録には研修の受講が必要です。子育て中や共働きのご夫婦もいます。必要に応じて保育所や放課後児童クラブなども利用することができます。長期間子どもを預かる里親さんだけでなく、短期間や一時的に子どもを預かる里親さんも活躍されているとのこと。

県では、令和6年度に里親さんのお話を聞く機会が県内6か所の会場で設けられていました。

そこでお尋ねします。このような機会は明和町でも今後設けてもらえるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（家城 和司） 議員のほうからご説明のありました今年度、県内6か所で現在開催されております里親説明会についてでございますが、当町におきましても平成29年に開催されてから随分年数のほうが経過しております。今後は三重県のほうに様々な機会を通じまして、当町での開催に向け働きかけを行っていきたいと考えます。

子どもたちは生まれ育って、様々な環境の中で今育っております。保護者の病気など様々な事情で家庭での養育が困難な子どもたちに対しては、三重県とも連携する中で、さらなる支援の輪を広げていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

綿民議員。

○6番（綿民 和子） 今後明和町でもこのような機会を設けていただくということをお願いしております。よろしく願いいたします。

子どもたちが家庭的な環境で養育され、健やかな成長につながるよう、里親制度が広く知られるように取組を行い、登録につなげてほしいと思います。

さて、半年前になりますが、ある新聞に次のような記事が掲載されておりました。「総務省行政評価局は、虐待や親の貧困など親元での養育が困難になった子どもを引き取る里親への支援が不十分だとして、子ども家庭庁に改善を勧告した。同庁は、里親世帯が保育所を優先利用できるよう自治体への周知を徹底する方針を明らかにした。全国的に里親登録の世帯数は年々増加しているが、実際に子どもを受け入れた里親世帯は約3割。理由の一つとして、里親登録者は共働き世帯が多く、保育所の確保に不安を抱いているためと指摘した」とい

うものでした。

明和町において、里親登録世帯が保育所を利用したいときには、優先的に利用できるようお願いいたします。そして、明和町での子どもへの支援体制が多方面で進むことを強く願います。

さて、先月になりますが、九州にある武雄図書館などを視察させていただいた研修を行いました。この図書館がある武雄市は、佐賀県の西部で低山と盆地と川沿いの平地が入り込む地勢で、人口は約4万人の市です。

武雄図書館は、図書館と歴史資料館などで構成される市立の複合施設ですが、数年前にこども図書館も併設され、図書だけではなく知育玩具などが置かれたプレイ・ワークスペースや、秘密の部屋という恐竜やおばけの本が並ぶ子どもだけの秘密めいたスペースや、赤ちゃん休憩室、中高生の話せる学習室でもある多目的スペースや民間施設のフードコートやカフェテラスが併設され、子育てに忙しい世代の親子がともに楽しめたり、中高生が集える場所となっていたりで、大変参考になるものでした。明和町でも、将来このような施設ができれば、もっと魅力ある町となるのではないかと考えさせられる研修でした。

では、次の質問に移ります。

高齢者の居場所づくりについてお尋ねいたします。

明和町では、第10次明和町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画が今年3月に策定されています。基本理念として、「高齢者が生きがいを持ち、ともに支えあいながら安心して暮らせる町づくり～めざそう いっしょに わたしらしい生活～」と明記されています。そして、「令和7年には、団塊の世代が75歳以上になり、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、要介護認定者、認知症高齢者が増加することが予測されます。さらに令和22年には団塊ジュニアが65歳となり、やがて高齢者数がピークを迎える一方で、介護人材をはじめ、地域で介護・福祉を支える人が不足することが懸念されています」と書かれています。

また、基本目標として、住み慣れた地域での生活を継続できるまち、主体的

に介護予防・健康づくりに取り組めるまち、高齢者が社会に参加し、生きがいを持って暮らせるまち、高齢者が大切にされ、尊重されるまちとあります。

明和町では、独り暮らしの高齢者や障害を持つ高齢者、介護が必要な高齢者の方々には計画的に取り組がなされ、介護予防事業など努力されており、感謝いたします。

さて、最近、私の住んでいる地域の高齢者の方からよくお聞きするのが、介護サービスはまだ受けていないが、周り的高齢者の方々が日中デイサービスなどにも行かれるので、話し相手や行くところがなく孤独感を感じるというものでした。独り暮らしではないにしても、家族は仕事が忙しく、帰宅は夜遅くて、早朝出勤、1日誰とも会わず、一言もおしゃべりする相手がいなくて寂しいと話される方もあります。

時期は過ぎましたが、今年の夏は熱中症警戒アラートが毎日出るような酷暑でした。地域の公民館に行っても、暑いのでエアコン使用料を払わなければならない、気軽には使えないという高齢者の方も見えました。

また、町指定のクーリングシェルターは家から遠く、運転免許証を返納して車に乗れないので行くことができないと地域の公民館をクーリングシェルターに指定してもらえたらという高齢者の声もありました。

そこでお尋ねします。このような高齢者の方が、熱中症警戒アラートが発令されたとき避難できるクーリングシェルターを地域の公民館に指定することと、常に集まることができる居場所づくりが必要だと私は思います。町としてこのような問題にどのようにお考えか答弁願います。

○議長（辻井 成人） 質問が終わりました。

生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 私からはクーリングシェルターの指定の部分についてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、クーリングシェルターでありますけれども、クーリングシェルターというものは、まず施設規模に応じた適当な冷房施設があって、熱中症特別警戒

アラートが発令されたときに開放して、利用者が滞在するために必要かつ適切な空間を確保できる施設であり、市町村長が指定をすることができるものというふうに位置づけられております。

明和町では、役場庁舎など7つの公共施設と2つの民間施設をクーリングシェルターとして指定をさせていただいております。

なお、民間施設や公共施設であっても、指定管理施設については、クーリングシェルターに指定する場合には、施設管理者と協定書を交わした上で指定をする必要がございます。また、施設の名称、所在地、使用する部分、開放する曜日、時間帯、受入れ可能な人数、施設の管理責任者を定めて公表する必要もがございます。

ご質問にありました地域の公民館をクーリングシェルターに指定することは、制度上もちろん可能ではございますけれども、施設の開放や冷房施設の稼働、それから、それにかかる費用など、運用にかかる各種負担は施設管理者であります自治会と地域の方が担っていただく必要がございますので、公民館を管理する自治会等、地域の皆様方のご理解とご協力が必要不可欠ということになってまいります。

○議長（辻井 成人） 福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦 満） 常に集まれる居場所づくりが必要だというようなご質問をいただきました。

高齢化が進む中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らしていけるよう、介護・医療サービスの充実、認知症予防や介護予防、日常生活や住まいの支援など関係機関等の連携を図り、地域包括ケアシステムを進めているところでございます。その中で議員のおっしゃいましたように、地域で通える居場所づくりにより話し相手を見つけることのできる地域のサロン活動は大変重要であると考えております。

町では生活コーディネーター事業を実施しており、サロン活動や地域での通いの場づくりに関しまして、町社会福祉協議会に相談窓口を設置しております

ので、高齢者の居場所づくりを今後も支援していきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

綿民議員。

○6番（綿民 和子） クーリングシェルターにはいろんな条件が必要という答弁をいただきました。自治会が電気代であるとか、いろいろ持つのはそうだと思うのですが、その手助けというか、町からもそういうふうな一部負担というか、そういうものがあればなということは私は思っております。それが現実に行くのかどうかということは難しい問題だと思いますが、前向きに検討していただければありがたいです。

それと、先ほど課長のほうからはサロンのことを言われましたが、明和町でも多分サロンは増えてきていると思います。でも、サロン開設に当たってでも、いろいろなそれこそ費用がかさんできて、食料費とか電気代とかいういろいろな問題があると思うのですが、そこもやっぱり明和町は財政厳しいとは思いますが、高齢者のためにいろんな方策を考えていただければなと思っております。

来年の夏もまた今年のように酷暑だと予測されますので、介護をまた必要としない高齢者の方なども身体的にも精神的にも安心して暮らせるような町になることを望みます。

さて、私は5年ほど前に空き家を利用した高齢者サロン開設について町にお聞きしたら、空き家対策支援事業での補助制度があるので活用していただきたいということでした。

お尋ねいたします。空き家対策支援事業の補助制度を使って高齢者サロンを開設したのは今年どれぐらいあり、その状況を答弁願います。

○議長（辻井 成人） 質問が終わりました。

生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 空き家対策支援事業を活用した高齢者サロンの開設の実績というものはこれまでございません。0件であります。ご相談に関

しましても、これまで特に具体的なものは承ったことがございません。

補助制度に関しては、どうしても申請者の方の自己負担というものが必要になってまいりますので、資金面がネックになって、なかなかご相談や申請には至らないのではないかなというふうに考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問は。

綿民議員。

○6番（綿民 和子） やはり高齢者自らが補助制度を申請して高齢者サロンを開設するのは難しいこともあると思います。公民館利用など既存の施設を気軽に利用できるようにしてもらえるとよいと思います。

高齢者の居場所が近くにあるし、病気ではないけれども年齢とともに筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい状態のフレイルを防ぐとともに、高齢者の健康維持や増進、気力向上につながると私は思います。

第10次明和町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の第4章、施策の推進の3番目に、高齢者が社会に参加し、生きがいを持って暮らせるまちという項目があり、その取組内容に地域での通いの場づくりとして、より多くの高齢者が気軽に集える居場所づくりを進めるため、サロン活動の周知を図り、参加者の増加とサロン活動が行われていない地区への充実を支援します。また、サロンで高齢者のニーズに合った様々な活動が展開されるよう、生活支援コーディネーターなどの支援によって、支援団体とのマッチングや先進事例の紹介などを進めますとありました。

明和町では老人クラブの加入者が減少傾向だと聞きました。その分サロン活動や高齢者ボランティア、シルバー人材センター活動などが活発に行われるようになるとうい私は思います。

私は、高齢者が地域で生活するのに便利なものは何かと調べたところ、愛知県東浦町では、住民と協力し、徒歩圏内に通いの場をつくり、行政の健康教室から住民主体の活動への移行を支援して工夫がされている事例等がありました。

この東浦町は、「ひがしうらアクティブシニア応援ガイド～助さん～」を作成し、家事のお手伝いや片づけ、弁当・食料品の配達、見守りサービスのある店などを掲載している情報本に通いの場も掲載されていました。このような情報本があることは高齢者にとっては心強いと思います。

明和町でもこのような情報本を作成していただけると助かるのと思いますので、よろしく願いいたします。このことについて答弁願います。

○議長（辻井 成人） 福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦 満） 議員おっしゃいました情報本につきましては、町としてもその有用性を認識しております。生活コーディネーター事業を委託しております町社会福祉協議会では、地域の単位老人クラブや自主サロンを回りまして、把握できた地域資源を整理し、「デジタル地域資源map」を作成しているところでございます。

その上で、把握できたもの全てを掲載できればよろしいんですけども、各単位クラブや自主サロン等にその公開可否に関しまして、代表者等に意見聴取を行ったんですけども、賛否両論出ているところでございます。参加してくれる方を増やしたいというので公開に賛同される方がいる一方、連絡先が掲載されることを懸念されたり、気の合う仲間同士で開催しているので、雰囲気を変えたくない。また、役員の負担が増えるなどのことで掲載を希望されない声がありました。

そういった中で、今ある地域資源だけでも冊子で提供することは一定の効果があると思います。しかしながら、内容の更新に当たっては一定の労力や経費もかかってまいりますので、現在の高齢者のスマホ使用率を考えまして、まずはデジタル媒体での作成をしていきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

綿民議員。

○6番（綿民 和子） 課長から重要性を認識をしている。賛否両論があるとの答弁をいただきましたが、ぜひやっていただきたい。前向きにしていきたい事

業だと思しますので、よろしくお願いたします。

では、高齢者の移動手段としてお伺いさせていただきます。

さて、近所の運転免許証を返納された高齢者の方の話になりますが、今まで通院していました内科が閉まってしまい、玉城町にある病院に行きたいのだが、チョイソコめいひめは町内しか利用できないので困っています。改善してほしいとのことでした。チョイソコは今町内しか行けません。今年11月からチョイソコはデューポイントDCモール金剛坂店を中継地点として、多気町の乗り合いタクシーでん多に乗り継ぐ国土交通省の実証実験中ですが、玉城町元気バスとの連携は行っておりません。

お尋ねいたします。チョイソコめいひめで玉城町元気バスへの乗り継ぎ、また松阪市や伊勢市への1日1往復でもいいので利用できればと考えていますが、町としてはどのように考えているか。次に、チョイソコは、行きは時間を予約できるのでいいのですが、帰りに予約すると1時間待ちになると困っている高齢者が多いと聞きました。それを解消してもらえるのでしょうか。この点について答弁願います。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） いただきましたご質問に対しまして、まず現状についてご説明をさせていただきます。

現在、玉城町のデマンド交通元気バスにつきましては、明和町内のスーパーサンシに待合所がございまして、チョイソコめいひめで乗り継ぐことは可能です。しかしながら、条件がございまして、元気バスを玉城町以外の方が利用するには、玉城町社会福祉協議会の賛助会員となるか、玉城町にふるさと納税をした上で、事前登録が必要であるということがございます。また、伊勢市のおかげバスにつきましては、明和町に乗り入れをしておりまして、大淀地区に3か所停留所がございます。チョイソコを活用してその停留所で乗り継ぐことは可能でございます。こちらは特段の条件はございません。

最後に松阪市でございまして、松阪市のコミュニティバスへの乗り継ぎは過

去に調整をした経緯はあるものの、課題が多く実現には至りませんでした。今後も乗り継ぎは困難であると考えております。

このような状況ではございますが、デマンド交通やコミュニティバスの広域連携につきましては、各市町で使用しているシステムや運行形態も大きく異なりまして、解決するための課題も多く、また、民間事業を圧迫しないように慎重に進めるべきだと考えております。その中で、いただきましたように、できる限り高齢者の移動手段の確保については努めていきたいと思っております。

また、チョイソコめいひめの予約につきましてですが、デマンド交通の浸透とともに利用が増加していることは大変ありがたいことだと考えておりますが、予約不成立やお待たせすることが多くなり、ご不便をおかけしております。予算の限りもありますが、現在、2台運行しているところを3台に増台するなど、今後、対策を検討していきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

綿民議員。

○6番（綿民 和子） 伊勢市、松阪市の乗り入りは困難だという答弁をいただきましたが、住民さんにとっては非常に重要なことだと思うので、これから一生懸命やっていただいて、松阪、伊勢も行けるようによろしく願いいたします。

それと、玉城なんですけど、スーパーサンシまで来ていると言われていたんですけど、私、近く今本郷に住んでいますが、スーパーサンシまで行くぐらいなら、わざわざ乗り継いで玉城町までということは考えられませんので、玉城町から明和町まで乗り継いどんのに、何で明和は行けへんのかという、何かいろいろな条件があるということをお先ほど課長が答弁されましたけれども、これはぜひ実現に向けて考えていただきたいと思いますが、この玉城町の件に関してもう1回答弁、前向きにやっていただけるのかどうかお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） チョイソコの玉城町の乗り入れにつきましてで

すけれども、他市町との調整も必要となることから、ご提案いただきましたことは可能であるかどうか、課題点等もしっかりと調査した上で、玉城町への乗り入れについては検討していきたいと思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

綿民議員。

○6番（綿民 和子） よろしく願いいたします。

あともう1点なのですが、町民バスは明星駅から役場、斎宮駅から役場、イオン明和線は利用者が結構あるとお聞きします。この線のみ残して、あとは廃線にするなどして、その代わりに乗り合いタクシーを増やしてはどうかと私は考えますが、町としてこの問題をどのようにお考えか答弁願います。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 明和北小学校が開校いたします令和8年度につきまして、町民バスのダイヤ改正を行う考えでございます。

ご提案いただきましたように、現在4路線で運行しているところ、できれば2路線といたしまして、バスの特徴であります拠点間の大量輸送により、通勤や通学に合わせたダイヤといたしたいと考えております。また、それに併せまして、ご提案いただきましたように、デマンド交通のチョイソコめいひめを増台するなど、いろいろな手法によりまして拡充のほうを検討いたしたいと思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

綿民議員。

○6番（綿民 和子） 令和8年に向けて進めていただくということの答弁いただきました。

先ほどの高齢者の方にとっては現在進行形の問題ですので、高齢となって免許証を返納するとタクシーしかないのではと話されています。年金生活の高齢者には通院、買物など日常生活を送る上でタクシー利用は必須になり、家計的にもきついのことでした。

明和町にはタクシー料金助成がありますが、対象者が限定されています。対象者は、自動車税減免を受けていない方、施設に入所していない方、町民税非課税世帯の世帯員の方という3つの要件を満たしている方で、なおかつ重度心身障害者、70歳以上で独り暮らしの高齢者、または70歳以上の高齢者と前述の重度心身障害者のみで構成する世帯の方です。また、65歳以上69歳以下の方で、生活保護受給者、介護保険要介護度4または5、人工透析のための定期的な通院が必要な方も対象となっています。

私がお話しした高齢者の方は、同居の家族はありますが、昼間は仕事で不在、病院に送迎してくれる方はありません。

私は、このように同居の家族があっても病院などに送迎してくれる人がいない高齢者の方にもタクシー料金助成の対象を拡大してほしいと考えるのですが、例えば家族同居の高齢者はやや料金割増しにして利用できる体制をつくるとか、社協でも年1回の歳末見舞いのお菓子を配布しているそうですが、町からもタクシー1回か2回ほどの無料券または割引券を配布するとか、お菓子かタクシー券を選べるようにするとか、いろいろ考えられますが、町ではどのようにお考えか答弁願います。

○議長（辻井 成人） 福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦 満） 現在実施しておりますタクシー料金助成制度につきましては、障害者の社会参加の促進をする目的で始まりまして、これを高齢者まで拡大したものでございます。制度の趣旨といたしましては、移動が困難な非課税の高齢者がタクシーを利用する際の経済的負担を軽減することによってございまして、同居のご家族がいる場合、ご家族にご理解とご協力をぜひ得ていただきたいと思うところでございます。

しかしながら、実際のところ、議員おっしゃるように、ご家族などのご協力が得られないケースでは、不便さや経済的な負担感を感じるかと思われまして。通院時の交通費への補助による支援というのではなく、交通弱者への支援という趣旨をご理解いただきたく存じます。

この課題につきましては、公共交通機関、有償運送サービス、地域の助け合い活動など様々な組合せによって、住民、行政、事業者が協働して課題解決に取り組むことが重要だと考えております。

今後はデマンド交通の利用拡大も検討してまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

綿民議員。

○6番（綿民 和子） 同居している家族が協力ということは大変難しい、若い方はお仕事に行ってみえて、高齢者のみが1人でお家におることも、それは一緒に暮らしていても、高齢者のみの世帯でもよく似た状況だと私は考えております。ですので、若い方がいるからということで、病院とかお買物とかに連れていけるというのが、私からしたら平等ではないような気もしますが、私の考えですので、それはそれで、していただけたらと思います。

昼間、移動手段がない高齢者が料金を気にせず気軽に使える生活の手段を何とか確保できるようにお願いしたいと思います。

先日になりますが、桑名市長島町で長島北部まちづくり協議会が長島北部地区の70歳以上の高齢者を対象にバスを使って町内のスーパーまで送迎する買い物支援バスの実証実験を実施したとの記事が新聞に掲載されていました。実験後は参加者にアンケートを取り、検討していくとのことですが、協議会の会長は、実証実験に終わらせず、でき得る限り続けたいと思うと話してみえました。

このように高齢者の移動手段はどこの町でも検討してみえると思います。高齢者にとっては切実な問題ですので、何とか不安が解消されるようにしていただきますようお願いいたします。

では、次に進ませていただきます。

誰でも本当は自宅で最期を迎えたいと思っています。介護が必要な高齢者を施設などに預ける方法と、デイサービスや在宅医療などを利用して自宅で見ることがありますが、自宅で見える場合に、その家族に対して何か助けとなるよい

方策はありますでしょうか。答弁願います。

○議長（辻井 成人） 福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦 満） 住み慣れた自宅や慣れ親しんだ地域で生活を続けられますよう、在宅介護をする家族への負担軽減を図るためには、その方に合った適切なサービスを受けられることが大切でございます。介護保険制度を利用した在宅で受けられるサービスとしましては、自宅で利用する訪問介護、施設に通って利用する通所型、ショートステイなど宿泊して利用する宿泊型など、様々なサービスがございます。これらのサービスの中から希望に合うものを組み合わせて、ケアマネジャーが計画を立てることで利用していただけます。そのほか生活環境を整えるサービスとしまして、福祉用具のレンタルや購入、住宅改修費の支給などもございます。

また、介護保険サービス以外の町単独の高齢者福祉サービスとしましては、要介護高齢者紙おむつ券給付事業や配食サービス事業、認知症の方やその家族のための支援などがございます。

介護保険やその他制度を利用させていただくにあたっては、その方の介護度や生活環境などを個々に様々な状況によって利用内容などが変わってまいりますので、ケアマネジャー、または地域包括支援センターにご相談をいただいております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

綿民議員。

○6番（綿民 和子） 在宅介護に関しましては、訪問看護師さん、訪問ヘルパーさんの手助けは必須になることだと思います。訪問ヘルパーさんに関しては離職率も高いということで、処遇改善も必要になってくるのかなと思っております。在宅介護されてみえる家族さんの少しでも手助けになる方策があればと思います。

介護保険制度は、高齢化や核家族化などの進行などを背景に、介護を社会全体で支えて老後の不安を軽減することを目的としてつくられた制度です。三重

県の令和4年の統計になりますが、県下では、明和町の女性の平均寿命は1位、健康寿命も1位です。この両方が1位というすばらしいことだと思います。このすばらしいことが今後とも続くように、いま一度、この制度の趣旨を振り返り、理解してもらい、介護を必要としている高齢者、まだ必要としていない高齢者のどちらも社会、地域全体で支えられるまちづくりをしていきたいものです。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で、綿民和子議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 異議なしと認めます。

よって、10分まで休憩させていただきます。

（午前 10時 59分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11時 10分）

3番 北岡 泰 議員

○議長（辻井 成人） 3番通告者は、北岡泰議員であります。

質問項目は、「GIGAスクール構想の目的を達成するためのICT環境整備」、「通学用等交通機関整備に関する労働者協同組合法の活用」の2点であ

ります。

北岡泰議員、登壇願います。

(3番 北岡 泰議員 登壇)

○3番(北岡 泰) 議長より登壇のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

今回、私は2点、質問させていただきたいと思います。

1つは、G I G Aスクール構想の目的を達成するためのI C T機器の整備、環境整備ですね。それと2点目が、通学用等交通機関整備に関する労働者協同組合法の活用についてお伺いします。

まず、G I G Aスクール構想のほうなんでございますが、私ども公明党は、多様な子どもたち一人一人の特性や関心、環境などに応じた学びを強力に推進してまいりました。その中で、G I G Aスクール構想によって整備されました1人1台端末環境は、令和の教育改革の柱であります個別最適な学びと協働的な学びの充実に必要不可欠なツールであると考えております。

文部科学省では、G I G Aスクール構想とは、1人1台端末は令和の学びのスタンダード、多様な子ども供たちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育I C T環境の実現というふうに着目しております。

その中で、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちが誰一人取り残されることなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育I C T環境を実現する。また、これまでの我が国の教育実践と最先端のI C Tのベストミックスを図ることにより、教師、児童生徒の力を最大限に引き出すと打ち出されています。

この構想の下で、こどもの学習権の保障について、画期的な進展が見られつつあると言われております。1人1台端末と高速通信ネットワーク環境により、オンライン授業やメタバース空間へのアクセス、デジター教科書や種々のアク

セシビリティー機能を有したデジタル教科書、自動翻訳機能、子どもデータ連携機能などの提供を可能とし、不登校、特別支援、病気療養、外国籍等の多様な児童生徒の事情や特性に応じた学びを保障し、誰一人取り残されない教育を実現する上でも不可欠なインフラとなりつつあります。また、多様な質の高いソフトウェアや教材が日常的に活用されることは、デジタル社会の形成に向けて必要な人材の育成を加速させる上でも重要であり、また、デジタルの力により、どの地域、学校においても時間や距離を超えた多様で特色ある教育活動を展開し得ることは、地方創生を推進したり、グローバル人材を育成する上でも、極めて大きな意義を有すると考えております。

さらに、教師、子どもの1人1台端末とクラウド環境は、喫緊の課題である教員の働き方改革を一層加速させる上で、欠くことのできない基盤的ツールでもあります。

そこで伺いますが、GIGAスクール構想における多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境の実現はできているのでしょうか。

GIGAスクール構想に基づき、全国の小中学校において1人1台端末が整備されましたが、端末の更新が間近となりつつある今、1人1台端末の利活用について、地域間、学校間で格差が発生していると伺っておりますが、このGIGAスクール構想、明和町の現状と課題を伺いたいと思います。

○議長（辻井 成人） 質問が終わりました。

教育長。

○教育長（下村 良次） ICT環境の実現はできているのかというご質問をいただきました。現状についてお答えをしていきたいと思っております。

まず、現在、町内の小中学校の児童生徒には、ICT端末としてiPad、Wi-Fiモデルで第7世代と言われるもので32ギガバイトを貸与しており、常に最新版のOSへのアップデートを行っています。ちなみになるんですが、付属品としまして、端末の充電器、ケース、画面フィルム、タッチペン、キー

ボードを備えておるところでございます。

このiPadには、授業の支援ソフトとしてロイロノート、デジタルドリル教材としてドリルパーク、eライブラリー、教育支援ソフトとしましてGoogle Workspaceなど、30以上のアプリを使用できるようにしております。

また、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、GIGAスクール構想の理念であります誰一人取り残さない教育を実現するために様々な取組をしておりますので、幾つか紹介していきたいと思っております。

1つは、町内の小中学校において、児童生徒の個別最適な学びを保障するために、教室に入れない児童生徒にはオンラインによる授業を実施していることも試みております。それから、以前に議員のほうからご質問もありました、デジタル教科書等々を要望しとるのかという以前に質問もいただいたこともあったかと思っておりますけれども、これにつきましては、児童生徒が文字や図形等を認識することが困難な児童、つまり視覚障害のある子どもさんとか発達障害のあるお子さん、紙の教科書では非常に使いづらい子どもたちに提供していく教科書なんですけれども、そのような児童生徒に対し、来年度に向けて改めて町内の小学校でも県にも希望、要望をしておるところでございます。実際に動き出したいなと思っております。

それから、自動翻訳機能につきましては、外国籍児童生徒の増加によって、もうこれは必要不可欠なものとなってきています。それで、タブレットのアプリ、自動翻訳機能についてのアプリを使用して、日常において教師と外国人児童生徒とのコミュニケーション並びにその保護者との連絡や、そして面談にも活用しておるところでございます。

そして今回、先ほども議員のほうからお話ございましたように、昨年度、こども家庭庁ができてから、新たなその中の施策として、こどもデータ連携ということがうたわれております。その中でこどもデータ連携におきましては、現在はまだ準備の段階で行ってはおりませんが、今後、個々の子どもや

家庭の状況について、この子どもや家庭の状況につきましてもやはり潜在的に支援が必要な子どもや家庭を対象としております。その情報やデータを教育課、こども課のみならず、福祉課などの関係する課を連携して取組を進めていく必要があると考えておりますので、こちらについては今後の私たちの大きな課題なのかなと思っています。

それから、W i - F i 環境につきましても、普通教室や特別教室、体育館にてネットワーク環境を整えております。しかし、屋外に関しては、学校へのポータブルW i - F i がないため、インターネットを利用した検索でありましたり、授業支援ソフトを利用することができていません。今後の郷土学習明和科の取り組み、これを充実させていくということから考えていくと、校外でのネット環境が当然必要となつてまいります。ポータブルW i - F i の活用が不可欠になると考えております。

それからまた、全ての学校に今のところネットワーク環境の円滑な活用やI C T 端末の故障時の対応についてのG I G A サポーターをそれぞれ配置しております。それから、児童生徒のI C T 端末の技術的な支援については、I C T 支援員を派遣しておるところでございます。

以上、現状ということで報告をさせていただきました、お答えさせていただきました。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問は。

北岡議員。

○3番（北岡 泰） ご答弁ありがとうございました。

今、課題が様々出てきているというふうにマスコミ等でも報道されておりますけれども、まず1点、今整備をしております統合小学校、なぜここで聞くかということ、今、全国的に大規模校において通信障害等、不具合の状況が出ておると。それを解消するというので。明和町でもこの統合小学校が一番生徒数が多い状況になってきますので、中学校よりも生徒数が増えるということ

になりますので、同時に子どもさんたちが使った場合、通信障害が起きないのかちょっと心配でございますので、そういう意味に関しても統合小学校の整備をしっかりと検討していただくようお願いをしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、G I G Aスクールの現状課題と対策について、1人1台端末の利活用状況と子どもたち一人一人の特性や関心、環境に応じた学びをより一層推進するための対策についてちょっとお聞きしたいと思います。

資料が出ております。2ページ目が1人1台端末を授業で活用している学校の割合とあって、三重県のほうも全国平均よりも上回って、毎日3回以上という形で8割を超える状況になっております。ここが明和町も同様のよう形で進んでいるのかの確認をさせていただきたいなと思います。

次のページが、自分で調べる場面で、このI C T機器を活用している学校の割合というのも、三重県全体としては80%近くを答えられておりますけれども、ここら辺、明和町の現状を確認したいと思います。

あと、教職員と生徒がやり取りする場面で、このI C T機器を使用している学校の割合というのも、この三重県のお答えでは全国平均を超えているんですけども、明和町の状況は、もしお分かりになったら確認をしていきたいと思っております。

あと、自分の考えをまとめ発表、実現する場面でI C T機器を使用しているというところも、これも全国平均より上の数字が、週3回以上使われているということなんですけれども、明和町はいかがなものでございましょうか。

あと、次のページで6ページなんですけれども、生徒同士がやり取りする場面で、このI C T機器を使用している学校の割合、ここに関しては三重県全体としては48から49なんですけれども、明和町の場合どんなふうになっているんでしょうか。

あと、最後の1人1台端末で家庭で利用できるようにしている学校の割合というのは、三重県でも相当低くて、週3回以上というのが大体3割切っている

んですね。明和町の状況はどういうふうになっているのか。私も今まで1人1台端末を持って、お家でしっかり勉強できるようにしてほしいというお話をさせていただきましたので、その部分の確認をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 質問が終わりました。

教育課長。

○教育課長（青木 大輔） 全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙では、明和町においてPCやタブレットなどのICT端末を週3回以上活用していると回答した小学6年生は71.4%でした。全国平均が59.5%の中、明和町は71.4%。中学3年生の割合は90.3%、全国平均が64.4%となっておりましたので、町内小中学校児童生徒の活用の充実がうかがえます。また、分からないことがあったときに調べたり、楽しみながら学習を進めたりするなどの項目も高くなっており、学校の様々な学習活動においてICT端末の利活用が進んでいると考えています。

すみません、幾つか言われたんですけれども、ちょっと数字としてはこれだけしか持っておりませんので、申し訳ありません。

また、授業につきましては、ペアやグループを活用した主体的、対話的で深い学びの授業スタイルや探究活動に向けて取組を進めています。そこには、ICT端末の活用による個別最適な学びと協働的な学びが必須となっています。

個別最適な学びとは、指導の個別化、学習の個性化に整理されます。例えば指導の個別化では、個の学習進度に応じた内容のデジタル教材に取り組むことができ、児童生徒の取組の様子は、履歴により詳細に把握することができます。学習の個性化では、個々の興味関心に応じ、ICT端末を利用し、調べまとめたものを発表することができます。

また、学校間で格差が出ないように、授業におけるICT支援員による定期的なサポートにより、子どもたちはICT端末の基本的な操作と活用方法を習得しています。

今後の課題としましては、ICT端末の活用が進むにつれ、インターネットに触れる機会が増え、インターネットを通じた犯罪やトラブル、有害情報等に触れたりする危険が生じてくることから、子どもたちの発達段階に応じた情報モラル、情報リテラシーを身につけていく必要があると考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員。

○3番（北岡 泰） それぞれの環境に応じた学びというのをされております。

これはこの前、明星地区の議員が小学校のほうからお呼出しをいただきまして、ぜひ子どもたちの学習環境状況を見てくれとあって、見させていただきました。習熟度で子どもさんが幾つかに分類されて学習をしているという状況を見させていただきました。また、子どもたち、この端末を使うスピードがね、私の指1本とは全然違う、両方の指で使っているいろんな結果を発表されたりしてましたけれども、すごいなど、小さい頃からそうやって端末を使うことに慣れていくというのは、これから先、この子たちがどんなふう成長していくんだろうと非常に楽しみになった次第でございますので、しっかりと教育委員会のほうもそれを支えていただけるような、そういう環境整備を進めていただきたいと思います。

3点目にいきます。GIGAスクール端末の更新についてお伺いします。

GIGA第2期では、政府の負担で都道府県に基金を創設し、原則として都道府県ごとの共通仕様書を基に共同調達することになるというふうに伺っておりますが、現状を確認したいと思いますので、ご答弁よろしく申し上げます。

○議長（辻井 成人） 教育課長。

○教育課長（青木 大輔） 現在、令和2年度に整備した1人1台端末の更新につきましては、令和7年度中に一括購入し、令和8年度から使用する方向で手続きを進めているところです。購入に当たりましては、三重県教育委員会事務局が主体となる三重県GIGAスクール構想推進協議会が進める令和7年度の共同調達に参加する方向で検討を進めています。

現在は、各市町が希望する端末及び仕様の聞き取りが行われており、共同調達の企画提案コンペ実施に向けた仕様書や選定要領等を作成している状況です。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員。

○3番（北岡 泰） 国がそういうふうに方向性を持っていたということは、これまでは市町の教育委員会が主体になってこの端末を購入したけれども、トラブルが多かったのかな。そこら辺の何か状況が基になって、要するに県が共同購入をするということ、システムのこともいろいろあるんでしょうけれども、そこら辺のことは教育委員会で確認はされておるんでしょうか。うちの町でそういう大きなトラブルがあったのか、それも併せて確認したいと思います。

○議長（辻井 成人） 教育課長。

○教育課長（青木 大輔） 前回の購入時は共同調達は行っておりません。その際に町のほうでトラブルがあったかどうかということですが、大きなトラブルはなかったと把握しております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員。

○3番（北岡 泰） あと、これは子どもさんの端末は全部、国のほうの負担で買っていただけるんですけれども、前もあったんですけれども、教職員の端末、それからあと支援員さんの端末に関して、この考え方、教育委員会のほうでまともまっているのか。これ予算をしっかりと取っていただかないといけませんので、先ほどの高橋議員の質問で、大変、明和町はお金がないというお話を聞いておりますので、そこら辺、安心して支給ができるのか確認をしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 教育課長。

○教育課長（青木 大輔） 購入予定としまして、児童生徒分及び教師の分含めて約2,000台購入予定をしております。その中には予備機も入っておりますので、その分で対応していくんですけれども、学習支援員の分につきましては、

今回耐用年数が切れる分に関して、再利用等も考えていきたいと思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員。

○3番（北岡 泰） 皆さん方が困らないように、しっかり整備を進めていただきたいと思います。

この端末を買い替えますと、今度、端末の処理が入ってまいりますので、端末の処理について伺います。

1つは、2024年5月17日の環境省通知で、使用済端末にはレアメタル等の有用な金属が多く含まれ、都市鉱山とも呼ばれる。我が国における金属資源の枯渇リスク対応等の観点から、GIGAスクール構想の下で整備された端末を含めた使用済端末の適正な再資源化を推進することが必要であるとされております。また、この背景等を踏まえ、3省合同通知では、当該端末の更新に当たっては、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律——これは小型家電リサイクル法と言うんでしょうが——に基づく認定事業者への処分委託を現行端末の再使用又は再資源化の手法として示しており、GIGAスクール端末等の処分に当たっては、同法に基づき国の認定を受けた再資源化事業者との連携を検討するよう依頼されているところでございます。

GIGAスクール構想は、教育委員会の施策ではございますが、GIGAスクール端末を処分するに当たっては、端末が適正に処理されずに不法投棄や不正な海外輸出等の社会問題につながることや、データ消去が適切に実施されず、個人情報漏えい等の責任を問われることが生じないように、生活環境課が廃棄物行政の所管課として責任を持って、教育委員会及び小型家電リサイクル法の認定事業者等と連携し、主体的に対応しなければならないと考えます。

そこで、明和町を含むこの収集区域における小型家電リサイクル法の認定事業者数を明らかにするとともに、環境省通知に基づく生活環境課と教育委員会、認定事業者等の連携への認識と取組についてお伺いをしたいと思います。

この文部科学省、経済産業省、環境省の3省合同通知で示された方法で端末が再使用・再資源化されなかった場合、第2期端末購入の補助要綱に非該当となる懸念があります。3省合同通知によれば、排出事業者には処理の責任がある。仮に無許可業者に処理を委託した場合、適正に処理されず、不法投棄や不正に海外に輸出されるなどの社会問題につながると、小中高等学校等の排出事業者への責任を警告しております。

この一般社団法人産業管理協会、リサイクルデータブック2023年によりますと、国内では年間1,000万台のパソコン処分需要がある反面、リユース、下取り等の名目で回収後、経済合理性を優先した処理により、約4割が海外等へ輸出され、不適正な処理が多発、国際問題化しています。2025年1月以降、国際条約、バーゼル条約の改訂により、政府間合意がない限り輸出は原則禁止されるため、使用済端末の再使用、または再資源化について、法律を遵守した適切な対応が求められています。

2つ目としましては、3省合同通知では、データ消去が適切に実施されず、個人情報漏えい等の責任を問われる可能性があるとも言及されています。例えば写真に自宅の位置情報が保存されていたり、いじめ相談アプリの履歴が残っていたり、閲覧履歴やパスワード情報がG I G A端末に残っている可能性があります。このG I G A端末の記憶媒体には、単純な物理破壊ではデータの復元が可能とされており、専用ソフトでの処理により、確実にデータを消去しなければ、子どもたちの個人情報の流出につながりかねません。

明和町においては、来年度以降、何台程度を新端末に買い替え、旧端末を処分する必要があるのか、その際の適切な端末処分とデータ消去に関する認識と具体的な取扱いについてお伺いをしたいと思います。

また、G I G Aスクール端末の処分委託、またデータ消去等の予算措置に関連して、これらが適切に行われなかったことにより、首長が謝罪せざるを得なかった事例や学校のデータがネットに流出した事案、また、データ消去について正しい認識がない事業者に処分を委託したことで情報漏えいした事例など、

個人データの不適切な取扱いが今、相次いでいます。

以上、述べましたように、これまで活用してきた端末の処理である、この大量の端末処理をどのように進めていくのかが大きな課題になりますが、検討課題を確認するとともに、更新端末への補助に当たり、端末の整備、更新計画の考え方及び更新対象端末のリユース、リサイクル、データ消去等、処分計画の策定、公表を義務づけているが、現状と課題をお伺いしますので、よろしくお願いたします。

○議長（辻井 成人） 質問が終わりました。

生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 小型家電リサイクル法の認定事業者でありますけれども、環境省のホームページのほうで公表されておまして、令和6年11月19日現在、これが最新のものであるかと思いますが、全国で60事業所ございます。その中で収集区域というものがあって、この区域は都道府県単位で区分をされておりますので、三重県を収集区域として含む事業者数は、その60事業所のうち16事業所でございます。さらに、このG I G Aスクール端末の収集が可能というふうに言ってみえる事業者は9事業者ということになってまいります。

更新に伴って不要となる現行端末の処理についてなんですけれども、共同調達と同様に三重県G I G Aスクール構想推進協議会において、不要となる端末が適正に処理されるよう、その方法が検討されておるということも伺っております。調達と同様に処理に関しても共同で行うことができるのであれば、これに参加することで当町単独で処理を行うよりも費用的にも事務的にも町の負担を軽減しながらかつ適切に処理が進められるのではないかというふうに考えております。

一方、当町単独で処理を進めるということでありましたら、情報漏えいや不法投棄、海外への不正輸出といった不適切な事案の発生を防止をして、再使用や再資源化が適切に行われるよう、小型家電リサイクル法に基づき経済産業省、

環境省から大臣認定を受けた認定事業者であったり、資源有効利用促進法によって使用済端末の回収と再資源化が義務づけられた製造事業者等へ処理を委託する必要があるものというふうに考えております。

また、端末を処分せずに、役場であったり学校等で再使用するということがありましたら、万が一にも従前の使用者の個人情報等が残らないように、情報通信機器の取扱いに精通した事業者へ委託をして、適切にデータ消去を行って、それを十分に確認した上で再使用に供する必要があるというふうに考えております。

いずれにしても、現行端末の処理に当たっては、必要となる予算、これをしっかり措置した上で、教育委員会、生活環境課、その他関係する部署がそれぞれ必要に応じて連携協力して、端末の再使用や再資源化が適切に行われるよう取組を進めていく必要があるというふうに認識をしております。

○議長（辻井 成人） 教育課長。

○教育課長（青木 大輔） 明和町においては、小中合わせて約2,000台の端末の更新が必要となっております。処理についても現在、三重県GIGAスクール構想推進協議会で検討を開始しているところで、購入業者の下取り等、処理方法を考えているところです。また、端末そのものが故障して使えないということではありませんので、端末の初期化を行った上で、学校や役場庁舎内、施設等での使用についても検討を行いたいと考えています。

令和8年度に新しい端末を使用する方向で現在計画を進めていますので、令和7年度中には、端末の購入、納入後の初期設定など、既存の保守会社を通して準備を進める計画を予定しています。

更新対象端末の再利用、または再資源化については、併せて検討を進めるとともに、法令に遵守した適切な対応が取れるように考えています。また、各種計画の策定、公表につきましては、令和6年度末までに端末の整備・更新計画などの各種計画を策定し、公表することとなっておりますので、今年度中の策定に向けて準備を進めておるところです。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員。

○3番（北岡 泰） 先ほど教育課長や生活環境課長から答弁があったとおり、来年度以降に更新が集中するG I G Aスクール端末の処分に当たっては、法令を遵守した適切な認定事業者への委託及びデータ消去等がしっかり行われることが極めて重要であると考えます。町長及び教育長が、このG I G Aスクール端末からのデータ漏えい等によって謝罪会見に至ることのないよう、今後編成されます来年度予算におきまして、生活環境課と教育委員会がそれぞれの縦割りに陥ることなく、適切に連携し、適法な認定事業者への委託及びデータ消去等に必要な予算措置を行うことが不可欠であるというふうに考えておりますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） I C T端末からデータの漏えいが起こらないように、データの消去については専門の方をお願いして、させていただきたいなというふうに思っております。

今回の端末の更新につきましては、令和7年度中に購入し、令和8年度から使用するものとなっております。このことから、データの消去につきましては、その費用につきましては、財政なかなか厳しい折ではございますが、令和8年度予算に計上していかなくてはいけないのかなというふうに考えております。

また、個人情報の取扱いについても、委託業者の方とはきちっと契約を結んで慎重に進めてまいりたいと思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員。

○3番（北岡 泰） しっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

次にいきます。

通学用等交通機関整備に関する労働者協同組合法の活用を考えているかとい

うことでお伺いしたいと思います。

小学生の通学用交通機関、以降スクールバスは、どのように検討されているのか、現状と課題をお伺いいたします。

○議長（辻井 成人） 小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） 令和8年度開校の明和北小学校においては、一定距離を超えた遠距離通学となる児童、約200名ですけれども、につきまして、スクールバスを利用した通学を計画しております。

現時点での運行方法は、外部委託を考えております。町がバスの車両を購入しまして、その町所有となるバスを委託先の事業者が使用して運行する形です。これは道路運送法の規制を受けない運賃を徴収しない無償運送です。いわゆる白ナンバーとしての運行業務を交通事業者等の外部に委託する形を考えております。

交通機関の課題としましては、あらゆる分野での全国的な課題と言えるかと思っておりますけれども、人手不足の課題があります。交通分野におきましては、ドライバー不足、特にバスを含めた大型車を運転できるドライバーの不足が上げられると考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員。

○3番（北岡 泰） そこで伺いたいと思うんですけれども、労働者協同組合法、この三重県労働者協同組合法の資料があるんですけれども、2ページ目を見ていただきますと、令和2年12月に超党派の議員連盟による議員立法により全会一致で制定された法律が、この労働者協同組合法でございます。この超党派の議連の活動は私ども公明党が中心になって進めてきたものでございまして、坂口力元厚生労働大臣の時代から全党、全会派に呼びかけて法制化の作業を続けてきた経緯がございます。

資料の8ページです。

人口減少時代にあっては、地域における支え手不足が言われる中、地域の抱

える様々な課題に対して地域の方々が主役となり、自らが出資して仕事を起こし、自らが事業に従事する。また、その運営は協同組合の理念に沿ってみんなの意見が反映される。NPO法人や企業組合、一般社団制度とは一味異なる地域活動のツールとして、この制度化が必要ということで取り組んできたものでございます。

9ページをお願いします。

とりわけ我が公明党では、高齢者も障害者も、多様な人々の多様な就労、活動の場づくりが必要と考えておりました、持続可能な地域社会を構築するために制度の積極的な活用を進めていきたいと考えているところでございます。

そこで、この我が自治体における同法の活用策等についての見解を確認したいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） 小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） スクールバスの関係ということも含めて、私のほうから答弁させていただきます。

議員がおっしゃる労働者協同組合法は、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、この法律に基づきまして組織する労働者協同組合を通じまして、地域の皆さんで意見を出し合って、助け合いながら、地域社会の課題を解決していこうという、新しい法人制度となっております。地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的としておるものでございます。

労働者協同組合は、3つの基本原理があります。1つ目は、組合員が出資をすること、みんなでお金を出す、みんなが出資をするということ。2つ目は、その事業を行うに当たって組合員の意見が適切に反映されることですね。みんな話し合う、みんな経営するということ。そして3つ目が、組合員が組合の行う事業に従事することということで、みんな働く、みんな労働するという協同労働ですね、この3つが基本原理となっております。主な特色としまして、労働者派遣事業を除くあらゆる事業が可能であるということ、出資額に

かかわらず、組合員は1人1個の議決権を保有するということ、また、組合員と労働契約を締結することということがあります。

所管省であります厚生労働省によりますと、今年の11月1日現在で、全国で113の法人が設立されておるといことです。分野の中身としましては非常に千差万別でありまして、一例を挙げるだけでも、キャンプ場の経営、葬祭業、成年後見、またメディア制作体験、地元の鮮魚の販売とか給食のお弁当作り、カフェや音楽フェスティバルの運営、また、高齢者介護、生活困窮者支援、子育て支援といった介護福祉分野での事業など、非常に様々な形での事業が展開されております。三重県においては、四日市市、鈴鹿市、桑名市、松阪市、川越町、菰野町において6つの法人が設立されておるといまして、こちらもキャンプ場とか放課後の居場所づくり、高齢者介護などの事業を行ってまいります。

また、厚生労働省では、多様な働き方が可能となる環境整備や働きづらさを抱える方々、女性や中高年齢者などの多様な雇用機会の創出につながる取組を全国に広げていくという観点から、地域における労働者協同組合の活用促進を図る創意工夫ある取組を支援し、各地域へ展開することが可能な優良なモデルを創出するため、今年、令和6年度から8年度までの3か年事業ということで、労働者協同組合活用促進モデル事業を通じまして、地域において労働者協同組合の活用を図るモデルを構築し、また他の地域へ展開、普及を進めていくこととしております。

この国が指定するモデル事業に全国から5つの協議会が採択されておるといまして、その一つに、この三重県から、県を代表としまして各種関係機関で構成される三重県労協活用促進地域連携協議会ということで、ここが事業採択を受けております。現在、周知啓発や相談支援などを通じまして、普及、展開が進められております。

その一環としまして、先月の大台町に続き、今月は四日市市においてシンポジウムが開催されるということでございます。

議員ご質問の労働者協同組合法の活用による新しい交通機関の体制整備はと

いうご質問ですけれども、三重県を通じまして厚生労働省に確認をしましてところ、先ほどの設立されておる全国113の法人の中で、スクールバスなどの公共交通分野の事業を行っている法人はないということです。現段階では採算性の面で事業化が難しいというふうに考えられておりまして、今後の研究課題だということでございます。

町としましては、令和8年度からスクールバスの運行を開始するという時限的な制約もありますことから、この労働者協同組合の活用は、近い将来の可能性の一つとして、研究、検討していきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員。

○3番（北岡 泰） この労働者協同組合法の積極的な活用によるスクールバス、僕は可能性は大いにあると思うんですね。先ほど言いましたように全国的にない、ないことをやるというのがいいことなんだと僕は思うんです。可能性は全くないのかというと、スクールバス、問題ございませんという国のほうからの答弁はいただいておりますので、時間がないということやなくて、新しい取組をうちの町で始めてみようというのが一番大切なんじゃないかなというふうに思うんです。ここら辺含めてぜひ検討をお願いしたいと思います。

この労働者協同組合法のことにに関して、議会でもこの前行きました京丹後市というところが先進的に始めておりますので、27ページをお願いしたいと思います。これの下のほう、一番左下を大きくしていただけるとありますけれども。

京丹後市では、令和4年より（仮称）京丹後共同労働プラットフォームを設置し、共同労働を推進。この支援機関の人的支援及び財政支援により、地域の取組を総合的に推進しているところでございます。

事業イメージとしては、子育て支援、高齢者介護、障害者支援、廃校活用、空き店舗活用、農地山林活用、リサイクル、製造業・清掃、設備のメンテナンス、移動支援、事業継承など多岐にわたっています。事業イメージがその右の部分でございます。

想定する効果として、地域が自ら稼ぎ、仕事として持続的に地域課題を解決できるということ、地域資源を活用した地域密着型事業の創出ができる。これは資源の循環や雇用創出に通じます。地縁組織との連携により、市域組織の負担軽減や自治機能の強化につながるのとことごとございます。

モデル地域における協議会には、明和町行政及び地域活動を行っている社会福祉協議会やNPOなどの当事者団体なども参加して、持続可能な地域社会づくりを協議する場にもなると思いますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（辻井 成人） お諮りします。

北岡議員、まだもう少し時間のほうはかかりますでしょうか。このままですとちょっと12時を過ぎてしまいそうですので、皆さんにお諮りしますが、昼食のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。答弁から始めていただきたいと思えます。異議ないですか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

お昼は1時から始めさせていただきます。よろしく申し上げます。

（午前 11時 58分）

（午後 0時 59分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

北岡議員の質問の答弁、町長。

○町長（下村 由美子） 労働者協同組合制度について、先ほど北岡議員のほうから京丹後市の協同労働推進事業を紹介していただきました。それを見せていただきますと、スクールバスだけに限らず、多種多様な活動が考えられ、大い

に可能性があるのではないかなというふうに感じたところです。このモデル事業となった三重県の協議会においても、県内29市町や関係機関及び団体と連携して取り組むこととしております。町といたしましても、この協議会と連携を図りながら、地域づくりや地域振興、地域の困り事解決にこの労働者協同組合が活用できるような環境づくりにつながることで、また、この労働者協同組合が地域住民や自治体、地縁団体、NPO法人などと地域に関わる団体と共助しながら、持続可能な地域づくりを支える一つとなっていくことを期待し、取組検討を行っていききたいなというふうに感じたところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員。

○3番（北岡 泰） 組合のほう、新しい動きでございますので、すぐにとり形はなかなか難しいんかもしれませんけれども、行政としてしっかりと取り組んでいただきたいなと思って質問させていただきました。自分たちがやりたい仕事をして展開しまして、地域の課題解決に貢献していく働き方というのは、大きな可能性を秘めていると思います。働き方の選択肢の一つとして、この労働者協同組合という形で志のある方々が力を発揮できる場として、事業を展開していただければ、行政の皆さん方の手の届かない部分への活動や住民のまちづくりの活動への幅が広がるもので、地域の需要と合致した事業が生まれ、多様な雇用機会につながり、担い手が増えることも期待ができるというふうに思っております。

先ほどの資料のサムネイル18のところなんですが、労働者協同組合法というのは、自分らしくつながり合って働く4つのエッセンスがあるというふうに言われております。主体性を発揮し関係性を大切に、地域と関わる、暮らしとつなげるということで、この中で自分の主体性を発揮するというのは、働くことはどう生きるかを考え実行することですと、生き方と言ってもいいかもしれません。働く場を自分の生き方を表現できる場に見ませんか、自分の経験や強み、弱みを生かし、ありがたい自分に向かって学び育つ場、みんながそんな思

いでつくる職場は一人一人が主人公で、居場所としても機能していきまうというふうに書かれています。

私も町民の皆さんからお話を聞いて、この前は医療機関が1つ、先生がお亡くなりになって、自分たちがかかっているかかりつけ医がなくなったということで、今、ちょっと近くの松阪の病院に行った。先ほど綿民議員も言われておりましたけれども、これ、75歳を超えても免許を返そうかなと思っている時期に入ってきて、こういうことがあって、かかりつけ医がなくなってしまったと。どこのお医者さんへ行ったらええんやろなというのと、自分の移動の問題というのがだんだん出てくるという話を聞いて、ああなるほどなと思いました。

また、持病を持って遠方の総合病院に通院しなければならない。しかし、もう高齢で免許を返納した方との話をちょっとさせていただきました。足が悪いので、常日頃は老人カーでござと、町内は買物行ったりはしてみえますけれども、月1回の通院というのは、やっぱり駅も遠いですし、タクシーを使う、こうなると、片道5,000円ぐらいかかると、往復で1万円、私は国民年金で生活しとるので、負担が大きい大変なんやという話をいただきました。タクシー助成というのは同居家族があるということで、途中で打ち切られてしもて、もうタクシー券をもらえへんし、何とかしてほしいなと、若い世代は平日仕事を持っているため、送迎って非常に頼みにくいという声があるいろいろお伺いをすることがございました。そういうためにも、この移動支援事業というのを一日でも早く立ち上げていただけたらなというふうに思っています。

タクシーに乗ればいいじゃないかといっても、お金がかかる、生活に困窮しとる人に対して町は助成はなかなか簡単にはできません。財政的に厳しいという話ですから。だから、こういう自分たちが働いて、結局自分たちの収益の方針も自分たちで決めて、もしもうかれば、それを労働分配するという形の新しい労働法でございますので、一日でも早く立ち上げてほしいなというふうに思っています。

先ほど、スクールバスのお話がございましたけれども、スクールバスに乗れる、

そういう予定を今、一生懸命教育委員会は組んでいただいているんでしょうけれども、私自身は、この地域の子どもを自分の力で運びたいといったときに、まだこの協同労働法、移動支援というのも一つ活用できるものになってきます。自分の車で運べばいい。白ナンバーで行くということですから。白ナンバーで動く方が、ほかの介護関係の仕事もできるし、その間の移動の期間を今度は通院とか、様々な高齢者の支援に回ったりとか、通学の支援に回ったりとかって、いろんな方法論が出てくると思いますので、そういう意味合いでは、ぜひ協同労働の関係をしっかりと行政が学んでいただきまして、住民の皆さんにいかにか開いていくか。この前は大台町であったということで、山間部で人口がどんどん減少しているので、そういう意味合いでも強力に進めたいという思いで、大台町でされたんだと思いますけれども、明和町もやっぱり課題としては、常に同じようなものがあるわけですから、その部分を取り上げていただいて、町長が先ほど述べられましたように、国のモデル事業につきましては、都道府県に協議会が設置され、県が主体となっていますが、町民の皆さんらにもっと知っていただきたいと、それを周知していく。そして、一緒に立ち上げる方向性で早く取り組んでいただきたい。県と連携しながら、労働者協同組合について周知に努め、地域課題に向き合って、やりがいを持って働きたい人を応援していく。また、ボランティアの有償ボランティアとしての流れでも、これは一つつくっていけると思いますし、様々にクリアできるものがあると思いますので、しっかりと行政側としては取り組んでいただくよう要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。またこれはゆっくり次回やりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（辻井 成人） 以上で北岡議員の一般質問を終わります。

4 番 中井 啓悟 議員

○議長（辻井 成人） 4番通告者は、中井啓悟議員であります。

質問項目は、「明和町いじめ防止基本方針について」の1点であります。

中井啓悟議員、登壇願います。

（4番 中井 啓悟議員 登壇）

○4番（中井 啓悟） 議長より登壇の許可を得ましたので、通告に基づきまして質問させていただきます。

本日は、今年度改訂された「明和町いじめ防止基本方針」について、町及び教育委員会としていじめ問題への根本的な向き合い方やこれに向けた取組姿勢、またいじめ防止基本方針の変更点や追加された部分、重点的に取り組まれた部分はどこなのかなどをお聞きいたしますので、よろしくお願いたします。

ちょっと今回、私の質問の時間が多くなるかもなんですが、ちょっとご理解をいただきたいと思います。

2023年度の県の調査において、公立学校で認知できたいじめ件数は前年度から1,451件増の6,831件で過去最多を更新し、2019年度との比較では、小学校で2.2倍、中学校では1.9倍となっており、このうち重大事態の件数においても過去最多になったようです。明和町においても例外ではなく、これまで以上の危機感、緊張感を持って、いじめ問題に向き合っていくべきだと考える中、明和町いじめ防止基本方針が本年度8月末に改定されました。改めて、町及び教育委員会として、いじめ問題にはどのように向き合い取り組まれているのかお聞きいたします。

○議長（辻井 成人） 質問が終わりました。

教育長。

○教育長（下村 良次） 初めに、教育委員会としていじめ問題への向き合い方、そしてまた取組についての質問を中井議員からいただきました。

明和町いじめ防止基本方針の最初にも記載したとおり、いじめはいじめを受

けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害をし、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではないという認識を持っております。

ちょっと堅い言い方にはなりますけれども、総論的になりますけれども、これと全く同じ認識でおります。それから、しかしながら、いじめは一方で、やっぱりいじめほどの子どもにも、そしてまたどの学校においても起こり得るものであるということ、そしてまた、被害者にも加害者にもなり得るものであること、このことをやっぱり十分に認識する必要があるかなと思います。いじめを生まないためには、社会全体で児童・生徒一人一人が人として大切にされているという実感を持てる環境づくりに取り組むことで、1つには自己肯定感を高めてもらい、そして児童・生徒に児童の人権をも守るために行動ができる力、行動する力、こちらを育むことが重要となってきます。学校教育という場はここを、やはり理想郷に聞こえるかわかりませんが、ここを目指さなくてはならないと、私は思っております。

これらのことから、やっぱり学校、そしてまた学校の設置者である町、町の教育委員会、そしてまた家庭、保護者、地域が一体となって継続していじめの未然防止や早期発見、早期対応に取り組まなければならないと考えています。

続いて、これまでも含めて、具体的な取組内容について申し上げます。

まず、いじめの未然防止においては、まずはこれかなと思うんですが、いじめを生まない土壌づくり、学校教育ならここを目指さなくてはなりません。これに取り組む必要がございます。生命尊重や人権意識を育む人権教育を通して、これこそがやっぱり自己有用感、子どもたち一人一人に持たせたり、充実感を持つ学校生活づくりをさせたり、それから人と人とのつながりを大切にするコミュニケーション能力の育成を目指した授業づくりが大切になってきます。

今、そういった意味で、学校の授業を大切に支えていくということで、指導主事による学校訪問にて学校の、そしてまた先生方のサポートを行っております。

す。また、各校の生徒指導担当で構成される町担当者会議では、いじめの問題に対する共通理解や情報共有を図るとともに、研修の充実を図っています。

次に、いじめの早期発見、早期対応においては、学校への積極的ないじめの認知の呼びかけでありましたり、いじめ対応システムを使用し、各校のいじめを実態把握を行っております。教育委員会が把握したいじめについては、学校の取組を見守り、そして必要に応じて助言を行っているところでございます。また、スクールソーシャルワーカーが各学校の生徒指導会議に出席をし、校内の様子を把握し、助言を行っています。児童・生徒には、年2回の学校満足度調査を実施し、児童・生徒の悩みを可視化し、学校全体でそれを把握し、いじめ防止に向けた取組を組織的に進めているところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問、中井議員。

○4番（中井 啓悟） 先ほどの答弁の中で、教育委員会が把握したいじめについては、学校に対して見守り、助言をしていくということだったんですけれども、見守るだけでなく、やっぱり積極的に解決に向けて取り組んでいただくようお願いいたします。

様々な方法をお持ちで、教育委員会をはじめ、児童・生徒、教職員、それから家庭、地域など一丸となって積極的に参加していくことが重要と捉え、取組を行っていただいていること、あわせて、スクールソーシャルワーカー、関係者との連携も図っていただいたということで理解をさせていただきました。

しかし、これほどの思いを持って取組をしていただいているにもかかわらず、結果としていじめが減っていないというのが現状で、先ほどいただいた答弁内容が部分的ではありますが、基本方針の中に取り入れられていないようです。手探りにはなりますが、より効果の高い新しい取組も必要だと考える中、カウンセラーからの意見も取り入れたり、人間関係の失敗から立ち直るためのレジリエンス教育の導入、あわせて教育支援施設の設置、拡充なども要望させていただき、本日の問題であるいじめ防止基本方針についての質問に移ります。

では、今回の基本方針の改定において、変更及び追加されたところ、あわせて重点的に取り組まれた部分はどこなのかをお聞きいたします。

○議長（辻井 成人） 教育課長。

○教育課長（青木 大輔） 主な改定点につきましては、大きく3点あります。

1点目は、いじめ早期発見の取組について、より具体的に明記しました。内容は、電話相談窓口を設置したり、一人一台学習用端末を利用し、児童・生徒がいじめを大人、ここでは教職員や教育委員会に訴えやすい体制を整えること、また情報モラル、ネットリテラシー等を育む教育、児童・生徒がいじめ防止早期発見に必要な知識を得たり、いじめを発見したときの対処方法を身につけたりするための学習を行うことを明記しました。

2点目は、いじめ防止、早期発見について、スクールカウンセラーの活用に加えて、県、町のスクールソーシャルワーカー等の活用を図ります。スクールカウンセラーは児童の心のケアに努めるとともに、スクールソーシャルワーカーは、児童相談所等の専門機関との一層の連携を進めるよう支援しています。

また、いじめの対処では、障害に至らなくとも一定の限度を超えて心身の苦痛を与える行為に関しては、いじめたとされる児童・生徒に対しての出席停止の対象とすることがあり得るところであり、いじめられている児童・生徒を守るため、適切な対応を取る必要があることを追加しました。

3点目は、いじめの重大事態が起こった際の対応について、より明確にしています。いじめの重大事態の定義の一つ、いじめにより相当の期間学校欠席については、不登校の定義である年間欠席30日に満たなくとも、一定期間欠席しているような場合は重大事態として、教育委員会並びに学校は迅速に調査に着手します。また、明和町いじめ事象調査委員会を組織し、関係機関と連携し調査を行うといたします。被害児童・生徒や保護者が調査の実施や調査結果の公表を望まない場合でも、学校の対応の問題点や再発防止に向けての提言等の公開を検討します。

以上3点が主な変更点及び追加した内容と重点的に取り組んだこととなっております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員。

○4番（中井 啓悟） この基本方針は、いじめ防止及び対策の基本であり、入口かと思えます。大きく3点の答弁をいただきましたが、その内容は県の基本方針の中身を含め、変更点もほぼ同じで、明和町独自での改善が少なかったように感じました。

以前から委員会で、特に防止に向けた改善をお願いしてまいりましたが、変更がされず、この思いが届きませんでしたので、改めて幾つかお聞きいたします。

まず、この方針は大きく4つに分けられており、1つ目に、いじめ問題について基本的な考え方、2つ目にいじめ防止等に町がするべき取組について、3つ目に学校のするべき取組、最後の4つ目として、重大事態への対処となっております。

2つ目の項目である明和町いじめ防止等の取組についてですが、こちらはいじめ対策に向けた町の役割を示しています。こちらに示されている町の体制整備について、県及び他自治体の方針では、自治体が負うべき責務が明記されていることが多いのですが、明和町の方針の中には、町の責務、責任に関する明確な記述がありません。さらには、町の取組を明記する項目であるにもかかわらず、学校や教職員が行う対応についての内容が多く、3項目めの学校の取組の中にも同じことが書いてあり、文章自体も重複しております。

ほかにも、県の方針にはあるのに明和町の方針にはないものとして幾つか上げさせていただきますと、まず方針を運用するに当たり、実情に即し、適切に機能しているかを点検するためのPDCAサイクル実施についての記述、また、業者と共にインターネットを通じて行われているいじめを監視する体制整備の取組であるとか、教職員、ソーシャルワーカー、カウンセラー等の不適切な言

動がいじめにつながることで、また、助長することがないように注意することなど、必要であると考えられる内容が明和町の方針にはありません。ほかにもたくさんあるんですが、特に不安を持った箇所があります。

それは、重大事態が発生した場合の調査についてなのですが、県の方針と前後文書が全く同じといってもいいほど酷似しておりますが、県の方針では、いじめ調査について、被害者児童・生徒や保護者の意見が一致しない場合があるため、保護者だけでなく調査に対する被害者児童・生徒の意向を確認する機会を確保する必要があるとあります。これは何を意味するかといいますと、いじめに遭った児童・生徒の保護者が調査をしないでほしいと言っても、児童・生徒本人が調査してくださいというような意思が、要は、その意思確認をしない、またその機会をつくりなさいよということだと思います。また、反対に、児童・生徒が調査を望まなくても、保護者の意向を聞く機会をつくりなさいというもので、次のいじめを発生させないための具体的かつ重要な役割を担っていると考える部分です。まずはいじめ防止、早期発見、早期対応が原則ですが、次のいじめを発生させないためには、実態の把握が重要であるにもかかわらず、その大切な部分だけが削除されておりました。これは、前後文書がほぼ同じであるということを踏まえ、意図的、作為的に削除したと考えますが、誰がどのような判断、経過を経て削除に至ったのかをお聞きいたします。

○議長（辻井 成人） 教育課長。

○教育課長（青木 大輔） まず、いじめは発生させないことが原則で、早期発見、早期対応も重要であるという認識は、議員と同じように教育委員会も考えております。しかしながら、町の責務、責任に関する明確な記述がないというご指摘につきましては、議員がおっしゃるとおり、県の方針にあって町の方針には記載がないところであり、明和町、学校、保護者の責務及び児童・生徒の役割についても考えていきたいと思っております。

また、意図的、作為的に削除したのではないかというご質問についてですが、明和町はいじめ防止基本方針を改定する際は、三重県がいじめ防止基本方針を

改定した際に出した改定のポイントというものを参考にして、町の方針に反映しております。なので、県の方針と全てが同じ表現になっているわけではありません。

以上のことから、意図的、作為的に削除したわけではないことだけは、ご理解いただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員。

○4番（中井 啓悟） ちょっとすいません、モニターの資料が間に合わなかったもので、ちょっとアナログですが見てください。

こちらは、先ほど聞かせていただいた部分の資料です。この黄色の部分、ここからここまで全部もうほとんど同じなんですよね、文言も。この黄色の部分が削除されておる。上のちょっと3行ぐらい、具体的に言ったら上3行ぐらいは、先ほど答弁でも言われた内容が別のところに書いてあるんですけども、ほかは全く同じで、先ほど言うた部分、ここら辺ですね、これが削除されておるんです。これもちょっと拡大したやつなんですけれども、県の方針と全て同じではない。それから、意図的、作為的に削除したものではないとのことですが、この部分だけ記載がないのは事実で、これを意図的ではないですと言われても、あまりにも不自然ですし、ここを削除したままですと、明和町は調査に前向きに取り組まないのかとも感じました。もしもこれが意図的に削除していたなら、もしも教育長、町長が理解しながら承諾していたなら、そもそもこの内容自体を全く見ていないのではと考えてしまい、いじめ対策の取組姿勢に不安を感じたので、この内容について強調してお聞きいたしました。

要は、いじめを減らしていく、なくしていくんだというより強い自覚と使命感を持っていただきたいためです。これ以上この件については踏み込みませんが、町教育委員会として倫理観と真心を持った取組を推進していただきますようお願いいたします。

では次に、教職員、児童・生徒、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー

一、関係機関及び団体のご意見、ご提案はどこにどのように反映されているのかお聞きいたします。

○議長（辻井 成人） 質問が終わりました。

教育課長。

○教育課長（青木 大輔） いじめ防止基本方針の改定に当たりましては、校長会や定例教育委員会、明和町いじめ問題対策連絡協議会などで提案し、協議を行いました。先ほどの答弁で申し上げた主な改定の3点については、いじめの防止と早期発見、いじめが起こった際の対処についての大変重要な部分であり、基本方針にしっかり明記するとともに、学校、教育委員会、家庭、地域、関係機関が一体となって取り組んでいくことが必要との認識で、基本方針の改定について承認をいただきました。

また、今回の改定では、いじめへの対処について、被害児童・生徒を全力で守るというところを細かく明記しており、教育厚生常任委員会協議会、全員協議会でいただいたご意見も反映しているところです。

今回、基本方針を改定することにより、教育委員会においても学校においても、改めていじめ防止の取組内容について認識を深めることができました。各学校では、町の基本方針に基づき、各学校のいじめ防止基本方針を改定しています。また、各学校の具体的な取組については、毎年いじめ未然防止のための具体的な取組を作成して取組を進めているところです。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員。

○4番（中井 啓悟） 私の質問は、関係者からの意見反映はされているのかという質問だったんですが、明確な答弁があったとはちょっと思わなかったので、反映していないのかなとか、意見を聞かれとるのかなという疑問が残るんですけども、あと、また委員会、全員協議会での意見を反映したということも、ちょっとおっしゃられたんですが、委員会での意見は、私が言うけれども反映されていないので、今この場で質問させてもろとるわけで、これ全員協議会

での意見が反映されたものだと思うんですが、それはいじめたとされる児童・生徒に対して、出席停止も含めた対応をすると、最初のほうでちょっと言われたという部分かと思います。これですよね。こちらにも必要であるとは思いますが、これだけでは加害児童・生徒には罰を与えますよというふうな、ちょっと脅迫的な部分が強調されませんか。これに加え、加害児童・生徒からいじめに至った経過や背景などを聞き取って、今後の防止に向けたデータとして活用していく旨の内容も必要であると考えます。

また、今回の方針改定について、関係機関、団体と認識を深めた中で承認をいただいたというふうなことを先ほど答弁いただいたんですけども、あと、被害者児童・生徒を全力で守る、明記してくれたということなんですけれども、手本にされた県の方針、また他自治体の方針内容と比較しても、特筆すべき部分は感じづらかったです。これまでの質問内容を含め、特に先ほどもおっしゃっていただいた校長会、定例教育委員会、それからいじめ問題対策連絡協議会を開催し、方針の改善機会があった経過を踏まえ、使命感と学識のある参加者の皆様がなぜもっと強く意見を出して、改善の提案をしていただけなかったのか。そもそもしっかり熟読いただいたのか。内容についてどこまで認知されたのかと不安が生まれるとともに、結果としてその機会が生かされず残念であり、どのような会議だったのかなど。もしかして形骸化しとるんちがうかとかいう疑問も残ります。

また、方針の対象である児童・生徒の意見の反映についても、こちらにも先ほど同様に、そもそも意見を聞いていないという不安もありますが、可能な限り、子どもたちの意見を聞く機会をつくり、これを取り入れ、近づいていかなければ、多様な個性や敏感な感覚に寄り添った効果的な方針にはならないと考えます。ぜひ、その機会をつくっていただくことをお願いし、方針の中にはより実効性の高い取組を実現するために、必要に応じて見直しを行うと明記されておりますので、先ほど指摘させていただいた一部分だけでも、早急な追加明記をお願いいたしますが、これについてのご答弁をお願いします。

○議長（辻井 成人） 質問が終わりました。

教育長。

○教育長（下村 良次） 中井議員からいろいろ厳しいご指摘もいただきましたけれども、今回の方針策定にあたりまして、児童・生徒の意見を反映させることについての最後のご質問をいただきましたので、まずそれからお答えさせていただきます。

児童・生徒の意見については、現在学校のいじめ防止の取組、学校のいじめ防止基本方針になりますけれども、これについては反映させてもらって、子どもたちの活動もしっかり見えとる部分がございます。ちょっと例えば紹介させていただきますと、明和中では、生徒が主体になりまして、いじめのない学校づくりについて取り組んでおります。これは、子どもたちの声から発生したものでありまして、一例を挙げますと、こういうふうな形で希望者で構成している人権委員会がございまして、人権集会にていじめ反対の日を表すピンクシャツデー運動の始まりを劇にしたところがございます。そして、劇に込めたそれぞれの思いを全校生徒に伝え、子どもたちや教職員がその思いを共有することができました。学校では、子どものこうした声が主体的な実際にこういう劇に表してみんなに訴えるという活動にすることができるような環境を整えるようには、今のところ頑張っておっていただいております。しかしながら、先ほどのいただいた質問にお答えするとすると、やっぱり議員がおっしゃるとおり、現在の町の基本方針には反映しておりません。したがって、本来であるならば、町の基本方針の中へ学校へいじめ防止基本方針をつくらせる段階では、そこで子どもの声もしっかり拾いなさいということも、やっぱり盛り込んでいくべきかなとは思っておりますので、今後、そのあたり指摘いただいた点、方針の中に何らかの形で盛り込んでいきたいと思います。

それから、もう一つ、すごく重要なところをご指摘もいただきまして、冒頭に議員のほうで、いじめが本当に増加している傾向にある。それから重大事案のほうも増えてきている。これをちょっと振り返ってみますと、やはりいじめ

基本方針はつくったものの、それぞれ責任を負う立場の者がこの方針を十分に理解しておらず、それが行動につながっていないんじゃないかというところ、全く同じように私どもも受け止めて、大きな問題があると受け止めています。したがって、今日ご指摘いただいた、こちらに厳しくご指摘いただいたりご助言いただいたところは、しっかりと受け止めていきたいなと思っております。

その一つが、やはりそれぞれ明和町、町であり、学校の設置者は町なんですよね、町であり、それから学校であり、それで保護者、家庭、そしてまた地域住民、やっぱりそこにそれぞれが責務を負うというか、責任を負うというか、そのところを明記しないと、やっぱり本気で自分ごととして考えられないのかなと思っておりますので、この責務、責任の部分は、やっぱり盛り込んでいきたいなと思っております。これについては、やっぱり学校の設置者は町としては、やはり町内に小学校5校、そして中学校が1校ございますけれども、全ての学校にやはりいじめ防止基本方針をしっかりと自分たちのものとして楽しい学校づくりをなさいよというふうな、そこを見守る、監視していく、言葉はきついですけれども、定期的なそうした調査等々がやっぱり必要じゃないかなと一つ思います。これは責務としてあると思いますし、それから、いじめに対する共同体制が学校の中でできているのか、教職員研修ができているのかも含めて、その研修の充実も図る、このあたりも私たちが実際にこれをしなきゃならないという責務をここに掲げていく必要があるのかなと一つ思っています。

それから、学校、教職員の責務については、やはりここも責務をしっかりとらわないと、自分たちがどういう責任があるのかというのがはっきりしませんので、それからいくと、学校、学校教職員の責務としては、私が考えるには、やはり何よりも学校ですから、安心して学んで、そしてまた豊かな生活ができる学校づくりをしなきゃいけません。その中で、1つ大事になってくるのは、やはり先ほども中井議員から言っていただきましたけれども、教職員のやっぱりそうした言動であつたりが大きな影響をすること、そういったところをやっ

ぱり認識と自覚とそのあたりの受け止めをやっぱりするのがスタートなのかなと思っています、こうやっていじめが増えている以上。それが1つです。

それからもう一つは、やっぱりもちろんそうなのですが、人権教育、子どもたちを目の前にして、自分の感性も高めるための生き方の学習をしていくのが人権教育ですから、人権教育と道徳教育の充実を図る、これが学校は絶対やらんらんことだと受け止めをしないと、いい授業づくりができないのかなと思います。

それからやはり、児童・生徒、その保護者にいじめ防止のやっぱり啓発活動、それをやっぱり地域にも、それから地域にも学校から発信すべきだと思いますし、保護者、家庭にもそれは発信しなければならんのかなと思っていますので、学校としての責務、責務というと重いんですが、それぐらいの責任を持たないかんのかなと思っていますので、責務として掲げていきたいなと思っています。

それから、保護者の責務、ここをやっぱり弱くなっちゃいかんのかなと思っています。やっぱりいじめが起こるところで、やはり保護者の責務としては、やはり自分の子がいじめをせず、そしてまた、かついじめを傍観しない、そんな子どもになってほしいなという願いを込めた子育てというか、家庭教育もすごく保護者の皆さんには望みたいところだと思っています。これは責務として捉えてもらえればなと思いますし、それから、子どもが、我が子がいじめられたりしていたら、やっぱり話を聞き、まずやらんらんのは子どもを守ること。そこをしっかりと親の責務としてやっていただきたい。それからそういう状況が見えたら、やはり相談をするのも親の責任だというふうなことも、しっかりと早期発見ということから考えますと、大事なことなのかなと思って、保護者の責務等々もやっぱりうたっていく必要があるのかなと思っています。全員で学校でいじめがない学校環境づくりをしようと思ったら、そこまでしていかなければならないかなと思います。

それからあとは、やはり児童・生徒もやはり責務があると思うんです。というか、子どもたちにやはり責務というのはちょっと重い感じがしますので、児

童・生徒皆さんには、やっぱり役割があるよというふうな位置づけでいいのかなとは思っているので、やっぱり子どもたちも自分を大切にしなさいと、そして互いを、友達も、他者も尊敬できるような関係ができるといいねということが一つと、それから、いじめ問題もこうして子ども、現実的にすごく増えているわけですので、やっぱり傍観者にならない、そういう教育を、やはり先生と共に、一緒にやらないかなのかなと思っていますので、勉強したら、子どもはそれを、役割を果たしていかなあかんと思いますので、そういう責任といいますか、必要なのかなと思っています。

それから、もちろん地域の関わりってよく言うんですけども、これもやはり地域の人との関わりとしては、実際に本当に周りの子どもたち見ておって、心配な出来事があったらやっぱり早めに学校なりに通報していただくなり、相談をかけていただいて情報提供していく。これも地域の皆さんの大事な責務なのかなとはある意味思いますので、町の責務としては、やはりその地域の人たちにも、本当に真剣になっていじめ防止を図っておるので、呼びかけをしっかりとしていく必要があるのかなと思っています。

そういった意味で、今日ずっと中井議員のほうで厳しいご指摘いただきました部分については、もう完璧に受け止めてといたしますか、責務をしっかり掲げた上で、それぞれの者が、責任ある立場の者が、やっぱり責任を持っていじめ防止のために頑張ってもらいたい、やってもらいたいと思っておりますので、ぜひとも皆さんも一緒になって明和町の、明和町の学校って小っちゃな学校というところであきませんけれども、学校の環境の中から、そういったいじめのようなものがなくなっていくような取組を真剣になってやっていきたいと思っておりますので、またよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員。

○4番（中井 啓悟） 教育長、心強い、力強い答弁いただきました。

ちょっとご答弁と重なってくる部分もあるんですが、基となる町の基本方針

の内容が豊富であれば、これに関連してくる方針や計画は、より広がって実効的なものになると考えますので、児童生徒の貴重な意見は学校の方針のみ反映するのではなくて、ぜひ、根幹である町の方針にも生かしていただくようお願いいたします。

今回の改定においては、国や県の変更箇所にも足並みをそろえた程度で、責務・責任を極力負わないよう意図的に改定したのではと疑念を抱いた中、現状としていじめ件数も増加し続け、重大事態も経験してきている明和町及び関係機関が、どこを向き、誰のための改定を行ったのか。他の県及び市町の方針では、先ほど教育長言われたんですけれども、家庭での取組もステージ別に具体的な明記がされておるところがありますし、そのほかにも条例の制定、啓発活動の拡充、また、幼保での取組についての記述もたくさんありました。

自ら命を絶つような最悪の事態が起きてから条例制定や方針改定を行うようなことには決してならないよう、いじめ対策の全てにおいて、児童生徒・学校・教育委員会・家庭や関係機関などが一体となり、地域も含め、その責任の重さをしっかりと認識し、我々大人がつくったルールの下で子どもたちは学校生活を送るということ、労力を惜しまず、真面目に向き合うこと、それが子どもを守ることだと考えますので、心を込めた基本方針の早急な見直し整備を改めてお願いさせていただき、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で中井啓悟議員の一般質問を終わります。

10 番 山本 章 議員

○議長（辻井 成人） 5番通告者は、山本章議員であります。

質問項目は、「明和町に対する関心度向上について」の1点であります。

山本章議員、登壇願います。

(10番 山本 章議員 登壇)

○10番(山本 章) 皆さん、お疲れさまです。

議長より登壇の許可をいただきましたので、事前通告に基づきまして、明和町関心度向上について、一般質問させていただきます。

早いもので私もこの場で立って質問させてもらうの9回目です。9回目として、ここでだんだん少し緊張せずに慣れて質問ができるかなと思ってきたので、ふだん日頃から感じて、地域にとって必要なことを質問させていただきたいと思います。また、今年最後の質問になりますので、どうぞ皆さん、よろしくお願ひします。

それでは、廃校の小学校の維持管理について。

維持管理項目の把握と実施体制。

小学校の廃校に伴う跡地利用における維持管理には、環境整備、安全管理、景観保全など幾つか挙げられますが、明和町は維持管理の項目がどれぐらい必要と考えられていますか。把握されているのか、具体的にお答えください。

また、維持管理は、誰がどのように行っていくとお考えですか。自治体の役割と、地元住民や外部の業者が関わる場合の役割分担と維持管理費の負担についてもお答えください。お願ひします。

○議長(辻井 成人) 山本議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願ひます。

町長。

○町長(下村 由美子) 山本議員から廃校の小学校の維持管理についてのご質問をいただきました。

現在、令和8年度の開校に向けて準備を進めております明和北小学校ですが、この明和北小学校の開校に伴い、令和7年度末をもって、大淀、上御糸、下御糸の3校の小学校が閉校を迎えます。小学校の役目を終えた施設の維持管理や利活用をどのように進めていくかは、地域の未来にとって重要な課題であると認識しております。

適切な維持管理が行われない場合、景観や安全に悪影響を及ぼすリスクがある一方で、活用次第では地域の魅力を高める貴重な資源となる可能性も秘めています。

長い目を見た場合、全国的な人口減少や財政的な制約を踏まえ、学校施設を含めた現在の町公共施設を全て町が維持管理していくということは、なかなか難しいものと考えております。

こういったことから、町としては、跡地利用は民間活用を基本に検討しており、先般、民間事業者の公募を行ったところであります。

しかし、町以外が活用しようが、地域の学校として培われた歴史や思いを大切にし、地域全体の利益につながる活用を目指していくことも重要であると考えております。

具体的な維持管理や役割分担については、担当課長よりお答えさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） 私のほうからは、閉校後の施設の維持管理についてお答えをさせていただきます。

明和町においては、令和4年度末で修正小学校が閉校しております。現在は民間事業者により維持管理を含めた利活用を行っておりますので、その例を申し上げますと、維持管理の項目としましては、建物自体はもちろんのことですけれども、電気、ガス、水道の光熱水費や浄化槽とか、電気保安設備、消防設備、また遊具などの保守点検、そして草管理が挙げられます。

また、維持管理は誰が行うのかということにつきましては、考え方につきましては大きく2点、2つございます。1つは、町以外の事業者です。ここには自治会など地元住民も含まれるということで考えておりますけれども、町以外の事業者が跡地利用者になった場合です。もう一つは、跡地利用者が見つからず、町が跡地利用者というか管理者になった場合の2つがあります。

まず、町以外の事業者が跡地利用者となった場合は、基本的には、その跡地

利用者の負担によって、先ほど申し上げた維持管理の項目を含め、維持管理全般を行っていただくということで考えております。この場合の町負担は、原則ないものというふうに考えております。

また、跡地利用者が見つからなかった場合は、学校のとおり同様ですが、町管理ということになりまして、先ほど申し上げた維持管理を逆に全て町負担で行うということになりますけれども、この部分につきましては、先ほど申し上げたように、地域住民の協力にも期待をしたいという思いはあるものでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本 章） 跡地利用者を任せるとき、そのとき、跡地利用者の事業の持続性は誰が目利きするのかって、この質問、最近、僕よくするんですけども、申し訳ないんですけども、行政が今まで経営ってしたことないですよ。基本、そこで考えること、今、思われることは、多分机上の空論になると思うんです。実績としてないと思うので。どういう人が役割としてその目利きをするのかを決めて、その目利きをしっかりしておかないと、後々、地域にも迷惑をかけることになってしまうと思います。

なので、論理的思考力であったりとか、問題的解決能力、進捗管理能力って言われるコンサルティング能力にたけた経営者であったり、金融機関に加わってもらえるのも一つの手だと思いますし、苦手な部分は誰に、どこの力を使うのかも考えて、共有していただければと思います。

では、次に地域リスクとして、写真を出してもらっていいですか。

僕、大淀なんですけれども、大淀の隣の北浜中学校、伊勢市なんですけれども、伊勢市はひどいものなんです。跡地がこれぐらい廃墟化しています、はっきり言うて。これも思うところに、5枚ぐらいあるんですけども、一応写真スライドしてもらっていいですか。運動場が草でってなっているような、こういうような状態です。

跡地利用者がつかなかったときに、跡地を放置すれば草が生えて、設備も含めて校舎やグラウンドが廃墟化するという、地域にとってリスクとなります。放置した場合のリスクについて町はどのようにお考えですか、お答えください。お願いします。

○議長（辻井 成人） 小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） 議員おっしゃる跡地を放置した場合のリスクにつきましては、やはり先ほど写真にも出ておりますように、草が生えまして、設備が劣化もし、建物やグラウンドが荒れ果て、荒廃、議員おっしゃる廃墟化するといったことが懸念をされます。

このような状況になってしまうと、地域の景観を損なうだけではなくて、不法侵入とか破壊行為の対象となりやすく、地域住民にとって安全上のリスクとなることが考えられます。

このようなリスクを軽減するためにも、さらには地域の活性化にもつなげるためにも、跡地利用につきましては、地域住民と連携し検討する必要があるとともに、先ほども申し上げましたが、跡地利用が決まらない時期も定期的な点検とか草刈りなどの維持管理を行う必要があるものと考えております。

今、現在、修正小学校、修正集学校として活用されておりますけれども、グラウンドとプールは町が管理ということに今もなっております、こちらにつきましても、先ほど申し上げた定期的な遊具の点検とか草刈りのほうは実施をさせていただいておるものでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本 章） 定期的な点検、維持管理の項目の拾い出しはめちゃくちゃ重要になってくると思うんです。項目というのは、草刈りを年に何回やっているのかとか、お花畑があるならば、そのお花畑の管理はどうやってやっているのか。学校側や父兄や地域住民がどんな作業をしているのか。跡地利用を任せようという考えを持つのであれば、維持管理をしていくためには具体的な詳細

を拾い出して、把握して伝えていかなければならないと考えます。

加えて、跡地利用をどこもしなかった場合、町が維持管理を行うと言っていますけれども、今の修正集学校もそうなんですけれども、いつまで、どこまで維持管理をし続けるかというのも線引きはちゃんとしておかないと、そこも含めた、地域としっかり話をしていかないと、地域からクレームも出るでしょうし、おのずと廃墟化していくと思うんです。それが行政の不信にもつながるはずですし、それぞれの地域では高齢化も進んでいます。

地域の高齢化の進捗状況なども考えると、町はそういった地域の人口や平均年齢などの変化も考慮しながら、地域住民と連携していかなければなりませんし、何よりも跡地利用がなされない状態の計画を考えていく必要があると思いますので、急ぎ、計画案などの作成をお願いします。

続きまして、成功事例について。

私は、学校の跡地利用の成功事例は比較的に少ないというふうに認識しております。明和町は全国の自治体にどのような成功事例があると考えていますか。具体的な成功基準や評価方法についてもお聞かせください。お願いします。

○議長（辻井 成人） 小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） 議員がおっしゃる成功事例というところですけども、今、文部科学省が定期的の実施をしております閉校施設の活用状況調査によりますと、社会教育施設とか社会体育施設等の公共施設のほか、体験交流施設とか福祉施設など、様々な用途で活用がなされております。

また、近年では、地方公共団体と民間事業者が連携する、いわゆる公民連携ということで、創業支援のためのオフィスとか、地元特産品の加工会社の工場などとして閉校施設が活用されるなど、地域資源を生かして、地域経済の活性化につながるような活用も増えてきているということでございます。

また、文部科学省では、閉校施設の活用推進のために活用事例集を定期的な作成をしております。直近の令和5年3月に発行された事例集におきましては、47の活用事例が掲載をされております。現在の厳しい町財政を考慮しますと、

町負担が発生しない活用が望ましいと考えておりました、この47の事例の中には、国、県の補助金や事業者の負担によって、活用施設地の自治体が負担なしで改修整備を行ったという事例が16ございます。

内容といいますと、福祉施設とか、あと、ユニークなものでは撮影地のロケ地というようなものがございますけれども、多くは企業、法人の施設で、食品工場とか、養殖、酒蔵、農園、農業体験施設とか、製造工場、あと開発・研究施設、またレストランやカフェ、宿泊施設など様々なものがございます。

また、地域経済への貢献に期待するというので、地域との調和が大切であるというふうに考えておりますので、地域のアンケート調査とか意見交換などを通じて、地域住民との対話を積極的に行っていくことによって、信頼関係を築いていくということにも、期待をしたいということで考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本 章） 丁寧調べていただきありがとうございます。

成功事例については、文部科学省の成功事例集を含め、いろんなところで学校の跡地利用の成功事例の情報を入手することができると思います。それぞれの特性や長所を参考にすることはもちろんであります、ご答弁の中にもあった県や国の補助金を活用する事例も結構あるということですよね。

もちろん跡地利用をするに当たって、県や国の補助金を活用したり、町自体が補助するというのも否定はしません。ただ、補助金がなくなった時点で事業が終わったり、縮小してしまったりするという傾向にあるはずですよ。

なので、事業者の提案であったとか、企画段階における収支計画も含めて、事業の計画をシビアに検証して、事業として自走する跡地利用の形をつくり上げていくべきだと思います。そのためには、町自体が、地域にとって学校の跡地利用をどうすべきかということももっと真剣に考えるべきだと思いますが、いかがお考えでございましょうか。お願いします。

○議長（辻井 成人） 小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） 小学校閉校後の跡地利用につきまして、町長も申し上げましたけれども、全国的な人口減少社会の中、明和町全体の公共施設マネジメントの観点からも、単なる施設の再利用ということではなく、新たな地域の活性化につながる一つのチャンスであるということで捉えております。

先ほど申し上げた手法は様々あるということで考えておりますので、先ほども申し上げた公民連携としても、民間活用事業者の活用というのもその一つかなというふうに考えております。また、議員がおっしゃるように自走していくということが大事ですので、そのためには民間事業者の活用ということであれば、その事業計画につきましてはしっかりと審査をしていかなければいけないと考えております。

跡地利用につきましては、町の総合計画の検討の場においても重要であるというふうに考えております。今月中旬から実施をいたします総合計画に関する町民アンケートにおいても、明和町の魅力と公共施設の未来についてということでご意見をお聞きもしておりますので、役場の中だけではなく、地域住民とか事業者さん、あわせて皆さんで跡地利用を引き続き考えていく、取り組んでいくというふうに考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本 章） 跡地利用の跡地利用検討委員会、ああいう場を設けてもらっているのは分かるんですけども、私もたまに参加させていただいているんですけども、そこで基本的に意見が出ない。出ないというのは、基本的にその問題提起のところの部分の間違えているのかなと思うんです。結局は、意見が出る場をつくって、意見の吸い上げをしていくこと自体が目的ではないのかなと思ったりしますので、ぜひ、その辺の考え方も少し考え直してもらえればと思います。

それと、学校というのが地元からなくなる。これは本当に寂しいことなんで

す。それと、学校というのは地域にとっては誇りです。なので、情熱を持って
いただいておりますのは分かるんですけども、持続性のあるものにしていただき
たいのと一緒で、この辺は少しビジネス的なものになりますけれども、5W1
Hというそのフレームワークみたいなものがありますよね。そういうもので、
いつまでに、誰がどのようにといった形で計画を、地域も巻き込みつくって
いただきたいと確約をしていただき、次の質問に入らせていただきます。

防災対策と避難体制について。

避難体制とそのマニュアルについて。

大淀地区の一時避難場所から中央公民館まで約3キロの距離がありますが、
これを移動するための手段、目安となる時間はどのくらいと見積もっています
か。

また、避難マニュアルは整備されていますか。もし整備されているなら、そ
の具体的内容と具体的な避難ルート、避難方法についてお答えください。お願
いします。

○議長（辻井 成人） 質問が終わりました。

防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） ご質問いただきましたことにつきまして、まず
前提といたしまして、大淀避難タワーは津波の緊急避難場所に指定されてお
ります。今回ご質問いただきました一時避難所はこれに当たると考えてお
りますが、この緊急避難場所は、津波、洪水等による危険が切迫した状況において、
住民等の生命の安全の確保を目的として緊急に避難する施設、または場所を位
置づけるものでございます。

また、中央公民館は、指定避難所に指定されておまして、避難した住民を
災害の危険がなくなるまで必要な期間滞在させ、または、災害により家に戻れ
なくなった住民等を一時的に滞在させることを目的としております。

今回、大地震による津波からの避難が困難で、緊急的に避難タワーに避難さ
れた方が、津波が引いて警報や注意報が解除され、安全が確保された状況で、

指定避難所である中央公民館に移動する際の手段や時間についてご質問いただきました。

あくまで想定ではございますが、移動する手段につきましては、液状化や津波の被害により徒歩になると思われまます。状況によってはヘリコプター等での搬送も考えられます。時間につきましては、そのときに通れる道を通ることになりますので、一概には言えませんが、液状化した道路の歩行につきまして高知県が実施いたしました実験で、通常より1.6倍の歩行時間がかかったというデータもございますので、この1キロを15分で歩いたとすると、中央公民館までの3キロで45分、それを1.6倍すると72分くらいかかる想定となります。

また、津波の緊急避難場所から指定避難所までに關する具体的な避難マニュアルにつきましては整備してございませぬけれども、地域防災懇談会など通じまして、中央公民館以外の避難場所への二次避難も含め、地域や個人で避難行動を想定しておくことの重要性を周知していきたいと思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本 章） 写真出してもらっていいですか。

液状化の図なんですけれども、23号線より内側というのは基本的に液状化なんです。今、大淀なんですけれども、基本的に全滅です。液状化です。この後に液状化の質問すると伝えていたので、それについても先にお答えいただいて、ありがとうございます。

それでは、液状化について質問させていただきます。

答弁で、液状化は想定で1.6倍の歩行時間がかかるという認識ということですが、これによって指定避難所に移動するのがかなり困難になると考えますし、災害時においては、液状化というのはリアルに起こり得ると考えられます。

そこで、液状化のリスクについてどの程度想定ができているのか、また、それに対する対策は何を行っておりますか、お答えください。お願いします。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 平成26年3月に三重県が公表した液状化危険度予測分布図におきまして、過去最大クラスの南海トラフ地震を想定した場合に、明和町の大半が液状化の危険度が極めて高いという結果となっておりますが、実際にどこで液状化が起こるのか、予測は非常に困難でございます。

また、液状化を防ぐことも大変困難でして、道路の陥没、建物の沈下、上下水道管の破損などのリスクが想定をされます。

道路や上下水道管などのインフラ整備につきましては、想定される範囲がとても広く、また、莫大な費用がかかります。

現状できる対策といたしましては、液状化の危険がある地域であることを地域の方に知っていただきまして、備えていただくことが重要であると考えております。明和町防災マップやホームページなどで、三重県の液状化危険度予測分布図の周知を行うほか、液状化を踏まえた複数避難路の事前検討の必要性などについても、引き続き周知をしていきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本 章） まさに液状化に対して、明和町が液状化の危険があるというのを地域の方にもっともっと知っていただくことが、まずスタートになるのかなと、今、思いました。

防災マップや液状化危険度予測分布図の周知、また、防災懇談会に出ている人たちが結構同じ顔ばかりなので、もっといろんな人たちに参加してもらい、防災知識を身につけていける環境をつくっていくことで、地域での防災の議論がよりリアルになってくると考えますし、複数避難路が意見として出てくるのではと思います。なので、早急にそのような場面を設けてもらえるように、地域と一緒に手を組んでやってもらえればと考えます。

次に、避難計画において、年齢層、季節、時間帯などの多様な条件下でも適切に機能する細かい想定がされていますか。特に、高齢者と子ども、障害者などの避難に配慮した計画があるか確認したいです。答弁求めます。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 津波避難タワー建設の際に作成した明和町津波避難計画では、国の指針に基づきまして、年齢等による歩行速度を考慮して避難可能距離を設定しています。また、津波避難タワーの階段についても、周囲の方の助力を得て上がっていただくことができるような整備を行い、避難器具も常備しております。

町として、年齢層、季節、時間帯、高齢者、障害者、それぞれの詳細について想定をした具体的な避難計画はございませんが、特に避難行動要支援者の個別避難計画については、ご本人や家族の方等を中心にそれぞれのご家庭や地域で検討していただく必要があり、福祉総合支援課と共に、関わりのある介護支援専門員や計画相談員等と連携し、必要な支援を行っていきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本 章） 答弁としては分かるんですが、ある程度の指標を出さないと、地域に丸投げでできるとは思いません。もし真夏の場合に、今の子ども、小学生なら31度以上では外に出るなって言われる環境の中で、どうやって避難しますか。お年寄りも一緒です。それに対しての備蓄があるのか。最悪な状況をイメージしてマニュアルを提案しないと、地域はリアルな防災について対策や検討を行えないと思います。今日お伝えしたそれぞれの視点を、町としても把握、検討した上で取り組んでいただきたいと思います。

あと、周知するという言葉を何回か使われましたが、その周知方法に対しても、現在、明和町が持っている広告ツールが、現状で誰にどのように周知させることができるのかといった視点も、もう一度見直していただきたいと思えますし、何よりも町民の命と財産を守るために、町民の防災意識が向上するような情報提供やサポートをしていただき、地域と連携した防災マニュアルの作成を早急に取り組んでいただきたいとお願いして、次の質問に入らせていただき

ます。

町政の在り方について。

また、絵、出してもらっていいですか。

令和5年度の三重県内の市町における決算状況の一覧です。その中で一つの指標としてなるのが経常収支比率。明和町がこの中で、アップで見せてもらえると分かると思うんですけども、29市町の中で、明和町、これまたべべなんですよね。101.4なんです。

それで、もう一枚のほうに移ってもらっていいですか。

ここでは、まだ下のほうなんですけれども、ここでの経常収支比率というのはまだこのとき89.3点、多分これが2023年のものになるのかな、資料として。89.3点です。今、101.4点というのを見ると、上から6番目まで上がります。これ、全国比なのでワースト10に入ったということなので、現在、財政状況が全国の自治体と比べても厳しい状態です。

このような現状になってしまうということは、町は予見していたのか、何らかの手だてを打ってきたのか、お伺いします。

また、未来に対する投資という側面から、様々な支出や借金そのものが悪いという考えではありません。どのような投資や支出をした結果、このような状況が生まれ、それがこの先の明和町の未来にどうつながっていくのかということをお聞かせください。お願いします。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 明和町の財政状況が厳しいということについて、町はどのように対処してきたのか、そして、未来に対する投資としての意味をどのように捉えているのかというご質問いただきました。

先ほど言われたように、本町は経常収支比率で見ると、令和5年度の決算状況は全国的に見ても本当に悪い状況で、本当に厳しい水準にあります。

また、この状況を踏まえて、町は早くからこの財政の厳しさについては認識しておりまして、令和3年に財政健全化プランを策定いたしました。このプラ

ンでは、持続可能な財政運営を基本理念として、それぞれの施策に取り組んでまいりました。

1つ目は、歳入確保の推進です。ふるさと寄附や企業版ふるさと納税、そして、ネーミングライツやクラウドファンディングなどを活用し、新たな財源確保に努めているところです。

また、2つ目は、歳出抑制の推進です。事業の見直しや業務の外部委託、そして公共施設の統廃合、それから、包括管理の導入やAIの活用などを進めて、効率的な行政運営を図っているところです。

これらの取組によって財政の状況の改善を図って、財政調整基金、貯金になるんですけども、その残高を増加させる。そして起債残高、借金ですけども、その抑制に努めつつ、令和7年度からまた新たな財政健全化プランを作成しようというふうに、今、計画をしているところでございます。

未来の投資としまして、その支出については、例えば現在建設しております明和北小学校の整備や公共インフラ、公共交通、産業振興などへの投資を実施しており、将来的には新小学校などの整備なども含まれるかと思っています。

これらの投資は、町の将来を見据えたものであり、子どもたちの教育環境の充実や雇用の機会創出を通じて、住民の生活の質の向上や町の魅力を高めるものと期待しているところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本 章） 歳入、歳出、投資という3つの視点でお答えいただきましたが、歳入については、これまでも議会での質問もさせていただいていますが、様々な取組の可能性が増えていくと考えられますので、引き続き前向きに検討していただきたいと思います。

一方で、全国的に見ても財政状況が厳しいという表現を使われましたが、このことは10年前、20年前には予想できなかったことなののでしょうか。あるいは、予想できていたことなのですか。その質問には明確にお答えいただいている

ので、再度、その理由も伏せてお伺いします。

また、繰り返しになりますが、借金自体が悪いわけではありません。借金をして未来に投資することは必要です。ただ、投資には町の未来をかけた本気度、町としての責任が問われます。公共インフラ、産業振興、新小学校の整備など、どれも必要だと思いますが、町の本気度が求められると思います。総花的な見解では町の本気度も分かりにくい。町民の関心も高まらない。なので、町民を巻き込んだまちづくりにならないのではと思います。

私は、財政に対する考え方、投資に対する考え方、町に対する考え方を、より踏み込んで町民にメッセージを送るべきと考えます。そのためには、しっかりとしたグランドデザインを提示する必要があるのではないのでしょうか。お答えください。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） まず、財政状況が厳しいという現状を10年前や20年前から予測できたのかどうかという質問でございしますが、少子高齢化や人口減少、公共施設やインフラの老朽化という課題は当時から予測されており、財政の厳しさについても長期的な視点で認識はしておりました。

しかし、社会情勢の変動であったりとか、自然災害、そして感染症の流行など、そういった予測困難な要因もあり、具体的な数値や影響の全てを完全に見通すことはできておりませんでした。これらに対し、常に柔軟な対応が求められてきたというふうに思っております。

次に、町の未来に対する投資についてでございますが、単なる借金ではなく、将来的な成長と持続可能性を見据えたものであるべきだと思っております。例えば、現在、先ほども申し上げましたが、進行中の明和北小学校の整備は、子どもたちの教育環境を向上させ、将来的な人材育成に直結するものであると思っておりますし、また、デジタル化の推進や公共交通の充実といった取組は、町民の生活の質を高め、町の魅力を強化するための重要な施策です。これらは総花的なものではなく、町の未来を見据えた具体的な意思を持って実施してお

ります。

このご提案のグランドデザインについても重要な視点かと考えております。町民の皆様には、なぜこの投資が必要なのか、これによって町がどう変わるのかということを知りやすく伝えることは不可欠であると考えています。そのためには、例えばイラストであるとか、ビジュアルを活用して、未来の明和町はこんなやよというふうな、そんな姿を具体的に想像できるような工夫をするということも検討していくべきかもしれません。

また、町民の皆様の声を取り入れた参加型のまちづくりを進めていくということも、一人一人が、住みたい、住み続けたいと思える町を実現していくには必要なことではないかというふうに思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本 章） イラスト、ビジュアルという言葉を使っていたと思いますが、結局は、住みたい、住み続けたいと思える町という表現になると、一体どんな町なのか想像しにくいので、そこを考えていかなければならないですし、グランドデザインというのは大切という、改めて認識を持っていただきたいと思えます。

続きまして、財政の持続可能性、いわゆる自走する明和町をつくっていくためには、まちづくりと財政の両面からグランドデザインが必要と考えます。繰り返しになりますが、借金そのものが悪いと思いません。未来に対して必要なものに投資していくためには借金も必要です。本気で投資、町政運営をしていかなければならないと考えます。今こそ町の本気度が試される時だと思えます。その意気込みをお聞かせ願いたい。また、具体的な方針や目標をお示してください。

それに併せて、借金の意味や町の未来を考えた上での投資をどのように描いているのか、お伺いします。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 持続可能な明和町を目指すためには、まちづくりと財政の両面からのグランドデザインが必要であるとは認識はしております。私たちも借金そのものを否定するのではなく、将来に必要な投資のためには、計画的な借入れが不可欠であると考えています。

現在、町では、財政健全化プランに基づき、1つ目として、財政調整基金、貯金です。その残高を10億円以上確保すること。

それから、2つ目として、全会計の起債残高、借金になりますが、約200億円以内に抑制すること。

そして、3つ目としては、実質単年度収支の黒字化の達成を目標に、今、健全化プランやっているところです。

これらの目標を達成するためには、歳入の確保や歳出の抑制、そして効率的な公共施設の管理を進めるとともに、大規模事業に関しては優先順位を明確にし、有利な財源の確保や財政状況に考慮しながら、慎重に判断を行っていきたいと思っております。

町のグランドデザインである総合計画に基づき、町の未来を見据えた具体的な方法、方針と目標に取り組んでいます。

例えば、重複しますけれども、教育施設の整備としては、現在建設中の明和北小学校の整備や、今後検討していくであろう新小学校の整備により、子どもたちの教育環境を充実させて、地域の教育水準の向上と将来の人材育成を目指す。

そしてまた、デジタル化の推進としては、行政事務の効率化や町民の利便性向上のため、デジタル技術を活用した取組を今現在も進めているところです。これにより迅速なサービス提供と業務の効率化が期待されると考えています。

次に、公共交通の充実としては、デマンド交通や町民バスの充実を図ること、高齢者や交通弱者の移動手段を確保し、地域全体の利便性の向上に取り組んでいます。

生活環境保全として、温室効果ガス削減や公共浄化槽整備・管理方針の策定、

雨水排水計画の見直しなどを進め、生活の環境保全に努めております。これにより持続可能な環境づくりを推進し、住みやすい町を実現していきたいというふうに考えて進めているところです。

産業振興としては、後継者の育成支援や起業支援、大型商業施設周辺の活性化、農地の集積や遊休農地対策、漁港の活性化など、地域産業の振興を図り、これにより地域経済の活性化を目指し、雇用の機会の創出や地域の魅力を高めるというようになればというふうに思ってやっておるところでございます。

ほかにもいろいろとありますけれども、これらの施策を進めるに当たり、限られた財源や人材を有効に活用しながら、町民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

また、今後、明和町総合計画の後期計画及び新しい財政健全化プランの見直しがあることから、財政状況を見据えて、町民の皆様の意見を取り入れながら、社会情勢の変化なども踏まえて柔軟に対応していきたいと考えております。

今後も、町民の皆様と協力しながら、豊かで、住み続けたい町をつくっていくために取組を進めていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本 章） 財政健全化プランや総合計画の説明はよく分かります。しかし、これだけでは町の関心度は向上しないと思います。もっと踏み込んだ内容が必要だと思います。

例えば、子どもたちの教育環境を充実させるというのはどういうことか、学力を向上させるのか、人間力を向上させるのか。学校をデジタルで先進的なものにするのか。それぞれの町民の思いは様々なはずですが、その中で町がどんな絵を町民に対して描けるか。そのことで、教育行政に対する町民の関心度も高まり、新たな議論や展開も生まれてくると思います。あくまで教育というのは一つの例だと理解していただきたいのですが、何よりトライアンドエラーが必

要です。

まず、仕掛けることです。ハレーションを起こしてもいいと思います。関心度はつきますから。建前的にふわっとしたものを描いて、町民にとって物足りないものをつくるよりは、そっちのほうが絶対にためになっていくというよりも、この町のためになるはずです。

私たちはこの地域で生まれて、育って、暮らしています。その明和町をよりよいものにしたいと思うなら、挑戦する、意欲的な提案をするべきだと思います。より深掘りしたグランドデザイン、分かりやすいのが必要だと思います。町長の本気度、本音を私は聞きたいです。お願いします。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 議員のご指摘のとおり、グランドデザインを具体化して、町民の皆さんに分かりやすく伝えるということは必要なことだというふうに思っております。総合計画は町の将来像を示すものであり、その中で具体的な施策やプロジェクトを進めていますが、それだけでは町民の皆さんの関心を十分に引きつけることができない場合もあるとは認識しております。

先ほどの答弁と重なる部分もありますが、具体的なグランドデザインとしては、各分野での具体的な、なぜこれが必要なのか、そして、これによって町がどのように変わるのかなどを明確に示すことも重要であると考えています。

例えばの話ですけれども、デジタル技術を活用した先進的な教育環境の整備としてG I G Aスクールをやっていますけれども、それはいろいろ学力向上にもなるし、それから、例えばひきこもりで不登校の子どもたちが学習の機会を得ることもできるし、そういうふうな、一つだけではなくて、いろんなところに派生していくものであるというふうに考えています。

それによって、先ほど言われたように人間性を培うこともできると思っておりますし、そういうふうなものをするために、それがG I G Aスクールというか、I C Tを使うことが一つの手段として、それぞれの子どもたちの学力の向上につながっていけばいいのかなって私は思っておりますし、また、地域の特

色を生かした教育プログラムの導入として、今、明和科というのを導入を進めています。これもやはり明和科というのは、教育の中で、明和町を好きになってもらって、高校とか大学とか仕事で外に、明和町以外に出ていったとしても、やはり明和町のことを、また明和町に戻ってきて生活してくれるという、その基盤をつくるためには重要なことではないのかなというふうに思っております。

そういうような目的というか、背景を、こういうふうなことになりたい、やってほしい、こういうふうにしたいという、そういうふうな成果を町民の皆さんに分かりやすく伝えて、課題と将来像を共有することで共感を得られるように努めてまいりたいなというふうに思っています。

また、町民の皆さんが参加しやすい仕組みを積極的につくることも大事だと思っております。町民の関心と期待を高めるということはすごく大事なことで、やっぱりワークショップであるとか、意見募集とかということを通して、町民の皆さんの意見を収集し、その結果を反映した事業展開というものもしていないといけないかなというふうに思っておるところです。町民の皆さんも、自分たちの町を自分たちでつくるという、そういうふうな思いになって参加していただけるような仕組みをつくりたいなというふうに思っています。

各プロジェクトの進捗状況や成果を見える化し、積極的に共有することも重要ですし、成功体験を町民の皆さんと共に積み重ねることで、町全体が一体感を持って、目標に向けて進む原動力になるのではないのかなというふうに思っております。

今後も町民の皆様と協力しながら、対話もしながら、具体的で分かりやすいグランドデザインになるのかどうか分かりませんが、それを描いて、持続可能な明和町の実現のために尽力していきたいというふうに考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本 章） ワークショップ、意見募集とかすばらしいと思います。ただ、本当、求められているのは、分かりやすい町の中心のデザインパス、3

Dの表現だとか、そういうような分かりやすいものなのかなというのを思います。そこから各分野が具体的なデザインをしていくと思うんですよ。

例えば言うと、鉄腕アトムの絵って、1950年代にあれだけの未来を想像したわけです。あの時代に、どうやってあんな車が宙に浮いていたりとかって思っている大人が大方だったと思います。それぐらいの突拍子もないこと考えたことを絵にするか。それともごくごく当たり前の、笑顔で幸せな絵面でもいいと思います。

ただ、このままやと未来に要らないものを背負わすと思います。そう思いませんか。そんな町を誇りに思いますか。住み続けたいと思いますか。

過去のデータで、過去ってデータで記憶しなくても今いいはずなんです。デジタルで残せるんで。なので、頭、ここに使わなくても、未来に向き合えばいいと思うんですよ。必要なのは、本音の課題の明確化やと思います。それ、テーブルに置けば、今ならば、企業、ベンチャー、スタートアップ、そのソリューション、提案してくれると思います。みんな欲しいのは本音の課題です。それが地方創生につながるポータルになると思われています。

うちの町は、今、やりやすい環境で、プライド捨ててハレーション起こして、関心度上げて、矢印と合わせて、今、めっちゃチャンスやと思いますよ。どうやってやるか分からないって、これぐらいの本音を言えたときに本当に人を動かせることができると考えています。いわゆる他力本願です。今の時代のキーワードにシェアという言葉がよく出てくると思います。皆さん、よく聞くと思うんですよ。持続可能していくのには共有することが必要なんですよ。なので、もう一回言わせてもらいますけれども、他力本願です。

本当は、この最後の答弁、論点整理していなくて行政文書でない町長の本音を言ってもらいたかったんですよ。今からいきますか。なくても全然大丈夫です。

そうなんです。何かというと、その答えある、ないで、もう一つまだこの辺全てを説明するとあれなんですけれども、ブーカな時代って言われているんで

すよ。何かと云ったら、不確実性が高くて、将来の予想が困難になってきているというのが今です。なので、今までの伝統的なものであったりとか、そういう今までの過去の制度で物事つくろうと思っても、できなくなっているというのが今の現状だと、現状ってもう、今、言われているんです。

成功例で、今、物事をつくろうと思っても意外と適用しにくい。だからいろんな人の話を聞いていく。今の現状を、いかにその中でP D C Aサイクルを回していくのか。今、情報収集するかというのが、本当にこれから大事になると思います。なので、今の明和町、本当にチャンスだと思います。今、一番、三重県の中でも下で、国の中でも下になってきている。ここってある意味、本当のチャンスだと思うんです。これ以上、下ないんやからって思います。上見るだけしかないの。見るときに何していればいいのかって、簡単です。情報収集して、いろんな案を取り入れて、いろんなトライアンドエラーを繰り返していく。そのトライアンドエラーを繰り返す、その前へ向く姿勢、一個ずつその中から情報収集していく姿勢がこれから一番大事だと思っています。

まとめ悪い終わり方になるかもしれませんが、来年1年間であそこからも少し下に下ろしてくださいというのも難しい話かもしれませんが、本当にそこを明確化して、課題を皆さんが本当に提案してくれるならば、それに対して力を貸していく人は多くいると思いますので、皆さん、その辺に関しては透明化をもっていろいろと取り組んでいただければと思います。

これで今回の一般質問を終わらせていただきます。

2024年もありがとうございました。来年も引き続きよろしく申し上げます。

○議長（辻井 成人） 以上で山本章議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

議事整理のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 異議なしと認めます。

よって、45分まで休憩いたします。

(午後 2時 35分)

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時 45分)

2番 田邊 ひとみ 議員

○議長（辻井 成人） 6番通告者は、田邊ひとみ議員であります。

質問項目は、「住民福祉向上に向けた取り組みについて」の1点であります。

田邊ひとみ議員、登壇願います。

(2番 田邊 ひとみ議員 登壇)

○2番（田邊 ひとみ） それでは、通告に従いまして質問を行います。

住民の福祉向上につなげるための施策といたしまして、ジェンダー平等の視点から見た婚活事業と移住定住支援について、避難所における環境改善について、国民健康保険について、3つの方向から質問を行いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、ジェンダー平等の視点から見た婚活事業と移住定住支援について。

2024年4月の人口戦略会議において、三重県でも消滅可能性自治体が12あると発表され、多くの人が関心を示しました。自治体が抱える人口減少問題。それを回避するために全国各地でいろいろな取組が行われております。

この数年は、異次元の少子化対策というワードの下に、子どもを増やそう、とにかく若い女性にたくさん子どもを産んでもらおうという政策、これが強調されてまいりました。

この一般質問の原稿を書き始めたのが11月だったんですけれども、その時期に出生率の低下の改善をうたい、ある政治活動を行う著名な作家による女性の妊娠・出産に関する差別的な発言がありまして、ネット上などで炎上いたしました。この場ではこのことについては詳しく述べませんが、私もあの発言にはびっくりしておりました。あの発言は明らかに人権を侵害するもので、これは当人からも発言の撤回があったようでございますが、撤回すればいいというものではないと私は考えております。

人口減少に対して、女性が子どもをたくさん産めば解消するという考え方に偏るのはよろしくないと考えております。世界人口白書の中では、「人口減少に転じる国もある中で、出生率を政策で操作しようとする国が増えており、女性に悪影響が及ぶ」、このように懸念を示しております。出生率にこだわらず、男女平等で社会や経済の発展を目指すべきという指摘に私は賛同をいたします。子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むか、それはそれぞれの女性やカップルが決めることです。

そのような状況の中でまずお伺いをしたいことは、三重県が今年も約3,000万円の予算をかけて行っている「みえ出逢いサポート」事業について、どのようなお考えを持っておられるのかというところでございます。

この三重県の結婚支援事業では、出会いを求める男女のための支援を行うもので、近くでは伊勢市に南勢サテライトがあり、近隣市町でもイベントが行われたりしております。過去には、明和町でも婚活事業等、行われておりましたことがありますけれども、現在、明和町として、三重県の事業と連動したイベント等、検討されたということはあるでしょうか、答弁を願います。

○議長（辻井 成人） 質問が終わりました。

町長。

○町長（下村 由美子） 三重県が行っているみえ出逢いサポート事業とその事業と連動したイベント等を明和町で検討されたことがあるかという田邊議員からのご質問をいただきました。

三重県の出逢い支援事業は、国の少子化対策の交付金を受けて行っているものでありますが、「結婚を希望する人が結婚できる地域づくり」の実現のための事業で、希望する人のサポートをすることが目的で、出会い方法の選択肢の一つであると考えます。結婚や出産はそれぞれが決めることであると考えますが、それを希望する方について、そのサポートを行うことは町としても協力していきたいと考えます。

また、県内の他の市町においては、県の事業と連携した婚活イベントや婚活・自分磨きセミナーなどを行っている自治体もあるようですが、明和町においては、三重県の事業と連動したイベント等を検討したことはございません。

ちなみに、最近では、出会いの方法として増えてきているのが、若い人達を中心に、マッチングアプリのツールを利用するなどの方法で付き合いが始まり、結婚に至るケースも多いようです。マッチングアプリでの出会いは、出会うことが可能な人数も多く、ネット上でのやり取りが主であり、時間的制約も少ないことから、これまでの結婚相談所や婚活イベントなどからも、マッチングアプリによる出会いの割合は増えていくものと思われまます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） 答弁ありがとうございました。

現代では本当に出会いが少ない、これは現実だと思います。そして、私事ですけれども、うちの結婚した娘もそのマッチングアプリ、それが出会いのきっかけで今、幸せな家庭を築いている。そういうことはあるので、それを全て否定したいとかそういうものではありませんけれども、ジェンダー平等の視点から考えますと、男女の出会いだけが目的となる婚活、それがイコール少子化対策としての婚活事業となってしまうのは、少し問題があるんじゃないかと考えております。

性的マイノリティーの方々や同性同士の結婚、これも当然ございます。あわせて、望む数の子どもを希望する感覚で産むことができる基本的人権を全ての

人が行使できる環境を整えること、これが大切だと考えております。また、出産ではない形で子どもを迎えて育てていく方法、これを選択するご家族もごいます。人権が尊重され、個人の自由意思が尊重されることこそが大切だと考えます。

こちら明和町では、既に「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」、こちらが運用されております。多様な家族の形を応援する町として、今後ともしっかりと取り組んでいただきたいと考えております。このことについて、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 統計調査である出生動向基本調査を見ましても、「いずれ結婚するつもり」という結婚意識のある人は、30年前と比較して男女ともに1割近く減少している一方で、「一生結婚するつもりはない」と考える人は、30年前と比較して1割以上増加しています。結婚・出産・仕事をめぐる女性のライフコースに対する考え方においても、「結婚し子どもを持つが、仕事も続ける」、仕事と家庭の両立コースですね、の方が直近の調査では男女とも最多となったほか、結婚や家族に関する考え方では、旧来的な考えを支持する未婚者が大きく減少。特に「結婚したら子どもを持つべき」とか、「女らしさや男らしさは必要」の支持が減少し、出産後の就業継続率や男性の家事・育児への参加率は増加しているという調査がありました。

これらのことから、結婚等に対する人々の考え方は、確実に変化しているというふうに感じています。

結婚し、子どもを持ちたいと考える人には、結婚や子育て、教育に係る経済的な負担、そして育児に係る心理的、それから肉体的な負担など、様々な障壁を取り除くため、国と地方ができる限りの取組を進めて、安心して結婚や出産、子育てができる環境を整えていく必要があると考えています。

また、個々の事情で事実婚を選択する方もおみえですし、また、現在の法律では婚姻関係が認められない人などは、望む人と家族として暮らし、様々な場

面で家族として認められる「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」により、多様な家族の在り方を応援する取組を進めて、誰もが安心して暮らせる町にしていきたいと考えています。

「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」に関しては、引き続き、三重県をはじめ、制度を導入している県内の市町、また他の地方公共団体とも連携・協力しながら、制度の充実に努めていきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） 多様な生き方を応援する、そういう明和町であるということ、それを全て含めた今の町長の答弁だったと考えております。そういう中で、全ての人が本当に自信を持って自分らしく生きていける明和町になってほしい、そういう思いを私は強く持っております。

そういう中で、多様な形の生活を保障しつつ町の人口を増やしていく、こういう課題について質問を行いたいと思います。

11月に行われました議員研修において、訪問いたしました佐賀県白石町で移住定住に関する取組のお話を伺ってきました。白石町では、出生率も低いことはなく、死亡者数も上位ではない、そういう町なのに人口減少が進んでいる、このことに問題意識を持たれて、結婚新生活支援や若い世代の家族への住宅関連の補助、空き家・空地の活用、新規就農支援など様々な施策を行い、令和5年、30代以降全ての世代で社会増に転じる効果が出ているというお話を伺い、多くを学ぶことができました。

ですが、その中で個人的に少し気になった部分がありました。女性の視点から見た移住定住施策、これがあまり見えてこないということでございます。

例えば、進学や就職で一旦は地元を離れた女性が地元に戻り定住をする、また、結婚で地元を離れたが、様々な事情で子どもと一緒に故郷に戻る、そのようなケースも大いに考えられることなので、女性の視点から見た施策が必要なのではないか、このように思い、このことを白石町のほうで質問させていただ

きました。そのときの白石町さんからの答えは、このことはこれからの課題であるというものでございました。

また、その研修の後で、その白石町の女性議員さんから「実は昨日もこのことで大変な議論となったんですよ」とお話を伺いました。女性の移住定住という課題はどこでも同じだし、今後しっかりと考える必要があるんだと思って、「何かまた良い情報があったら連絡をくださいね」と声をかけ合ったところでございます。

若年世代の人口移動を都道府県別で見ますと、この10年間で、全国33の都道府県で男性より女性が多く流出しているというデータがございます。三重県も同じような傾向がございます。なぜ多くの女性が地元を離れてしまうのか、こういう疑問に対して、NHKの「地方を去る女性たち」という記事の中で、地方女子プロジェクトを立ち上げた女性のコメントがあったんですけども、「地方から女性が出ていってそれが人口減につながっている、そういう課題を見たときに、投げかけられているのは『地元に戻って子どもを産め』、そういう圧みみたいな、あおりみみたいなものを感じて、地方が女性にとって生きづらい場所になっているのではないかという疑問がある。でも、報道とかレポートとかを見ていても、そこに当事者である女性の声が全くない」、こういう意見がありまして、私も確かにそうだと強く思いました。

そこでお伺いをいたします。

これまでの移住・定住支援に関して、女性の視点での移住・定住について、何らかの施策や考えを持ってこられたのでしょうか、答弁を願います。

○議長（辻井 成人） 質問が終わりました。

町長。

○町長（下村 由美子） 移住・定住支援に関して、女性の視点での移住・定住について、これまでの施策や考えはということでございますが、町では、人口減少問題に直面し、様々な施策を講じてきましたが、特に女性の視点を重視した施策については、まだ十分に組み込んでいない部分がございます。明和町と

しても、今後の重要な課題と認識しております。

具体的には、これまでの総合計画の施策において、女性の活躍推進やダイバーシティの推進が掲げられておりますが、実際の移住・定住施策において、女性特有のニーズに十分に答えられるための具体的な取組が不足していることは否めません。例えば、女性が地元に戻るための支援であるとか、結婚や出産後も働き続けやすい環境づくりなど、女性の視点を取り入れた施策の整備が必要であると思っています。

例えば、テレワークやリモートワークが可能な企業を増やすであるとか、女性も働きやすい職場環境、それから保育所や放課後学童クラブの充実など、それから子育て世代が安心して働ける環境、女性が自身のビジネスを立ち上げるためのサポートを図ることで、女性も安心して移住・定住できる環境を整え、そして、多様な生活を保障しながら町の人口増加につながればというふうに思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） ただいま町長から答弁がありまして、女性視点から見た移住・定住、これは課題であるという答弁をいただきました。

その中で、個別いろいろなこういうことに関して、今後考えていかなければならないなという、そういう部分の答弁も今あったと思うんですけども、それに対しまして、特に女性が関心を持つであろう、町長の答弁にも併せまして幾つかのポイントについてお伺いをしていきたいと思っております。

多くの方が地元を離れた理由として挙げておられるのは、地元では働きがいがある仕事が見つからないということでした。そして、そもそも地元には働く場所がないという意見も多数出ておりました。特に今の若い世代の皆さんは、お金の問題を抱えているということもございます。

しんぶん赤旗(11月9日)の記事によりますと、町長の答弁にもございましたが、現在では乳幼児を育てている母親でも、およそ7割の人たちが働くように

なっております。小学生以上の子どもがいる二人親世帯でも、ひとり親世帯でも、働く母親は増加しております。その背景には、家族総出で働かないと家計を支えられないという社会的問題もございます。あわせて、家庭内での家事労働は相変わらず女性のウエートが大きい、こういう問題もございます。その上、子育てに関しましては、不登校や障害など育てるのに配慮が必要な子ども、こういう子どもさんの増加もございます。母親の負担、これは増えるばかりという状況なのではないでしょうか。

また、働く母親は、非常に職場で弱い立場で労働を担うケースが多い、こういう現実もございます。また、国税庁の調査によりますと、平均年収が男性が532万円、女性は293万円、40年間働くと生涯年収は1億の差が出るということもございます。そういう環境の下で、若い年齢層の人や女性からは、結婚支援より暮らしの支援を充実してほしい、こういう声が多く上がっております。

そこでお伺いをしたいと思います。

移住先で女性が安心して働ける仕事や支援制度があるということは、定住をする上で大きなポイントとなってまいります。また、子育てや多様な働き方に合わせられるテレワークやリモートワーク、これが可能な企業の存在が求められております。このような環境が明和町でどの程度整っているのか、また、今後の課題としてどう捉えられていらっしゃるのか、お聞かせをください。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 移住先で女性が安心して働ける仕事や支援制度についてですが、町では、女性の就労支援に関する幾つかの取組を行っております。

特に重点を置いているのが、働く女性を対象とした就労環境の整備と支援制度の充実です。働く母親が抱える様々な問題に対して、町として、子育て支援センターや保育施設の充実、育児休業制度の推奨などを通じて、子育てと仕事の両立ができる環境づくりに努めております。

また、経済的な負担を軽減するための支援といたしまして、妊娠・出産時からの支援強化として、出産・子育て応援交付金の給付のほか、保育所・こども

園の保育料の算定については、世帯の所得に応じた料金を設定し、また、多子世帯やひとり親世帯には減額した料金設定などを行う取組を行っているところ
です。

次に、課題として捉えている点でございますが、依然として、議員もおっしゃられましたけれども、女性の平均年収が男性に比べて低いという現実がある
と思います。

また、リモートワークが可能な町内企業については、今のところ把握はでき
ておりませんが、今後の社会情勢から考えると、そのようなリモートワ
ークやテレワークということの必要性は、高まってくるものではないかとい
うふうを考えます。

これに対して、町としましては、関係団体とも連携しつつ、キャリアアップ
を支援するためのセミナーの開催であるとか、起業支援を強化していくことも
必要であるのではないかと考えております。また、女性が長く働き続けられる
環境を整えるために、企業との連携をさらに深めて、リモートワークなどの柔
軟な働き方を推進する必要があると考えます。

移住・定住促進のためには、安心して働ける環境、暮らしていける環境の整
備が不可欠です。今後も女性も安心して働けるまちづくりを進めてまいります
ので、引き続きご支援、ご協力をお願いしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） 子育てをしながら働く女性、また、シングルで一生懸
命頑張っていく女性、こういう女性が安心して働ける明和町、特に仕事の選択
肢の幅が広がるとか収入で安定する、こういうことはすごく大事なことだと考
えますので、これから企業さんといろいろ交渉もされる機会も多くあると思
うんですけれども、そういうところでそういう部分もしっかりアピールしていただ
いて、協力もしていただきたいと考えております。

続きまして、環境整備、そして家計支援、住宅補助についてお伺いをします。

11月12日のNHKのウェブニュースで、オーストラリア出身の映画監督のドキュメンタリー映画が日本で上映されている、こういうニュースを見ました。これは、日本のシングルマザーの苦しい生活の現状を描いた映画でございます。

賃金格差もさることながら、日本では様々な支援を受けるということを恥だと感じるシングルマザーが多いということでございます。特に金銭面での困難は深刻です。困難が多い女性が悩むことなく「助けてほしい」と声を出せる、そしてそれをしっかり受け止める環境づくり、これがとても大事なことでないかと考えております。

そこでお伺いをいたします。

女性の単身者や母親ひとり家庭を対象とした相談体制、家賃補助や生活支援の制度の充実、また、移住支援としての家族世帯に対する支援制度、こちらは明和町ではどのようになっているのでしょうか、整っているのでしょうか、このことを答弁願います。

○議長（辻井 成人） 質問が終わりました。

町長。

○町長（下村 由美子） まず、シングルマザーなどの女性の単身者や母親ひとり家庭を対象とした相談体制でございますが、町では「まるごと相談支援係」を設置し、福祉の総合相談窓口として多様化するニーズに対応しているところです。この窓口では、生活困窮者自立相談支援など、様々な支援を一元的に提供しており、こども課の母子支援係においては、母子支援の関係や児童福祉等について幅広く相談を受けております。

また、令和7年4月からですが、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターの設置に向けて、現在、取組を進めているところです。

次に、家賃補助や生活支援の制度についてですが、生活困窮者に対する家賃補助や緊急小口資金の貸付けなどの支援制度を社協のほうでやっているんですけども、それを提供したりとか、また、福祉医療費の助成や児童手当の支給

なども行い、経済的な負担軽減に努めているところです。これらの支援制度は、住民の皆さんが安心して生活できるよう、幅広く活用していただけるよう、これからも周知を行っていきたいと思います。

さらに、移住支援として家族世帯に対する支援制度についてでございますが、町では、条件があるものの移住促進のための支援制度を設けております。

また、子育て支援として子ども医療費の無償化なども実施しており、移住先として選ばれるような環境整備にこれからも力を入れていきたいなというふうに思います。

これらの取組を通して、女性が安心して暮らし、働ける環境を整えることが重要であると認識しておりますので、今後も引き続き、住民の皆さんの声を丁寧に取り上げて、必要な支援を充実させていきたいなというふうに思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） ぜひとも、恥だと思ふことなく、本当に助けてほしいと言えるような行政の窓口、こういうことになっていただきたいと思っております。

続きまして、ずっと関連をしていくんですけれども、子育て支援関連について伺いをしてまいります。

働きながら育児ができるような環境が整っているということは、家族がその地域で暮らしていく上でとても大事なことでございます。実は、近隣市町で来春小学校に入学を控えた子どもさんを持つ保護者の方から、学童保育施設が足りないということで、このままでは仕事を辞めなくてはならなくなるので困っているんだという話を伺ってまいりました。

こちら明和町でも、こども園や放課後児童クラブで定員を超える希望者があるなど、こういう課題もあると聞いております。また、せんだっては、外国出身の保護者の方から、こども園の入所の手続で説明がしっかり理解できず、困

ってしまったという話も耳に届いております。

このような課題について、今後どのように考えていらっしゃるのか、答弁を願います。

○議長（辻井 成人） 質問が終わりました。

町長。

○町長（下村 由美子） こども園や放課後児童クラブで定員を超える希望者があるなどの課題や、外国出身の保護者の方がこども園などの入所の手続で説明が理解できずに困ったという問題についてでございますが、現在の公立・私立のこども園・保育所の入所の申込みを受け付けまして、そして今、入所調整を行っているところです。ここ5年くらいは、入所の申込みに対して、今のところ待機児童を出すことなく対応しております。

また、放課後児童クラブの中には定員を超えている施設もございますが、利用状況や他の空き教室等のスペースを活用するなどしており、また、運営の委託先に対して、職員配置について募集や調整を行うなどの協議を継続的に行っているところです。

この先、令和8年度の明和北小学校の開校に伴って、児童クラブについても再編を行いますことから、これらの課題解決に向けて取組を進めてまいりたいと思っております。

また、外国出身の保護者の方へのこども園等の入所手続において、多言語についてなんですけれども、多言語支援センター等が発行している多言語の入園案内冊子を活用させていただきながら、保護者の方へ説明を行い、受入れ前の面談の際には、宗教上食べられないものがあつたりとかするので、そういう理由を聞かせていただいたり、大きな病気がなかったかどうかというようなことを聞かせていただいて、それは冊子を活用しながら丁寧に聞かせていただいて、その方に寄り添った形で対応をするように心がけていくようにしております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。

子育て支援関連に関しましては、議員へのこれまでの委員会での説明等でも、いろいろなアプリを活用しての電子化とかそういうことも進められていて、かなり簡易にできるというような状況もできているというのを伺っております。そういう部分で、多様な課題に対しての対応をこれからも進めていっていただければと思います。

続いての質問ですけれども、安心して暮らしていくための環境整備として、医療や福祉の充実度についてお伺いをいたします。

今、三重県内では、赤ちゃんの出産を扱う産科がどんどん減少している、このような問題がございます。明和町は、そもそも産科がないという地域なんですけれども、三重県内で産科が減ってしまうと、ますます出産する病院へのアクセスが困難となり、課題となっております。

また、明和町内で、ほかの議員も言っておりますけれども、内科病院の閉院等ございまして、そういう問題もありますし、小児科がもともとないという問題も引き続き継続しております。あわせて、女性特有の健康課題、婦人科の診療や乳がん検診等、これに対応できる医療機関も欲しい、このような住民さんの要望も聞いております。

このような医療分野に関してしっかりと整備をしていくこと、また、高齢者のケアを含む福祉サービスの拡充については、どのようなお考えを持っておられるのか、答弁を願います。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 医療分野の充実や高齢者のケアを含む福祉サービスの拡充についてのご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、現在、明和町内には、出産等を取り扱う産婦人科はもとより、小児科のほか、それから、女性特有の健康課題に対応した医療機関はない状況にあります。幸い、隣接する市町には産婦人科や小児科の医療機関がありますので、そちらのほうへ受診をいただいているような現状でありま

すが、最近では、議員がおっしゃられるように町内の内科医院が閉院するなど、当町での医療分野の状況については課題として考えています。

今後も、町民が安心して適切な医療サービスを受けることができるように、国・県、そして、近隣市町や地区の医師会など関係機関と協議をさせていただきながら、地域医療体制の確保に努めてまいりたいと思います。

また、高齢者ケアを含む福祉サービスの拡充につきましては、本年3月に策定いたしました第10次明和町高齢者福祉計画、そして第9期介護保険事業計画に基づき、高齢者を含むあらゆる地域住民の方などが参画して支え合う、地域共生社会の実現に向けて、2040年といった中・長期的な見通しに立って、本町の地域特性に応じた地域包括ケアシステムをさらに深化・推進していきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） 答弁いただきました。

医療問題に関しては、行政だけでは解決できない大きな問題もたくさんございます。全国的にお医者さんが少ないと、こういう大きな問題もありますし、今、メンタルの問題でもそういう病院の予約がなかなか取れない、そういうこともございます。

また、介護では、全国的に訪問介護の事業所がやっていけないという状況でどんどん減っていると、そういう問題も全部含めまして、いろいろなことをしっかりと計画の中にも入れて、事業者さんや地域の人との連携も取っていただいて今後ともやっていく、それが大切だと私も述べさせていただきます。

続きましての質問に入ります。

文化やライフスタイルの適応支援、コミュニティへの参加や社会とのつながり支援についてお伺いいたします。

移住者や女性が地域になじみやすいようなサポート体制、これがどのようになっているのか、お伺いいたします。

近年、特に多様なライフスタイルで、それぞれが自分自身を大切にしながら

生きる社会となっている、このように感じております。それはそれでとてもよいことだと思うんですけども、中には、コミュニケーションの方法が分からずに孤立をしてしまう、こういうケースもあるのではないかと考えております。

地域になじみやすいような生活文化に関するサポートや交流の場所、気軽に参加ができるコミュニティ、また、人によっては、1人で静かにゆったりと過ごせる環境を希望される、こういう場合もあると考えます。多様なニーズに合わせた環境整備、これが求められる時代ではないでしょうか。

先月の議員研修で訪問いたしました佐賀県武雄市の図書館や大任町の道の駅、そして、その周辺施設などは、多様なニーズに応えた施設のモデルとして大いに参考になるものだと私は思いました。

今後、明和町として、既存の施設の活用、また、新たな施設整備を考える際に、多様なニーズに合わせた環境整備という点について、どのようなお考えを持っておられるのか、答弁を願います。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 明和町では、移住者や女性が地域になじみやすいようなサポート体制を整えることが重要な課題というふうに認識し、様々な取組を行っているところです。

まず、文化やライフスタイルの適応支援についてですが、総合計画の中で、「つながり」をテーマに、人と人との支え合い尊重するまちを目指し、地域福祉の推進や社会保障の充実を図っております。また、地域のつながりを深めるための施策として、まるごと相談支援系の設置や、地域包括ケアシステムの構築や、障害者や高齢者を含む誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めているところです。

コミュニティへの参加や社会とのつながり支援については、地域との協働を促進し、住民協働のまちづくりを推進しており、地域のイベントや活動を通して住民同士の交流を深めるとともに、孤立を防ぐための取組も行っているところです。例えば、地域の文化や芸術活動やスポーツの推進により、住民の方が

気軽に参加できる場を提供しています。

さらに、1人で静かに過ごしたい方も中にはお見えになると思います。そういう方のニーズにも応えるために、図書館であるとか公園などの公共施設の整備・充実を図り、誰もが自分のペースで過ごせる場所を提供しています。

議員研修で訪問されたということなのですが、佐賀県武雄市と大任町などの、そのところは私、研修内容ははっきり分かっていないもので申し訳ないですけれども、その多様なニーズに応える取組をしてみえる自治体がおありになると思いますので、そういうところを参考にさせていただきながら、多様なライフスタイルやニーズに応じた取組を考えて、移住者や女性が地域になじみやすく、安心して生活できる環境を整えられるように取り組んでまいりたいと思います。また、研修先の様子がどんなものであったとかというのは、また聞かせていただければなというふうに思っております。よろしくお願いいいたします。

○議長（辻井 成人） 田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） 議員研修で行ったところの武雄市の図書館とか大任町の道の駅、その他いろいろな施設というのは、大きな事業として新しい施設整備をしなければいけないという部分もあるんですけども、今の明和町の町財政の中でそれを今すぐにとというのは厳しい面もある、そういうことは私も認識しておりますけれども、いろいろなことで既存の施設を使ったり、そういうことはできますし、今、明和町内で、いろいろな空き家を活用してカフェとかも造られて、私自身も竹神社の前のカフェは、入りたいけれども、なかなかよう入らんだんです、ずっと。それがこの間、えいやと思って入ったら、すごく過ごしやすいところで、静かに竹神社のほうの席に座って、静かにスイーツをいただいた、ああ、こういうところもあるんやと、自分自身もそういう体験ができたというのは、本当に自分の中でもよかったなと思うし、皆さんにも広められるな、そういう経験もしましたので、そういうことも全部含めて、そういうところのPRだったりしたらいいと思いますし、まずは無理強いすることなく、地域の皆さんとゆったり過ごせるようなそういう環境づくり、そういう部分に

も行政のほうとしても力を貸していただけたらなと思っております。

また、そのほかにも、今、世の中では物騒なこともたくさん起こっております。治安の問題や災害時の環境整備など、明和町ですっと過ごしていくために求められる課題、これはたくさんございますけれども、明和町で暮らす住民の皆さんに対して、責任を持つ町であることが大事だと考えておりますので、このことを申し上げまして、次の質問に移ってまいります。

住民の皆さんに責任を持つ町であるためにという部分に関しまして、避難所の環境改善に関して伺いをいたします。

11月12日に、政府は能登半島地震などを踏まえまして、避難所運営に関する自治体向け指針を本年度内に改定する方針を検討している、このような報道がございました。

被災者の権利を保護するため、スフィア基準という国際基準がございます。このスフィア基準では、紛争や災害を想定して、人道憲章と人道対応に基づく避難民保護の最低基準、これが示されておきまして、避難所におきましては、最低限の人間らしい生活や自分らしい生活が送れることを目指しております。

今回の指針の改定におきましては、トイレの数や被災者1人当たりの専有面積などの避難環境を改善させる方向だということでございます。避難所をめぐる現行の指針では、トイレに関して、現行は災害の発生当初から50人に1つ。避難所における1人当たりの専有面積については明示がされていないということなんですけれども、こちら明和町では、トイレの数や1人当たりの専有面積について現状どのようになっているのか、答弁を願います。

○議長（辻井 成人） 質問が終わりました。

防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 明和町の指定避難所における1人当たりの専有面積の基準は2平方メートルとしております。

トイレの数につきましては、現行基準である発災当初から50人に1つを基準としております。ただし、簡易トイレの本体等を含めると、避難施設に設置して

あるトイレの状況にもよりますが、過去最大クラスの南海トラフ地震の想定避難者4,700人に対して、20人に1つの基準は満たすことができるものと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） 現在トイレは20人に1つの基準を満たすという答弁をいただきましたけれども、1人当たりの専有面積、これに関しましては、2平米ということ、そういう答弁もいただきました。

このスフィア基準、国際基準では、トイレは発生当初時は50人に1つで、災害発生の中期には20人に1つ、女性用を男性用の3倍にすることを求めています。

また、避難所における1人当たりの面積では、3.5平米、畳約2畳程度、これが求められるということになっておるんですけれども、このことに関して、明和町として今後対応を行っていくのかどうか、これを答弁を願います。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 現在、避難所は主に学校や公民館などの既存公共施設を使用することとしており、避難所として野外でテントを使用する外国と比べまして、スフィア基準を確保するのは容易ではありません。また、1人当たりの面積を増やすことにより、避難所の収容人数を減らすことは現実的には困難と考えていますが、今後国の指針が改定された場合、その内容を基に、避難所の質の向上について検討していく必要があると考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） 当然既存の施設を使っただけの避難所運営ということになりますので、いろいろな問題、規制、そういうのが発生すると思います。

また、国による避難所運営の指針の改定、これが行われましたら、今後の地域防災計画の見直しにも大きく影響してくる、このようにも考えております。

ぜひとも、これを機会に避難所の環境整備、これに関して改善を進めていただきたいとは考えておりますけれども、スフィア基準、これを遵守することによって、避難されてきた方を、もうあなたは入れないんだよと、そういうことがあっては絶対いけないと思いますので、そのときの状況に応じた対応をしていただいて、被災者の尊厳ある生活、これを守るために何をしたらいいのか、しっかりと対応できる、そのような計画づくり、これを進めていっていただきたいと思います。

また、住民同士、これが力を合わせてそれに対応できる、そういう環境づくりも絶対必要だと考えておりますし、私たちが住民の立場として、どうやっていけば、安心してというわけではないんですけれども、避難所生活で安心・安全にそういう生活が送っていけるのか、これを考えていくことも必要であるし、課題であると、このことも述べさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして、福祉の向上、暮らしを守る社会保障である国民健康保険についてお伺いをいたします。

国民健康保険、いわゆる国保は、中高年者や高齢者が多いために、1人当たりの医療費が比較的高い傾向となっていておりまして、最も低い健保組合とは2.5倍と大きな差がございます。これはそもそもの加入者の年齢要件であって、高齢者になれば当然体調不良も増えてまいります。こういう自然の流れの中で、仕方がない部分であると、これは考えております。

次に、国保とほかの制度との入院医療費、こちらを比較してみますと、国保は、ほかの制度よりも幅広い年齢層で、精神及び行動の障害、神経系の疾患、いわゆる精神疾患などによる医療費が高くなっている、こういうデータがございます。特に、25歳から54歳までの年齢層で、入院医療費の約50%を精神疾患等にかかる医療費が占めているということでございます。これは、メンタル面で不調を来たした場合にはどうしても仕事を辞めざるを得ない、こういうケースが多く、その場合国保に入る人が多くいらっしゃる、こういうことを表しているのではないかと考えております。国保運営に当たり、若年層の医療費が高

いという部分に注視をして改善策を講じるというのも、今後必要になっていく
んではないかと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

メンタルケアに関して、様々な分野で、今それを充実する、こういうことが
求められている時代ではございますけれども、国保運営の視点からのメンタル
ケアに関して、どのように考えていらっしゃるのか、答弁を願います。

○議長（辻井 成人） 質問が終わりました。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 議員仰せの国保における25歳から54歳まで
の年齢層の入院療養費に関しまして、精神疾患等にかかる医療費が約50%とい
う点について、明和町での状況を確認させていただきましたところ、約40%と
なっており、やや低い傾向にはありますが、それでもなお、疾病別では高い割
合を示している状況となっております。

議員ご指摘の若年層の医療費、特に精神疾患に関する入院医療費が高い点に
ついて、現時点では、国保において具体的な改善策というのは設けておりませ
んが、町としましては、国保加入者を含む住民全体に対する健康づくり事業の
一環といたしまして、心身の健康について相談できる窓口を設置しております。
加えて、健康診断の結果に基づくフォローアップを通じ、住民に寄り添い、支
援を提供することに努めております。

また、精神的な不調や疾患を抱える方々への支援につきましては、福祉総合
支援課やこども課、障がい者生活支援センターといった町の関係部署をはじめ、
県の関係機関、医療機関とも連携し、個々の状況に応じた支援を提供できる体
制を整えております。

このようなメンタルケアを含む健康づくりが若年層の医療費の負担軽減にも
つながり、国保運営の視点からも医療費の抑制に寄与すると考えておりますの
で、引き続き課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） 私国保運営の面からと言いましたけれども、特にメンタルケア、健康に関しましては、いろんな課が連携をしてやっていただかなければならないことだと思いますので、そういう部分に関しては、今後ともしっかりとやっていただきたいと思いますと思っております。

続きまして、国保税の長期滞納者に交付する資格証明書の廃止に伴い導入する特別療養費の事前通知の仕組みについてお伺いをいたします。

保険証の新規発行は12月1日で終了いたしました。保険税を滞納している世帯主に対して被保険者証の返還を求める、こういう規定もなくなることで、短期保険証・資格証明書の発行、これはなくなります。これまでも、滞納がある方には医療費の自己負担が一旦10割となる特別療養費、こういう仕組みがあるんですけれども、この仕組みは今後も残ってまいりますので、そのために新たに特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行う、こういう形になってまいります。

仕組みが変わるということで、医療機関を受診した際に窓口で全額を負担することに対して、機械的な運用、これが行われることが危惧をされておりますけれども、厚生労働省がこのほど、その要件を定めた改正省令を交付して、運用の詳細、これをまとめた通知を示したということなので、その点についてお伺いいたします。

保険税の納付勧奨や納付相談など、これを前提とした対応を求めたものになるということなんですけれども、どのような形になるのかお示してください。

○議長（辻井 成人） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 議員仰せのとおり、健康保険証の廃止に伴い、従来の短期証や資格証明書は廃止され、保険税を長期にわたり滞納している世帯に対して、新たに特別療養費の支給に関する事前通知を行うこととなりました。

特別療養費は、滞納者が医療機関で全額を自己負担し、その後、申請によりまして保険給付相当額が払い戻される仕組みとなっております。

この通知を送る前に、対象者は、納付勧奨通知の送付や、その方に応じた形での接触を行い、納付相談を実施したいと思います。

この取組を行った上で、納付がない場合には、弁明の機会を設け、期日までに弁明書の提出がなければ、特別療養費の支給に関する事前通知を行う流れとなります。

いずれにいたしましても、新しい制度の導入について、税務課と連携しながら、国の通知にもありましたように、機械的な運用とならぬよう丁寧な対応を心掛けてまいりたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） 制度が変わるということで、今までどおりでは駄目だということを、やっぱりしっかりと周知もしていただかなければいけませんし、もともと滞納されるという方は、経済的な困窮をされている方が多い、このように考えておりますので、そういう方に対して、安心して相談ができる、そういう環境をしっかりとつくっていただきたいと思っております。

そしてまた、保険税の滞納に関しましては、そもそも払いたくても払えない。国民健康保険税が高過ぎるんだと、こういうことが問題であると、これまでも、私一般質問等でもお伝えをして、改善されること、こういうことを提案してまいりましたけれども、これに関しまして、今年7月から行われております中央社会保障推進協議会、この中の国保部というところが行っております「国保料が高すぎる！国の責任で払える保険料にしてください！WEB署名」こういうものがあるんですけれども、こちらに全国からたくさんの声が、今寄せられております。

収入は上がらないのに国保はどんどん値上げされて困るとか、障害があり、自営業を営んでいらっしゃる人からは、国保への支払いが生活を困窮させるほど困っている、こういう声が届いております。

また、しんぶん赤旗の7月28日の記事では、奈良県の子ども4人を育てるシ

シングルマザーの人の話が載っておりまして、国保税を計算する基準所得がゼロであっても、国保には均等割や平等割があるため、低所得世帯の軽減制度を使っても、年間7万円を超える国保税の支払いがあり、子どもたちのおやつも買ってあげられないという、本当に切実な状況、これが紹介をされておりました。このような事例からも、多くの皆さんが国保税の負担に苦しんでいる、こういうことがあるということ踏まえまして、より一層滞納者に寄り添い、親身で丁寧な対応を行うことが求められると考えておりますが、いかがでしょうか。答弁を願います。

○議長（辻井 成人） 質問が終わりました。

税務課長。

○税務課長（西尾 仁志） 国民健康保険税の滞納に関することでご質問いただきましたので、私から答弁させていただきます。

田邊議員がおっしゃいますとおり、国民健康保険に加入されている方々は、社会保険に比較をしますと、中高年などの高齢者層が多く、医療費が高くなるといった傾向がございます。そのため、1世帯当たりの保険料負担が大きくなっているといった現状がございます。

また、国民健康保険は、疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とするものであり、加入者全員がお金を出し合って助け合うといった制度であることは申し上げるまでもないことですが、住民の方々の健康の保持と増進のため、様々な給付や事業を行う大切な制度でもあります。

私たちの生活にとりまして、この重要な制度は、納めていただいた保険税により支えられておりますので、納期限までの納付にご協力をお願いしているところでございます。

ただし、1人1人の生活状況が異なるため、納期限までに納付することが困難な方もいらっしゃるかと存じます。納期限までに納付が困難な方につきましては、早めに納付相談をしていただくことを町の広報のみならず、LINE

やホームページ等で周知をいたしまして、税務課といたしても、納付相談をしやすい環境づくりに取り組んでいるところでございます。

また、納付相談があった際には、相談室で滞納者に寄り添った親身で丁寧な対応をするよう心掛けております。その際に、相談者が、生活上非常に困窮されているなどの事実が判明した場合には、福祉関連の担当課につなげていくといった対応を行っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） 私もこれまでちょっといろいろ困窮されている方の相談に乗ったりする場合に、やはり国保税含め税金の滞納と、それに至るまでに、行政に相談をするのが一番の近道だし、一番安心できる道だということをお話をさせてもらって、なるべく早く滞納に至るまでに解決する、そういう道をお勧めさせてもらっております。そういうことも含めまして、町民の皆さん、明和町の皆さんが何か困ったなと思ったら、すぐに相談に行ける、安心して相談できる、そういう窓口、そういう受入体制、これを今後ともしっかりとやっていただきたいと思っております。

それでは、最後の質問になるんですけども、保険税の軽減、減免についてお伺いをいたします。

これまでも何度か、これに関する要望を一般質問でお伺いしてきたんですけども、下村町政として新年度予算を考える時期でもございますので、改めて保険税の軽減・減免制度の拡充についての考えを伺いたいと思います。

国による未就学児の均等割の保険税の軽減措置、これが現在行われておりますが、そのときに、軽減措置にかかる考え方についてという事務連絡が厚労省から出されております。保険法の解釈について、日本共産党が厚労省に確認を取ったところ、国民健康保険法第77条に基づく条例による保険料減免のために行う法定外繰入れは、平成27年度に計画的に削減・解消すべき赤字である、決算補填等目的の一般会計繰入れではない、このように整理をされている、こう

いうことを確認しております。

すなわちこのことは、市町村が77条に基づき独自減免を行った場合に、法定外繰入れを行ったとしても、それは計画的に削減・解消すべきものの対象ではない、減免のための法定外繰入れも可能である、このように整理されているということになります。

保険税の決定を自治体で決める、これは難しいことなんですけれども、独自減免に関しては国の縛りはございません。市町村が77条に基づいて減免や徴収の猶予を行うためには条例の制定が必要なんですけれども、当該条例において、どのような理由を特別な理由とするのかは、明和町であれば町長が決めることになります。特別な理由の代表的なものは災害による被災、これなんですけれども、特別な理由をどのように判断するか、町長の判断により、個別の事情を条例で定め、独自減免の充実を図っている自治体も数多くございます。

例えば、子ども均等割減免において、18歳まで実施する自治体、多子世帯への減免を実施する自治体、障害者への減免を行っている自治体もございます。また、先にお話をしました奈良県のシングルマザーのように、貧困線以下の世帯への減免など、住民の暮らしを守る施策として、明和町の責任でしっかりと行っていくべきではないのでしょうか。

国保は貧困問題と直結している、国保は国民の権利と生活を守る社会保障、このように言われている制度でございます。ぜひとも独自減免の充実を図っていただきたいと考えております。お考えをお示してください。

○議長（辻井 成人） 質問が終わりました。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 議員のほうから、保険税に関する町独自の軽減・減免の拡充についてのご質問をいただきました。

当町の財政状況は非常に厳しい状態にあり、独自の軽減・減免措置を実施することは難しいと考えております。現在の国民健康保険は、都道府県と市町村が共同運営する仕組みとなっております。そして、今後は県内市町において保

険料水準の統一、さらには、保険料率や減免基準も県内完全統一を目指す、国保広域化の取組が進められていく予定です。このような観点からも、独自政策の導入は難しいところです。

ご提案のありました子どもの均等割軽減措置の拡大や、多子世帯への減免などについては、国のほうで統一の制度として進めていただくことが適切であると考えており、国や県に対して、子育て世帯や低所得世帯への支援策の充実について、引き続き要望してまいりたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） 独自減免は今の状況では大変厳しいと、こういう答弁でございました。

まず、令和11年でしたか、県へ統一、広域化ということも、国保のほうでは言われておりまして、そういう部分での、または新たな課題というのも生まれてきたのではないかと、このように、今の答弁を聞いて私も感じました。

現在、こちら明和町では、保険税の算定の中で、資産割等、これを廃止していくと、そういうところで、いろいろな激変緩和の対策など、住民負担を軽減する、こういうことを行っているというのは聞かせていただいておりますので、少しでも住民負担が少なくなるような、そういうような運営を今後もしていただきたい。また、県に対して、国に対して、声を上げ続けていくということは、これは大事なことだと思いますので、これも引き続きやっていただきたいと思っています。

本日の質問はこれで終わりいたします。先だって、女性のことに関してなんですけれども、女性差別撤廃条約というのがありまして、今年の秋、ジュネーブで国際会議があったんですけれども、12月3日に、日本の国会の参議院のほうの施設で報告会がありまして、それを私もちよっとZoomでウェブ参加、聞いておりました。この中で、国際会議の総括所見で、日本における女性の地位、貧困や差別などについての多くの勧告が、世界のほうから、日本改善

するべきではないかという、そういう勧告が出されている、こういうこともその場の報告で私も知りました。

こちら日本では、男女を問わず、まだまだ多くの解決すべき課題が存在している。このことは間違いのないと思います。日本でのジェンダー格差が撤廃をされて、誰もが自分らしく生きていける社会を実現する。このことが世界から見ても強く求められている。こういう課題をしっかりと明和町も見据えていただいて、今後の男女共同参画の計画等、総合計画等にも組み込んでいただいて、盛り込んでいただいて、課題を念頭に置いて、解決するために、町政、施策を続けていっていただきたいと思っております。

このことを最後に述べさせていただきます、私の質問を終わりといたします。ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で、田邊ひとみ議員の一般質問を終わります。

8 番 新開 晶子 議員

○議長（辻井 成人） 7番通告者は、新開晶子議員であります。

質問項目は、明和町の魅力的な環境づくりについての1点であります。

新開晶子議員、登壇願います。

（8 番 新開 晶子議員 登壇）

○8番（新開 晶子） それでは、通告に従い、私より、明和町の魅力的な環境づくりについて5点質問いたします。

昨年の令和5年6月一般質問にて、魅力ある図書館づくりへの取組について答弁いただきましたが、改善されていない点が他市町と比較、視察研修で感じたことを元に、提案、要望いたします。

また、議会懇談会で要望いただいた内容について質問いたします。よろしく

お願いいたします。

まず1つ目は、ふるさと会館の施設運営・管理についてです。

現在ネーミングライツの上では、小林農産ふるさと会館となっておりますが、質問の中ではふるさと会館とさせていただきます。

まず1つ目は、令和5年6月以降、施設の整備を含め、2階の民俗資料館、特別展示室、多目的室での実績と明和町としての取組をお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 新開議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

教育長。

○教育長（下村 良次） 新開議員からは、3点にわたって質問をいただきました。

まず1点目、施設整備全般としましては、令和5年度にエレベーターの修繕工事を行いました。令和6年度に老朽化による図書閲覧室の天井の雨漏りについて、屋根部分の大規模な改修を実施いたしました。

2つ目、2階の歴史民俗資料館については、町内外の小学校から、令和4年度に6校、令和5年度に2校の社会見学の受入れがございました。実績として報告をさせていただきます。ただ、これも町内外からでございますので、数的には随分少ないのかなとはお感じになられておるのかなと思っております。

昔の話を言っただけとはいえませんが、ちょうど20年頃くらい前までは、基本的に3年生、4年生は地域学習というふうなことがございまして、地域を知る学習をするんですね。ですので、このあたりのときは、恐らく図書館、そしてまた、消防署、役場、そして、議会等々の見学も社会見学の中に盛り込んで、明和町の全ての小学校は来ておったのではないかなと思っております。もともと社会見学自体は学校が決めるものでございますので、今世の中随分変わってきておりますので、社会見学の目的もいろいろ変わってきておりますので、町内施設については少なくなっておるのかなと、勝手に想像したりはしております。

それから、3点目につきましては、多目的室についてのことでございますけ

れども、町民協働のワークショップや、ちょうど今モニターのほうに映し出させてもらっているんですけれども、町民協働のワークショップやめいわチャレンジ・ラボ展と、それから、ちりめん細工展、スケッチ展、それから、斎宮跡・文化観光課主催の企画展など、新しい展示内容を取り入れながら、ほぼ毎月違った内容の特別展を開催するなど、様々な取組の実績がございます。

1番、2番で、質問の中でお答えさせていただきましたように、施設そのものは大変古い。ハードの部分ではなかなか誇れる部分はないんですけれども、私も今、実際にふるさと会館の運営委員として参加しておりますので、その中からいくと、モニターのほうに示させていただいているように、企業努力と言いますか、指定管理者のほうも、非常にいろんな部分で頑張らせていただいている現状がございますので、こういう場をお借りして、そのあたりを指定管理者にお願いしている以上、皆さんにもお示しをしていきたいなと思っておるところです。

ただ、やっぱり古いんですが、改善する部分は随分あるのかなとは思っておりますので、歴史民俗資料館につきましても、この建物自体が令和3年ですので、30何年過ぎております。それから、歴史民俗資料館のほうも、内容もほぼその当時から変わらずある状態で、議員の皆さんからも、いろいろご意見をいただいたりしているところなんですけれども、このあたりも、やはり改善も考えていかなければならないのかなとは思っておりますけれども、町としては、この指定管理事業者、ハードは古いですが、ソフトの部分ですごく頑張らせていただいている部分もがございますので、やっぱりそのあたりの連携をより深めて、施設の活性化に取り組む姿勢でおります。そんな中で、住民の皆さん、そしてまた、議員の皆さんの声もやはり真摯に受け止めながら、改善努力をしていきたいなと思っておりますので、実績とともに報告させていただきます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

新開議員。

○8番（新開 晶子） 先ほど教育長がおっしゃられたように、図書館の本の保

管状況とか、スタッフの方の親切丁寧な対応は、かなりよいとお声をお聞きしております。

今年度のふるさと会館の実績報告を拝見しました。2階の特別展示室での入館数は増えておりましたが、図書館としては、新規登録がプラス18人、入館数はマイナス217人と減少しておりました。特別展示には私もよく参加しますが、齋宮跡・文化観光課をはじめ、町民の方々が主体で開催するイベント、ワークショップ、特別展示など、大変興味深い内容が多く、ありがたく感じております。

来年度ふるさと会館の指定管理事業者について、更新の時期となりますが、指定管理事業者との連携を強め、活性化に取り組むという言葉に期待いたします。

それでは、ふるさと会館にある公共の図書館と民俗資料館は、明和町の資産、財産でもあります。現在は指定管理事業者にて安定的な運営がなされています。明和町として、サービスの拡充、伝統・文化を継承していく拠点としての機能拡充など、明和町としてのお考えをお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 質問が終わりました。

答弁。

教育課長。

○教育課長（青木 大輔） サービスの拡充につきましては、ふるさと会館が開催するとしょかん市などのイベントに合わせて、キッチンカーの出店や明和町産の旬の食材が購入できる朝市の開催を検討しているほか、ふるさと会館と周辺施設の利用者向けに、敷地内に飲料の自動販売機を設置する予定です。

また、明和町の伝統・文化を継承していく拠点としての機能の拡充につきましては、歴史民俗資料館の情報発信を行い、町内外へ資料館の認知度を向上させること、学校の社会科見学の受入れを積極的に行うことで、子どもたちに郷土を知ってもらい、ふるさとへの誇りや大切に思う心を育み、伝統文化の保存継承にもつながっていくと考えております。

○議長（辻井 成人） 新開議員、いかがですか。

○8番（新開 晶子） サービスの拡充の今後の取組をお聞きして、新しい試みはにぎわいの創出が感じられ、施設の活性化につながると思います。

しかし、伝統文化の継承の拠点としての機能拡充については疑問があります。2階の常設展示に関してですが、町民の皆様から要望は届いていないのでしょうか。

小学生の児童から、うす暗くて怖い、たくさんの方から、もっと有効的な使い方はできないのかとご意見をいただいております。魅力的な施設と感じていない方が多いようです。今のままでは情報発信、認知度の向上を図ることは難しいと私は感じます。やはり、施設の整備、リニューアルが大事だと考えます。魅力的なふるさと会館として、2階の歴史民俗資料館のリニューアルのお考えはありませんか。明和町の魅力的な環境づくりについてどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 質問が終わりました。

教育課長。

○教育課長（青木 大輔） 2階にある歴史民俗資料館のリニューアルにつきましては、工事を望まれる声もお聞きしております。ただし、現在の町の財政状況を考えますと、新小学校の建設や斎宮小学校・明星小学校の改修などが控えており、なかなか難しい状況だと思っております。

今年度は指定管理の更新となりますので、今後の5年間を見据えて、なるべく費用は抑えた形にはなりますが、指定管理者と新しい活用方法を一緒に協議していきたいと考えているところです。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

新開議員。

○8番（新開 晶子） 全てにおいて財政が厳しいということをお聞きしておりますが、リニューアルも難しい状況とお答えいただきました。しかし、先ほど指定管理業者との連携を深め、施設の活性化に取り組むとおっしゃっていただ

きましたが、これからのまちづくりは、町民の皆様、地域との連携、参画が大事だと考えます。その点に関しましてはどのようにお考えですか。お聞かせください。

○議長（辻井 成人） 教育課長。

○教育課長（青木 大輔） 議員がおっしゃるとおり、まちづくりには、住民の皆様との連携、参画は大事だと考えております。そのためには、ふるさと会館が地域の人々との絆をつなぎ、本施設が地域の情報のハブとなることが必要であると考えています。今後も様々なワークショップやイベントなどを通して、町民協働の取組を進めていけたらなと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

新開議員。

○8番（新開 晶子） 共有、連携、協働という言葉がありますが、自治体が抱える様々な課題を地域の住民の方々と一緒に解決していくことは、地方の創生にとっても重要だと考えております。

では、今までにリニューアルをされたことはあるのでしょうか。今、2階の資料館には、御糸織さん、擬革紙さん、企業のほう、明和町の産業、文化が展示されております。御糸織さんは、解説付でジオラマでリアルに再現されております。そして、擬革紙さんは、展示となっております。

擬革紙や御糸織は、現地での受入れをされていると、見学もできると、前回お聞きいたしました。まずは、明和町の資料館としての整備が必要だと考えておりますが、いかがでしょうか。

擬革紙の会は創立15周年、擬革紙は三重県指定伝統工芸品認定10周年を記念して、明和町と玉城町ですてきなイベントが開催されておりました。御糸織物株式会社さんは、創業150周年と限定の柄を織られたことをSNSで拝見いたしました。

民俗博物館には、明和町の伝統産業である、この2社の商品が展示されております。企業、行政、町民の皆様とコラボしてつくり上げるのもよいと考えま

す。民俗資料館のリニューアルを強く要望いたします。

先ほど、財政状況を考えると、ハード面での改善は厳しい、難しいとお聞きしましたが、私が提案するサービスの拡充とは、ハード面になります。提案も含め、2点伺いたいします。

1つ目は、自習室の提案でございます。

モニターをお願いします。

ふるさと会館の自習室ですが、ネット検索をすると、勉強、自習にお勧めな三重県のきれいな図書館15選の中にある、明和町にある図書館と写真も掲載され、紹介されています。

1階にある閲覧席は明るく清潔感があり、使いやすくよい雰囲気ですが、2階にある自習学習スペースは、まだパイプ椅子とパイプ机が設置されております。

令和5年6月に一般質問させていただきましたが、環境整備を前向きに取り組んでいただけるのはなかったのでしょうか。

学習機の大きさを使いやすい机、疲れにくいクッション性の高い、居心地のよい椅子に変更する。子どもたちの意見を取り入れたり、自習室の設備の充実を図っていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 質問が終わりました。

教育課長。

○教育課長（青木 大輔） 前回も答弁させていただきましたように、施設のハード面の整備につきましては、厳しい財政事情もあり、難しい部分もございしますが、今後の新しい取組として、指定管理事業者と連携して、携帯端末から自習学習スペースの空き状況が照会できるよう改善し、施設利用者の利便性向上に努める予定です。

また、限られた予算の中で魅力ある図書館・文化施設としてふるさと会館を運営していくためにも、他市町でたくさんの図書館運営の実績がある指定管理

者のノウハウを活用しながら、まずはソフト面での充実を図っていきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

新開議員。

○8番（新開 晶子） 私の提案は、要望は、ソフト面ではなく、先ほどお話ししましたハード面になってしまいますが、個別学習が快適にできる環境づくりの整備は大切だと考えます。

私なりにリサーチしましたが、机が約1万6,000円ほど、椅子は1万2,000円くらいで、10セット購入しても30万円程度でございます。リサイクルで購入すると、その半分ぐらいの予算で設備ができると考えます。

また、明和町の資産でリサイクルできるものはないのでしょうか。いま一度、改善できるよう検討いただき、計画的な予算の確保を強く要望します。魅力ある自習室となるよう、整備をお願いいたします。

それでは、次に、キッズルームのモニターをお願いいたします。

2点目は、読書習慣の形成について、キッズルームの整備の要望をいたします。

幼児期から本に親しむことが重要だといわれています。

近隣市町の図書館を見てみると、図書館に親子で過ごせるキッズルームがあります。多気図書館はドアもついたお部屋になっております。

勢和図書館は、ゆとりの丘という芝生の公園内に遊具もあり、自然豊かなすてきな施設です。もちろんキッズルームもあります。月に一度、地元のカフェのコーヒーを提供し、「ほんとカフェ」というのをされております。

玉城町図書館では、令和5年4月にリニューアルオープンをしました。

モニターを、すみません、お願いします。

子育て世代の支援として、新たな7.5畳の畳敷きのキッズルームを設け、靴を脱いで親子でのんびりできる部屋を整備し、読み聞かせも可能となったようです。また、子どもから高齢者まで屋外でも読書が楽しめるよう、飲食可能な

テラスを新設されました。

本離れが進む中、魅力的な図書館のリニューアルで利用促進と利便性の向上を図られたようです。W i - F i も整備され、今後は電子書籍の整備に取り組むようです。

ふるさと会館、明和町の現状をお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 教育課長。

○教育課長（青木 大輔） ふるさと会館においては、児童図書室にお話コーナーがあり、指定管理事業者やボランティア団体による本の読み聞かせを実施しています。この一角に、畳2畳分ではありますが、じかに座って親子で本に親しむことができるクッションマットスペースを設置しております。

また、現時点では、電子書籍やW i - F i の整備予定はございませんが、今後は他市町の取組なども参考にしながら、利用者のニーズに合わせて必要に応じて検討していきたいと思っております。

○議長（辻井 成人） 新開議員。

○8番（新開 晶子） 学習スペース、キッズスペースについて、現状対応していることは理解いたしました。

先ほど、ハード面に関しては難しい財政状況であるため、必要に応じ検討するとご回答いただきましたが、近隣の図書館の比較を見ても、今の現状でよいと感じられますか。キッズルームが整備されていなければ、誰も来ないと思います。

0歳児、2歳児を連れて図書館を利用した場合、キッズルーム、部屋があれば、周りを気にせずゆったりと本が読める、居心地のよい図書館となります。

ふるさと会館は、クーリングシェルターにもなっていますし、親子の居場所づくり、子育て支援、住民サービスの向上にもつながると考えます。明和町としてのお考えをお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 教育課長。

○教育課長（青木 大輔） 学習スペース、キッズスペースにつきましては、大

幅に改修することは現在考えておりませんが、利用される方々の意見も聞きながら、まずは、先ほど議員もおっしゃいましたが、学習スペースの椅子がパイプ椅子であったり、そこら辺は早急に何とか改善できたらなと考えております。

使いやすい、居心地がよいと思っただけのような図書館づくりを今後も目指していきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 新開議員。

○8番（新開 晶子） ありがとうございます。ぜひ前向きにご検討いただきたいと思えます。

もう1点、中央公民館の2階のWi-Fiインターネットの接続環境が悪く、お願いしても改善されないと、町民の方や講座の先生から何とかしてほしいとお聞きしました。

公共の施設のWi-Fiインターネット接続の環境状況整備、今後どのようにお考えか、答弁をお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 教育課長。

○教育課長（青木 大輔） 中央公民館につきましては、令和7年度に全館Wi-Fiの整備工事を検討しております。この整備により、公民館講座での利用や公民館利用者の利便性を高めるとともに、災害時に避難所として利用した際の情報収集にも役立てられると考えております。

○議長（辻井 成人） 新開議員。

○8番（新開 晶子） 改善されるということで、安心いたしました。ありがとうございます。

今後とも、町民の皆様や利用者の方々の利便性に配慮いただき、多様なニーズに迅速に対応していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、モニターをお願いいたします。

議員視察研修として、11月に佐賀県武雄市市役所を訪れました。

田邊議員、綿民議員からもお話がありましたが、武雄市図書館、武雄市こども図書館についてレクチャーを受け、現地を視察いたしました。

武雄市図書館の取組を紹介させていただき、住民サービスの認識を深めていただきたいと思います。

人口は約4万9,000人、1,300年前の歴史を誇る温泉郷で、420年以上歴史を誇る陶芸の里です。

武雄市図書館は、平成12年、2000年にオープンし、平成25年、2013年にリニューアルしております。武雄市図書館、歴史資料館、こども図書館、全て建物はグッドデザイン賞を受賞しているそうです。

カルチャー・コンビニエンス・クラブ株式会社、TSUTAYA関連会社が指定管理者となり、運営しております。

年中無休で9時から夜9時までの開園、館内にはスターバックスコーヒーがあり、本を読みながら自由にコーヒーなどを楽しむことができます。無料Wi-Fiが完備されており、居心地のよい図書館となっております。本、文房具、雑貨、日用品なども販売しており、購入した本も館内図書館で読めます。

多様な体験イベントや講座も実施することで、ライフスタイルの提案をしたり、地域のコミュニティー、情報の拠点としての図書館、様々なサービスの提供、図書館の利用促進を図っているとお聞きしました。

コンセプトは「市民の生活を豊かにする図書館」、狙いは知名度向上とシビックプライドの熟成とのことです。

リニューアル後の実績は、1年間で来館数25万人から92万人、300パーセントアップ、図書館使用率は8.2万人から16万人、203パーセントアップ、図書館貸出数は34万冊から54万冊、160パーセントアップとのことです。

武雄で子育てしたいと思ってもらえるこども図書館を目指すため、別途建設され、平成29年、2017年にはこども図書館がオープンしております。

こども図書館の2階には九州パンケーキカフェがあり、講演やイベントを行うメディアホール、学習室、子ども用トイレ、授乳室の設置、芝生広場では飲食ができるため、レジャーシートの貸出しもしているそうです。

遊び、学ぶ、育つの視点から、図書館を核として、子どもを中心に多世代が

交流できる環境づくりに力を入れてみえます。

昨年の私の一般質問で、魅力的な図書館づくりについてをさせていただきました。その際、中井議員からは、武雄市図書館のすばらしい取組を教えていただいております。今回、視察できることになり、たくさん気づきをいただきました。

それでは、明和町独自の読書推進に関する取組とは何かについて質問させていただきます。

子育て支援の取組についてお聞きします。

行政雑誌に、0歳、1歳半、3歳の合計3回、絵本のプレゼントする事業をされていると掲載がありました。子ども本人が登場する絵本で幼児期から読書習慣のきっかけをつくる取組として、パーソナル知育絵本を導入し、事業の拡充を図っているとありました。

明和町として、子育て支援、子どもの成長を見守る、読書活動の推進への取組は現在何をされているのでしょうか。今後の予定もあればお聞かせください。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（家城 和司） 子育て支援、子どもの成長を見守る、読書活動の推進への現在の取組や今後の取組予定についてご質問をいただきました。

議員からご紹介いただきました行政雑誌で取り上げられました全国22自治体の取組として、小学校の入学までに絵本を3回プレゼントする支援についてでございますが、乳幼児期から本に親しむことは、言葉と心の発達を促す上で大変重要なものであると考えますし、絵本をきっかけに親子が触れ合う時間は、親子にとって楽しいひとときともなり、家族への信頼、絆も深まるものと思われれます。

明和町といたしましては、乳幼児健診や各種教室での保健指導の中で、絵本は子どもの想像力を育てるなどの意義についてお伝えしておるところでございます。

また、保育所・こども園では、絵本の貸出しや、昼食やおやつの前、お昼寝

の前などの様々な保育活動の中で、絵本の読み聞かせを行っているところがございます。

このように、今後も様々な機会を通じまして、読書習慣を育む取組を行っていきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 新開議員。

○8番（新開 晶子） この取組は、全国の22自治体が行っているものと認識していただいております。

この本は、自分の名前で物語が書かれた絵本で、子どもが喜んで何度も読んでいますと掲載されておりました。親子のコミュニケーションを促す内容でよい絵本とありました。

本の作成に当たっては、子どもの乳幼児健診の会場で絵本作成を説明し、受付をし、2週間で完成、図書館でお渡しする。図書館を知っていただく、そのような取組ができると、図書館の推進の総合的な流れが構築できています。

読書は全ての学力の基礎となるので、小さい頃からの読書推進を図るべきであり、読書、本から知識を得ることができ、新しい発見もあります。ふだん使わないような言い回しや表現を知ること、言葉を介して自分の気持ちを表現すること、自分の考えを相手に伝えることでコミュニケーション能力や文章力が増すとされています。

明和町としても、子どもの読書活動推進に関して、一步踏み込んだ支援をお願いいたします。

それでは、子どもの読書活動推進に関する法律に、子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくり、学校図書館、公共図書館の環境を整備していくとあります。

子どもの読書活動推進についてお聞きします。

令和6年度議会懇談会を地区別に行い、明星地区は7月30日に行いました。

明和町議会では、令和5年に議会改革特別委員会を立ち上げ、開かれた議会を目指し取り組んでいます。

明和町立明星小学校の校長先生をはじめ、教職員の方々と懇談を行いました。令和7年度教育予算に関する要望を13項目、PTA会長、校長、教職員様よりいただきました。その中の一つに、学校図書館の機能の充実のため、図書館の司書の配置と環境整備がありました。

読書活動はもとより、図書を活用した教育活動の充実のため、常駐の司書を配置してほしいと要望でした。

明和町小学校5校、中学校の学校図書のサポート体制、現状をお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 教育課長。

○教育課長（青木 大輔） 現在の小中学校における学校図書館サポート体制については、小中学校共に図書館運営サポート業務委託を契約しています。

その配置についてですが、中学校は1名の配置で、1日8時間、年間約200日開館とし、夏休み中についても10日間ほど開館しています。小学校では5校を1人で巡回する体制とし、斎宮小学校を起点校、残りの4校を巡回校と位置づけ、起点校では1日5時間の毎月5日間、巡回校では1日4時間の毎月3日間勤務しております。

図書館運営サポートの主な業務としましては、図書購入や除籍のサポート、本紹介コーナーの設置、図書だよりによる広報活動等の司書が行う基本的な業務を行っていただいています。

この図書館司書の配置に関しては、教育委員会としても今後充実させていきたいと考えているものではありませんが、現在は小学校の統合も控えておりますので、現在の体制において、利用する児童生徒にアンケート調査等を実施し、課題や問題を整理した上で、学校が必要とする日数・時間の配置を考えていきたいと思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

新開晶子議員。

○8番（新開 晶子） ぜひアンケート調査をお願いいたします。

文部科学省からは、令和4年度、令和8年度までの第6次学校図書館整備等5年計画の策定により、図書館の整備、新聞の複数紙の配備、学校司書の配置拡充を図る目的として、子どもたちのために読書環境の整備に努めていくとあります。また、第五次子ども読書活動の推進に関する基本的な計画として、読書離れ・不読率の低減、多様な子どもたちの読書の機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備、子どもの視点に立った読書活動の推進の4つの基本方針が挙げられております。

これらの方針であります。学校司書の配置については努力義務となっておりますので、各学校図書館への常用配置、人的な整備の配置拡充はお願いという形になってしまいます。ぜひ前向きに検討をよろしくお願いいたします。

継続的、安定的な職務に従事する適切な知識と技能、資格を持った専門性の高い司書は、学校に必要と考えます。

学校に見える司書教諭は、教諭の仕事と兼務され、学校図書館の運営の役割も担っていて、授業も持ってみえるので、仕事の負担の軽減にもなると考えます。

学校図書館の充実を図ることは、本を通してコミュニケーションを深め、子どもたちの居場所としても有効だと考えます。

学校での子どもの権利の保障について、子どもの権利があらゆる面で守られた教育環境づくり、子どもたちが健やかに、そして可能性を十分に伸ばしながら成長できる学校づくりが求められています。

地域の実情に応じた学校図書館の整備、充実の推進をお願いいたします。

伊勢市の子ども読書支援プロジェクトという新たな取組がありますが、ご存じでしょうか。明和町は指定管理事業者のスタッフが学校に出向いているとお伺いしました。

明星小学校から要望である司書の常駐、また、学校図書館の開館の日数を増やすためには、専門的な司書の資格を持った方を明和町が採用し、学校と連携、公共図書館との連携、児童のフォローをしっかりとっていく協力、連携に力を入れていただくよう提案いたします。

私は、魅力的な環境づくりについて、幅広く今回質問させていただきました。限られた財政、予算の中で優先順位を見極め、事業の選択は難しいと思いますが、子ども・若者・子育て世代の支援に力を入れていただくよう要望いたします。

本日は、具体的に要望、提案させていただきましたが、内容を重ねてお願いいたします。

最後に、今後、明和町として様々な環境整備、活用の課題があると思います。町民の皆様と対話を大切に、町民ファーストでお願いしたいと思います。

それでは、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で新開議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（辻井 成人） これをもちまして、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午後 4時 32分）
